HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因
Author(s)	中山, 忠彦
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第15289号
Issue Date	2023-03-23
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k15289
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89371
Type	doctoral thesis
File Information	Nakayama_Tadahiko.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因

北海道大学　大学院農学院

共生基盤学専攻　博士後期課程

中山忠彦

北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因

中山忠彦

もくじ

序　章　課題と方法
第１節　問題意識と課題
第２節　既存研究の整理
第３節　分析視角と論文構成
第１章　農業政策における農業生産法人の位置づけと企業参入
第１節　農業構造政策と農地法の展開
第２節　農業生産法人の規制緩和
第３節　企業による農地所有の圧力
第４節　小括
第２章　北海道における農外企業の農業参入の動向
第１節　農業生産法人に関連する企業の参入－農外企業関連法人
第２節　新旧リース方式による企業の参入－農地リース参入法人
第３節　農外企業関連法人と農地リース参入法人の比較
第４節　小括
第３章　北海道における農外参入企業の区分
第１節　参入企業が経営主体となっている企業法人経営
第２節　経営主体が企業と農業者の共同法人経営
第３節　小括
第４章　北海道における食品関連企業による農業参入の実態分析
第１節　企業法人経営タイプ
第２節　共同法人経営タイプ
第３節　小括
終　章　農外企業の農業参入の位置づけ
第１節　本論文の要約
第２節　総合的考察
参考文献
参考資料　参入企業の地域別リスト

図表目次

［第１章］・・５

表１－１　企業参入と農地法関連法制の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

［第２章］・・13

表２－１　北海道の農業生産法人数と農外企業参入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

表２－２　農外企業関連法人と設立・参入時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

表２－３　農外企業関連法人の関連企業の参入時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

表２－４　農外企業関連法人の立地と経営形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

表２－５　農外企業関連法人の営農形態と面積規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

表２－６　農外企業関連法人関連企業の業種と資本金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

表２－７　時期別・業種別の農外企業の参入理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

表２－８　関連企業の参入形態と資本金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

表２－９　参入農外企業の立地と参入先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

表２－10　リース事業による企業参入の時期と撤退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

表２－11　新リース事業による参入企業の撤退理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

表２－12　参入企業の撤退・法人化までの年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

表２－13　参入企業の参入地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

表２－14　参入企業の会社形態と撤退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

表２－15　参入企業の営農形態と撤退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

表２－16　参入企業の経営規模面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

表２－17　参入企業の本社所在と農場立地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

表２－18　参入の際に依拠する農地法制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

表２－19　参入企業の業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

表２－20　参入企業の参入理由と撤退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

表２－21　参入企業における営利・非営利法人別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

表２－22　農外企業関連法人数と農地リース参入企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

表２－23　業種別参入企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

表２－24　営農形態別参入企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

表２－25　参入理由別の参入企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

図２－１　農外企業関連法人と農地リース参入法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

［第３章］・・36

表３－１　事例企業の分類区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

表３－２　企業経営法人の概要（経営継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
表３－３　企業経営法人の概要（撤退法人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
表３－４　共同法人経営の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

［第４章］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
表４－１　X 社の直営農場の分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
表４－２　新法人の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
図４－１　農協トマト部会の部会員数と生産・販売動向・・・・・・・・・・・・・・64
表４－３　トマト部会の出荷額と出荷先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

序　章　課題と方法

第１節　問題意識と課題

一般企業の農業参入は、すでに 2000 年の農地法改正から徐々に進行していた。それに弾みをつけたのが 2002 年の農業構造改革特区の制定である。農業生産法人以外の法人による賃貸での農地の権利取得が可能となる農地リース特区制度(リース方式)が開始されたことを契機に、本格的な参入が開始された。リース方式においては地域との協議の必要がなくなり、参入地域も限定することなく農地の権利取得が可能となった。その後、平成の農地改革といわれた 2009 年の農地法改正によって、農業生産法人（2016 年からは農地所有適格法人、以下農業生産法人と記す）の要件緩和も行われた。実質的な企業の農業参入の自由化である。

このような規制緩和政策の流れの中で、企業の農業参入は増加の一途をたどっている。北海道農政部も、農林水産省の指導のもとで農業分野での参入企業を新たな担い手として育てる窓口を設置し、農業参入を希望する企業と企業経営のノウハウを生かしたい生産者や自治体との連携を仲介している。一方で、いったん参入した企業が相当数、撤退していることも事実であり、その際の農地の維持管理についての懸念が未だに大きい。元プロミスの神内ファーム（2015 年）、ドールジャパン（2018 年）、ワタミフーズ（2021 年）の撤廃が相次いでいる。

参入企業の部門を見ると、食品関連企業の参入が顕著となっているのも近年の特徴である。食品産業がバリューチェーン確立のため垂直統合システムの構築に乗り出したという指摘もあり、この面で地域農業への影響についても注意しなければならない。

企業の農業参入の形態には、実質的に企業が直接農業経営を行う「企業法人経営」と、企業が既存の農業生産法人と資本提携して設立した「共同法人経営」がある。本論ではこの区分にもとづいて、参入の実態とその存続要因を地域農業との関連で明らかにすることを課題とする。

第２節　既存研究の整理

１．企業の農業参入の展開過程と現段階に関する研究動向

企業の農業参入に関する実態について多角的に捉えた研究には高橋・盛田［2013］、八木［2013］、室屋［2007-2015］、大仲［2018］、石田［2015］が企業参入が本格化する段階での整理をおこなっている。これら研究で共通しているのは、企業による農業参入の背景には、経済界の要望により国が規制緩和を行ったことが挙げられる。なかでも高橋・盛田［2013］は、企業の農業参入について、その背景としての農政の動き、参入動向と経営実績および地域社会との関わりから分析を行っている。

室屋［2007-2015］は大手食品企業の参入には地域の自治体や農協が積極的に協力すべきことを指摘し、大手流通企業の農業参入方式として、リース方式による直接参入と、先進的農業者との共同出資による農業生産法人立ち上げによる間接的参入の方法を整理している。これに対し、大仲［2018］は、業種よりも地域に根ざした地場企業の参入が、地域農業を活性化させていることを高く評価するとともに、実際に参入している企業の技術力や管理能力は、既存の先進的農業者を上回ることはないことを指摘している。

石田［2015］は、企業の農業参入の推進主体である大手食品産業の意図は、直接生産に乗り出すことではなく、川下からの流通を中心としたバリューチェーン構築、いわばバーティカル・インテグレーションの構築であると論じている。いずれも、農業参入している企業を紹介しているが、総じて参入する企業側に立脚した短期的な成功事例の整理にとどまっている。しかし、対象としている参入企業の継続期間は短く、入口段階の事例分析にとどまっている。

２．一般企業の農業参入動機の類型化に関する研究動向

一般企業の農業参入に関する研究において、高橋・盛田[2013]は参入動機を次の２つから類型化している。

第１は、農業を新たなフロンティアとしてとらえ、新成長部門として位置づけて参入するタイプである。建設業を中心に地場企業の農業参入事例は多いが、経営として成立している事例は少ないとしている。

第２は、高齢化や国内生産の縮小など農業構造の変化を背景に、本業との連携強化や製品の消費者訴求性を高めるために農業参入を図るタイプである。これは本業とのシナジー(相乗)効果を強く意識している例が多い。このシナジータイプは、食品製造業や食品流通業、外食産業からの参入が多く、農業に近い分野での事業経験があるだけに農業の「手ごわさ」を多少とも認識した上での取り組みとなっている。

このタイプには、さらに多様な参入バターンがある。例えば、大野・納口[2013]は、セブン&アイの事例をもとに、その参入は食品リサイクル率達成のための農業参入であり、仕入れ販売という自社の得意な部分だけを行う取り組みであるとし、厳密には農業参入とは言えないとしている。また大仲[2018]は、イオンは自社完結的なバリューチェーンの構築拠点を目的にした直営農場開設による農業参入であるとしている。また、農業生産法人設立による間接的な農業参入には生産過程重視と流通過程重視のパターンがあると指摘している。

第３節　分析視角と論文構成

以上の農業参入企業の類型からみると、食品製造業やスーパーマーケットなどの食品流通業および外食産業などの食品関連産業が注目を集めているが、従来の建設業などの他に植物工場などの新しい業態への参入も現れている。食品関連産業の参入については、フードシステムの観点から川下から川上に向けての統合化の形態が問題とされている。ひとつは垂直統

合的な直営農場のかたちであり、もう一つは地元農家との連携を図る本来の農業生産法人のかたちである。とはいえ、バリューチェーンとしてみた場合、企業の参入とは異なる契約農業のかたちがあり、統合的視点からは企業参入の側面のみでは全体を説明することができない。したがって、食品関連企業の参入の場合においても、バリューチェーンの構築という単純な視点では不足であって、あくまで地域農業との関連性を基本として考える必要がある。

また、企業の参入地の決定においては、地域の自治体などの誘致などの契機が重要性を持っており、逆に言えば、地域の担い手不足と耕作放棄地対策として企業が位置付けられているのである。このことが、農地法上企業参入はさまざまな問題をはらむにも拘らず、地域農業の実態からはひとつの対応策として前向きに議論されているのである。そのため、企業の参入は条件不利地であることが多く、地域からの有形無形の支援を必要としている。したがって、土地の制約がほとんどない植物工場などを除けば、一般的な企業の農業参入は地域農業との接点を持ってこそ経営としての安定性を有するのではないか。これが本論の問題意識であり、課題である。

そこで、ここでは参入企業の形態を企業法人経営と共同法人経営に区分して分析を行うことにする。前者は企業が直接的に農業生産を行う形態であり、制度的にはリース制度を利用して参入した企業および農業生産法人の形態の中で実質的に企業が経営を行っているものである。言い換えれば、経営権が企業にあるものである。後者は農業生産法人のうち、企業が参入しているものの地元農家との分担関係が明確であり、企業の単一支配が行われていない法人である。この２つの形態は、地域農業との関連では段階差を持っていると考えられ、その差異を明らかにしながら、企業の存続要因としての地域農業の位置づけを考えることにする。

以上の認識から、本論文では次のような叙述の順序をとることにする。

第１章では、分析の前提として農業政策における農業生産法人の位置づけと企業参入の動向について明らかにする。従来の政策に大きな変更を行って、企業の農業参入を積極的に推進してきた経過を明らかにする。

第２章では、企業参入の制度にもとづいて**農外企業関連法人**（農外企業等が関連している農業生産法人）と**農地リース参入法人**（新旧リース事業によって参入した法人）の企業名簿を集計することで、企業の参入・撤退の動向と参入企業の性格を明らかにする。

第３章では、第２章の法人リストの中から調査可能であった12の参入企業の整理を行い、**企業法人経営**と**共同法人経営**に区分すると共に、経営の存続と撤退の要因を明らかにする。

第４章では食品関連企業を対象として企業法人経営である X 社の事例と共同企業経営である Y ファームの事例を取り上げ、その実態と地域農業との関連性について考察する。

以上を踏まえ終章で総合的な考察を行い、結論とする。

なお、用語が複雑であるため、あらかじめ黒字で示したキーワードの領域を後出**図２－１**により示すと以下の通りである。

北海道の**農外企業関連法人**は農業生産法人 3,605 の一部を構成しており、2019 年現在 217 社、それに関連する企業は 270 社である。これに対し、**農地リース参入法人**は 102 社である。両者を合わせた**農外参入企業**は 319 社となる。**企業法人経営**は農地リース参入法人のすべてと農外企業関連法人の一部である。**共同法人経営**は農外企業関連法人の一部である。農外企業関連法人は企業法人経営と共同経営法人からなっており、その経営主体がどちらにあるかは実態調査により判断する。

第１章　農業政策における農業生産法人の位置づけと企業参入

ここでは、これまでの農業政策、特に構造政策との関連で農業生産法人の位置づけを行い、農外企業の農業参入が農地リース方式と農業生産法人の要件緩和によって行われてきたことを明らかにする。

第１節　農業構造政策と農地法の展開

１．農業生産法人の展開過程

近年、農政による構造政策の一環として農業の担い手の大規模化が進められているが、その流れには大きく分けて２つある。１つは、家族農業経営の農業生産法人化であり、もう１つは企業の農業参入である。この流れの以前には、家族農業経営の主体的法人化の動きが見いだせる。それは家族経営では成立しえない条件不利地などで、共同の力で成功させ、経営基盤が確立した段階での法人化と節税対策としての法人化である。節税対策としての法人化を歴史的にみると、府県のみかん作農家や梨作農家で最初に取り組まれている。当初、税務当局はシャープ勧告から除外し、家族員の所得合算に課税することが残されたことについての反発であった。この時の法人化によって、1950 年に初めて青色申告制度ができ、「専従者控除」が認められるようになった。その後、「みなし法人」制度ができてから、申告者(経営者)本人の報酬も必要経費に算入できるようになったことで、法人化の動きは収まっている。

1961 年の農業基本法の制定以来、農政の農業構造政策による零細規模農家の整理と大規模農家の育成政策、つまり家族農業経営の大規模化のための「ゴールなき規模拡大路線」とそれを地域的に支援する「中間組織体」の育成を誘導してきたのが農業構造政策路線である。農業生産法人化は大規模化による企業的家族経営の形成である。もう一つが、一般企業が農業生産に間接的に参入することによってビジネスチャンスを見出そうとして参入する農業生産法人化である。したがって、農業生産法人問題を扱う時、この二つの流れは似て非なるものであり、両者を混同せず、明確に識別して取り扱う必要がある。従来までの農業法人化の議論においては、両者を明確に識別した議論は認めらない。その理由は、企業が出資した会社法人と農家が出資した会社法人が統計数値上では識別できないからである。それ故、農業生産法人の中には両者が混在していることになる。

一方、農業生産法人の意思決定においては、①事業要件、②議決権要件、③役員要件によって本社企業の意志が制約されるため、企業は日経調を通じて直接参入を希望していたが、それが初めて認められたのが 2002 年に制定された農地法の特例である。特定法人に認定されると企業は農業生産法人の形態をとらなくても条件付きではあるが直接参入の道が開けたのである（注１）。

２．構造政策と農地法の改正

日本農業における構造変化は、1961 年制定の農業基本法に基づいた構造改革を誘導する農政を出発点とする。この農業基本法は、農水省が EU の前身である EEC 委員会のマンスホルト計画を参考に策定した法律である。マンスホルト計画の主旨は、①就農人口の削減、②農業の大規模化、③耕地面積の縮小と他の用途への転換、④農村地域の工業化であったが、わが国ではそれを踏襲したのである。とりわけ就農人口の削減については、当時高度成長時代でもあり不足する労働力を農村から都市の工業部門に供給することによって工業の高度成長を促進し、同時に、効率の悪い零細農家の離農を促進して、経営規模の拡大による農業経営の近代化を狙った選択的拡大政策であった。

その構造政策の具体的担い手対象は、専業・準専業の農家や法人経営、集落営農などの組織的な営農を想定されている。いわば家族経営やその延長線上にある法人経営である。ところが構造改革がなかなか進まないので、2010 年に「効率的かつ安定的農業経営」を育成することを理念とする「食料・農業・農村基本法」(「新基本法」)を制定したが、基本的には家族経営を近代的な大規模な企業的経営に育成しようと意図したものであり、主な農業経営の担い手として家族経営を想定した「旧基本法」の流れに位置していた。つまり家族経営の延長線上にある企業的経営の育成である。なぜ家族経営にこだわるのかといえば、地域社会との調和を地域住民から要請されていたからである。したがって「旧基本法」も「新基本法」も農業政策上の理念としては、生産の合理化だけではなく農村の維持や環境保全にも配慮していた。しかし、それらの積み上げられてきた政策を一挙に蔑ろにする政策転換が行われた（注２）。

従来までは政府の規制改革路線から聖域であった農業に、2013 年から第二次安倍政権が立ち上げた規制改革会議(2016 年 9 月からは推進会議)が強力に介入し始めたのである。その規制改革(推進)会議は、財界人と新自由主義的経済学者を中心に構成されており、生産者である農家の代表や農業関係の学識経験者は含まれていない。この介入によって、一般企業の農業参入を強力に推進する政策が打ち出されることとなった。従来までの農政は、生産者である農家の代表と農業関係学識経験者が必ず参加している農政審議会の答申を得て打ち出されてきた。しかし、内閣府直轄のトップダウン型である規制改革推進会議の答申が、ボトムアップ型の農政審議会の答申よりも権威があると位置づけられた。したがって、従来まで農政審議会で配慮されていた農村社会を守るための住民要望や自然環境を保全するための施策がほとんど考慮されなくなったのである。

また、日本の農地制度は、ゾーニング規制と農地の権利主体・権利移動に関する規制を組み合わせる形で設計されてきた（注３）。ゾーニングは土地の用途や利用方法を区域別に定めており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律(農振法)がその根拠法である。これに対し、農地の所有権、利用権などの権利を持つことのできる主体に規制の網をかけ、その手続きを定めているのが農地法(1952 年制定)と農業経営基盤強化促進法（以下、基盤強化法を略する）である。また農地法には農地を農地以外の用途に使うことを規制する転用規制が盛り込まれている。農地法制定以降、国民経済の成長や農業技術の革新、農業経営の変

貌を踏まえるという理由で農地法の改正が行われてきた（注４）。主な改正は次の通りである。

農地法制定当時の 1952 年は、直前の農地改革で生まれた「戦後自作農」を保護することが主要目的で、農地の権利主体は農家に限定され、経営規模も厳しく制限されていた。1962 年には農業生産法人制度が定められ、農家以外の法人による権利取得が可能となった。とはいえ、この時点の農業生産法人には事業要件、構成員要件を始めとする厳しい制約条件が付けられ、農家の連合体としての位置づけを与えられるにとどまっていた。その後、1970 年の借地容認、1975 年以降の農振法改正による農用地利用増進事業の創設など、農地の権利移転を促進する重要な改正が次々と行われていく。

しかし、農地の権利主体に関する規制は長らく緩められることはなかった。それが変化し始めるのは 21 世紀目前の 2000 年農地法改正以降のことである。2000 年農地法改正で初めて、株式会社が厳しい条件付きではあるが農業生産法人となる道が開かれる。従来までの自作農維持農政の 180 度の転換である。さらに小泉政権下で 2002 年に構造改革特別区域法が成立し、翌年から「農業特区」制度での企業の農業参入が可能となる。そして経済界のシンクタンクである日本経済調査協議会の高木委員会提言に基づいて、2005 年の基盤強化法の改正によって特定法人貸付事業が開始され（注５）、企業の農業参入が事業を実施する全国各地で可能となり、最終的には 2009 年の農地法改正で一定の条件を満たせば全国各地どこでも農地を借りての営農が可能となった。

この規制緩和の歴史の最終版は、規制改革会議第 3 次答申(2008 年 12 月 22 日)であり、企業の農業参入規制緩和が示され、農地利用権規制(地域限定等)緩和、農業生産法人制度(構成員)要件緩和が打ち出されている。そのことが農地法 2009 年改正に影響したと考えられる。こうした規制緩和要求はその後も継続され、規制改革会議最終報告(出資者要件、事業要件、業務執行役員要件)で緩和が要求されている。ただし、農地所有権の規制緩和には、参入企業の多くが農地所有権取得を想定していないこともあり、必要とされる制度改革はすでにほぼ達成されたとみてよい。すなわち、2009 年の農地法改正を以て、企業の農業参入を妨げる制度的要因はほぼ解消したと理解してよいし、それが現在の農業参入拡大の背景にあるとみられる。

第２節　農業生産法人の規制緩和

１．新政策での位置づけ

農業生産法人が農政の対象としてクローズアップされるようになるのは、1991 年の「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」（新政策）においてである。このなかではじめて法人化を経営形態の選択肢の一つとして位置付け、「農業経営の法人化を推進する」と明確に打ち出された。「新政策」を踏まえ、農業生産法人の要件緩和が進み、事業要件に製造加工業も加えられ、構成員には一部消費者、企業、農協の参加が認められるようになった。また、

法人化に伴う様々な支援措置(補助事業、税制特例、制度資金等)が大幅に拡充された。1993年には、認定農業者制度も創設された。さらに、2000年の農地法改正では、株式会社形態の農業生産法人が株式譲渡制限付きで認められ、併せて農業生産法人の要件見直しも広く実施された（**表 1-1**)。こうした施策に後押しされ、農業生産法人は近年大きな伸びを示している。このように、農業生産法人制度は本来的には農業者の経営発展を目的にしているが、農地リース方式導入以前から企業参入の方法として定着していた。参入企業の業種では食品製造、青果流通、種苗・資材といった農業との関連度の高い分野と建設業からが中心である。企業による農業生産法人への出資には制限があるが、地方では企業経営者が農家である、または従業員に農家出身者がいることが多く、農業者として設立主体になることは可能であった。なお、建設業では農業と関連度がないため、親会社が農業生産法人に出資することは不可能であり、経営者等が農業者として設立主体になるのが一般的である。これに対して関連度がある食品関連では、個人に加え本体からの出資関係があるケースが多い。

企業側からみた参入制度としても、農業生産法人の方が農地リース方式よりメリットが大きかったといえる。生産法人は農家と同等の権利を有する地域の担い手(認定農業者)と位置づけられ、農地取得は所有も含めて地域制限がなく、農業施策の対象としても優遇されている。2016年には、「農地を所有できる法人の要件の見直し」があり、また、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、要件を満たす法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更した。見直した要件とは、「議決権・構成員要件」と「役員要件」である。これら一連の規制緩和農政により、一般企業の農業参入障壁はほぼ解消された。しかし企業は議決権に関わる株式所有割合が 50%未満にとどめられ、農業生産法人の議決権はまだ規制されている。

２．構造改善特区におけるリース方式(旧リース事業)の導入

農業生産法人の改正による規制緩和程度では、企業の参入規制が大きいという経済界の要請に応じて、国は特別措置として農業特区を設けて企業の直接参入を認めた。すなわち、農地法の特例として農業生産法人の規制を受けず、本体の一事業部門として直接参入が可能となった。しかし、その特区は担い手の高齢化や不足で遊休農地が増加している地域を対象に限定して認定されており、また農地は賃借のみで所有は認められていない。加えて、特区参入を希望する法人は、農地を適正かつ効率的に利用する主体であるか、地域農業と共存できるか等の審査を受け、実施主体(地方公共団体や農地保有合理化法人等)と協定を結ぶ必要がある。もし、農地転用等の契約違反があれば、リース契約が即時解除される仕組みとなっている。他方、参入できるのは市町村が「遊休農地、または遊休化しそうな農地が見込まれる地域」と認定した地域に限定されるほか、参入に際しては市町村の仲介で農地斡旋を受け、また地域と協力して適正に農業を行う旨の協定を結ぶ必要があった。そして、この旧リース事業は、2003年の構造改革特区に始まり、2005年から特区は「特定法人貸付事業」として全国展開された。農業特区は、農地制度に風穴を開ける役割を担った。旧リース事業は、企

業の直接参入を地域活性化、遊休農地解消を目的に許容したが、それは担い手政策というよりは地域・産業政策の色彩が強かった。

３．解除条件付き農地リース方式への転換

旧リース方式では耕作放棄地などの劣等地にしか参入できない規制があるという経済界の要請に応えて、国はさらに規制を緩和する新たなリース方式を導入することとなった。

農林水産省経営局の資料によると、次の点が指摘できる。

① 制度改正に伴い、参入企業数は著しく増加しており、特に野菜作の分野で顕著である。
② 業種別には、食品関連産業が増大し、建設業は比率を低下させ、さらに卸売・小売業、製造業を含めた多様な業種による参入がみられる。
③ 参入企業の借地農地面積は増加しているが、それでも 1 社あたりの面積は依然として 2.5ha 程度にとどまっており、経営規模別でも 1ha 未満の企業が 6 割以上(62.4%)を占めている。
④ 地域別には、旧農地リース制度では参入が進まなかった静岡、愛知、兵庫、埼玉等の東海・近畿・関東で企業数が大きく増え、全国的にみると地域的偏りは少なく、幅広い地域での参入が進展している。

しかし、企業が担い手の資格を即時に付与されるのではなく、一定条件下の下に参入を容認するという枠組みが導入されている。この枠組みは農地法、基盤強化法とも共通で、企業が賃借権を取得できる主な条件としては、①業務執行役員要件、②地域調和要件、③解除条件の 3 つを規定している。このなかで特に注目されるのは、③の解除条件の内容で、参入企業が借りた農地を適正に利用しない場合、賃借を解除できる旨書面にて契約において明記されること、また撤退という事態も想定し、その際の処理を契約に記載されることになっている。改正のポイントは、農地を適切に利用する主体に対し、農業参入を自由化していくことにある。その意味で、先に述べたように経済界の要請に限定付きではあるが応えたことになる。

新リース事業は農地制度の面では、新たなリース方式として耕作放棄地という地域限定が外され、全国どこでも参入できるようになり、しかも、「解除条件つき」という形になって、農業委員会を通さなくても市町村が関与する基盤強化法での利用権設定が主流になった。この制度改正に伴って、基盤強化法にもとづく農地リース方式(正式には「特定法人貸付事業」)があったが、これが廃止された。しかし、これまでの農地リース方式が農地法に移行し、基盤強化法から除外されたわけではない。今回農地法と同時に基盤強化法も改正され、このなかでリース方式が別の形で継承された。

ただし、「解除条件付き農地リース方式」はスキームという点では、農地法、基盤強化法ともに共通であるが、両者には根本的な違いがある。農地法 3 条の賃借は、あくまで農地の出し手・受け手の契約で、これを農業委員会が承認する形になっている(市町村長は農業委員会に対し意見を述べることができる)。これに対して基盤強化法による利用権設定(「利

用権設定等促進事業」)では、各市町村が作成する「農用地利用集積計画」のなかで、出し手・受け手が同意することで権利移動が行われる。賃借権の適用においても、基盤強化法では「法定更新の除外」に基づき、農地法の自動更新の規定が適用されず、期間満了とともに賃借契約は終了し農地は一旦出し手に返還され、また離作料も発生しない。基盤強化法での農地リース方式でも、この利用権設定の仕組みが活用され、「解除条件」も「農地利用集積計画」のなかに織り込まれる。

賃借による実際の企業参入では、基盤強化法の利用権設定が中心となり、農地法 3 条の利用は企業が地権者を良く知っているまたは長期の取引関係があるといったケースなどに限られている。一方で、旧リース方式は市町村と企業の間で個別に営農内容を盛り込む事前調整の余地が大きかったが、新たなリース方式では「解除条件」の一般規定だけで地域との協調関係が担保できるかという懸念が残る。

第３節　企業による農地所有の圧力

2019 年 2 月 26 日に行われた規制改革推進会議の委員からは、同会議の今後の重点事項として、株式会社による農地取得を議論するよう求めている。この議論は、政府としても、「まだまだ現状を見ていかなければいけない状況」(農水省)として、国家戦略特区の全国展開など株式会社の農地取得に関する議論は見送っていた。企業が農地を取得することは 2009 年の農地法改正による「農業生産法人の要件変更」によって、すでに認められている。2020 年 2 月 10 日には、規制改革推進会議において「新規就農として企業参入を」という意見が出され、農地制度のさらなる見直しが論議されている（注６）。

政府の規制改革(推進)会議設置によって、従来までの家族経営の大規模化政策を推進する一方で、一般企業が土地利用型農業に自由に参入する政策に重点移行した。このことは何を意味するのであろうか。一般企業が自由に農業に参入できるということは、企業が地域社会との調和にそれほど制約されず、遠慮なく営利追及が可能になるということであろう。国の農業生産法人(農地所有適格法人)の要件を緩和する一方で、農地バンク法改正では市町村農業委員会を通さなくても、都道府県レベルでの話し合いで農地の流動化が可能となりつつある。

家族経営の大規模化は、家族経営の経営主はもともと地域住民であるので、地域共同体の一員として地域に配慮するが、大企業による農業参入は企業行動の本質が営利追及にあるため、しばしば地域社会の保全とは矛盾を生じ、地域社会は荒廃する危険性が大きくなる。 従来までの一般企業による農業参入は、気象変動リスクが大きい農業を企業が経営することは困難と見て、川下産業の企業が川上産業の家族農業経営をインテグレート化しようとするのが主な動機であろう。一方家族経営から出発するものの、規模拡大によって次第に雇用労働力に依存し、家族が役員を占め、家族企業として進化したものは、家族経営から除外する必

要がある。それはもはや一般企業と同様な存在だからである。農政はそれらを同時に扱うようとしているように思えるが、制度改正をみると企業の農業参入に力点が入っている。

農政は一般企業が農業に参入する場合、支援事業として補助・融資などの公共サービスを提供しやすくしている。企業のバリューチェーン、すなわち川下からのバーティカル・インテグレーション(垂直統合)の構築を強力に支援しているように見える。このことは、川下の利益に沿ってバリーチェーンを構築することなので、川上にある農協などの既存農業システムと交差することは避けられないであろう。

第４節　小括

本章では、農政における農業生産法人の位置づけと企業参入の動向について明らかにしてきた。国が経済界の要望に応じて、企業の農業参入規制を積極的に緩和する政策を推進してきた経過を整理した。しかし、先学の研究実績を仔細に検討しても企業の農業参入が農政の意図、すなわち農業経営の近代化に即して進展しているのかどうかについては十分に明らかにされていない。積極的に農業に参入しようとする企業の意図を推察すると、農業生産に直接的・間接的に関わりを持とうとすることと、もう一つは農地を所有することにあると考えられる。前者の意図については、これまでの一連の規制緩和により、企業が農業に参入する壁は撤廃された。後者の企業の農地取得については、規制改革推進会議が農地所有適格法人に出資できる制限の緩和を求めている。しかし、これを認めると同法人は農地を所有できるが、農地法で農業関係者以外の出資割合を半分未満とするよう制限している。この出資規制の緩和は、農外資本や外国の農地支配につながる恐れがある。

注

1)　田代［2006］、田代洋一・田畑保編［2019］によって、急増しつつある農業生産法人の実証的研究が進められ、制度的枠組みについても整理されている。

2)　清水［2020］では、戦後の農業思想と農業政策の動向を整理し、今日の日本農業のあり方の検討が行われている。

3)　高橋・盛田［2013］を参照した。さらに盛田［1998］では北海道の農地問題をベースとしているが、府県との比較から農地問題の現状を実証的に分析されている。

4)　盛田［1998］は、戦後の農地改革を経て農地法が成立した以降の日本の農地制度の展開について整理し、農地制度改革について検討されている。

５）農政改革高木委員会中間報告(提言)を参照した。

６）規制改革推進に関する答申（内閣府）を参照した。

表1-1　企業参入と農地関連法制の変遷

1952年	農地法制定	
1962年	農地法改正	農業生産法人制度の設置
1969年	農振法制定	
1970年	農地法改正	自作農主義の転換、農業生産法人要件緩和、権利移動規制緩和、農地合理化事業の新設
1980年	農用地利用増進法制定	
1993年	農業経営基盤強化促進法制定	法人経営への農外法人出資の許可
1999年	食料・農業・農村基本法制定	
2000年	農地法改正	農業生産法人要件緩和（株式会社形態の導入）
2002年	構造改革特別区域法制定	農地リース方式による株式会社の農業参入を容認
2003年	農業経営基盤強化促進法改正	農業生産法人の構成員要件の特例措置
2005年	〃	特定法人貸付事業の創設、農地リース方式の全国展開
2008年	農地改革プラン	賃借権設定の要件緩和による農業生産法人以外の法人の参入拡大
2009年	農地法改正 農業経営基盤強化促進法改正 農協法改正	・賃貸借規制緩和、農業生産法人要件緩和農地集積円滑化事業の導入 ・特定法人貸付制度の廃止、解除条件等を付与し利用権に限り規制緩和
2014年	農地中間管理事機構	
2016年	農地法改正	農地所有適格化法人への変更

資料）盛田［2013］を参考に作成

第２章　北海道における農外企業の農業参入の動向

北海道における農業への一般企業の参入のデータは農業生産法人（2016 年の農地所有適格法人改称後も同様）について毎年「農外企業等と関連のある法人数」とその関連企業数の現在数が発表されているのみである。

このように統計が極めて限られているので、2019 年時点について取得した２つの資料、「農外企業等による農地所有適格法人を通じた農業参入状況一覧」と「特定法人貸付事業リスト」を独自に集計することで、北海道における農外企業の参入動向を統計的に確認することにする。以下、前者の「農外企業等が関連している農地所有適格法人（農業生産法人）」を**農外企業関連法人**、新旧リース事業により参入した法人を**農地リース参入法人**と略することにする。

第１節　農業生産法人に関連する企業の参入－農外企業関連法人

農業生産法人になるには要件があり、法人形態要件、事業要件、構成員要件、面積、議決権、労働力、利益配当要件を具備しなければならない。その縛りも農地法の改正とともに緩和されている。2000 年には法人形態要件に株式会社が認められ、事業要件では関連事業も緩和され、構成員要件も認定農業生産法人であれば制限なく、それ以外では２分の１未満までとなっている。資本金にかかる株式保有率(1/2 以上の場合は無議決権株)も広く認められるまでになっている。

１．農外企業関連法人と関連企業の参入時期

（１）一般の農業生産法人と農外企業関連法人

まず、北海道農政部農業経営課による統計から「農外企業等が関連している農地所有適格法人」（農外企業関連法人）の動向を見てみよう（**表 2-1**）。道内の農業生産法人数（農業生産法人も読み替える）は 1990 年の 1,300 から 2019 年の 3,600 へと 30 年で 3 倍になっているが、これが急速に増加したとはいえないであろう。このうち、企業参入適格法人数は 2010 年には 100 を超え、直近の 2019 年には 217 となっている。全体の 6%の水準であり、主流の位置にあるわけではない。関連企業数も基本的には適格法人 1 社に対し、関連企業も 1 社の場合が多く、総計でも 270 社にとどまっている。北海道においては農業者および既存の農業生産法人で優良地がほぼ占有されており、新たに関連して参入する余地が少ないからと思われる。

（２）農外企業関連法人への農外企業の参入時期

以下の図表は、「農外企業等による農地所有適格法人を通じた農業参入状況一覧」を集計した結果である。このデータは、2019 年現在存続している農外企業関連法人と参入した法人の内容を示している。廃業あるいは撤退数を把握することはできないので、**表 2 - 2** に示した適格法人数と関連企業数は、現在の存続会社の企業参入年を示している。適格法人に農外企業が参入したのは 2005 年から 15 年の時期、つまり現在から 5 年から 15 年前の時期に集中している。農地所有適格法人と関連する農外企業（以下、関連企業と略する）数でみても同様である。前掲表 2-1 の現在数は 2005 年で 62 社、2010 年で 109 社、2015 年で 185 社となっており、表 1-2 の増加している時期に対応しており、この時期の適格法人が多く残っていることがわかる。

（3）農業生産法人設立からの農外企業参入までの期間

設立された農業生産法人に関連企業がいつ参入したかを見てみたのが**表 2-3** である。農業生産法人の設立時に同法人に参入した関連企業は 182 社で、全体の約 7 割となっている。設立後に参入したものは 3 割であるが、そのうち半分が 5 年以内に参入している。適格法人の経営が安定してから農外企業が参入する例は少ない。最初から、適格法人を作ってそれに参入しているのが多数派であるといえる。新設時に関連する方が既存法人に参入するよりも、企業のもつ独自の計画設計等が反映されやすいこと等が大きな要因となっていると推測される。

ただし、1990 年の関連企業 17 社のうち適格法人設立時に参入したものは 4 社に過ぎず、設立してから 10 年以上経過してから参入したものが 13 社となっている。しかし、現在に近づくほど適格法人の設立時の参入割合が高くなっている。

２．企業参入適格法人の性格

表 2-4 は企業参入適格法人の所在地と経営形態をクロスさせて示したものである。まず、所在地を見ると、石狩、空知、上川などの水田をベースとした中核地帯があわせて 78 法人で 36%を占めている。次に集中しているのが、オホーツクと十勝の畑作中核地帯である全体の 30%を占めている。その他の道南や道北、道東では散在している。

所在地と経営形態の関係を見ると、水田中核地帯では畑作が最も多く（30%）、つづいて野菜・複合経営の順である。畑作中核地帯では畑作が 49%で圧倒的であり、畜産（23%）が続いている。経営形態を全体でみると、畑作が 70 法人、32%で最も多いが、その他地域で畜産が 26 法人、35%を占めているため、総数では 50 法人であり、23%を占めている。続いて野菜が 30 法人、14%、複合経営が 28 法人、13%である。畑作と畜産経営が多いのが特徴である。

つぎに、面積規模と経営形態の相関を示したのが、**表 2-5** である。

企業参入適格法人の総面積は 19,145ha であるが、経営形態では法人数が 2 番目の畜産経営が 9,811ha と半数を占め、 1 法人当り面積も 200ha 程度であり、群を抜いて大きい。階層規模別でも 50ha 以上が 67 法人と多く、100ha 以上も 31 法人占めている。

３．参入企業の性格

（1）業種と資本金規模

業種別の関連企業数を見てみると（**表 2-6**)、建設業と食品業が多く、それだけで過半を占めていることがわかる。参入した法人の資本金レベルで見てみると、建設業では、100 万円～300 万円以下が最大となっている。また食品業では、300 万円～500 万円以下が最大で建設業より多少高い法人に多く関連して参入している。すなわち、建設業は小規模な農業生産法人に、食品業は建設業より大きい中規模な法人に参入していることがわかる。

ただ、北海道において建設業と農業との関連は従前から関連性は深く、収穫等における農作業受託が行われている。これも一種の法人に関連しての農業参入といえるのだが、計数的には関連企業として含まれていないことに留意する必要がある。

（2）時期別・業種別の農外企業の参入理由

農外企業が参入している理由として最も多いのが事業拡大・新分野進出が 100、37%、次に原料供給が 89、33%、さらに雇用確保・雇用対策が 31、11.5%となっている（**表 2-7**)。遊休農地対策として参入しているのはかなり少ない状況となっている。

参入の理由を年次別でみると、雇用確保が 2005 年まで多く、その後は原料供給と事業拡大が平均して参入の理由としている。

また、参入の理由を業種別でみると、食品業で原料供給が最大で、建設業は雇用確保が最大となっている。やはり食品業は安定した農産物の供給維持のため、建設業は公共事業削減による雇用者対策と事業拡大のために参入している。

（3）関連企業における参入の形態と資本

参入の形態とは、農外企業がどのような方法で農業生産法人に参入したかを分類したものである（**表 2-8**)。①農外企業が法人に出資、②農外企業が新たに法人設立、③農外企業関係者(経営者・役員等)が法人の構成員、④農外企業関係者の既存の関連会社を法人化に分けている。

その結果を見ると、③の法人の構成員となって参入しているのが最大で、次に②の農外企業が新たに法人設立しているのが多くなっている。

ただ②については農外企業が単独で農業経営するには農地法により制限(株式所有制限で 1/2 超える場合は無議決権株式とする)されていることから、農外企業が単独で農業者を排除して自主的に経営をすることに至っていない。

農外企業からしてみればこの制限の完全撤廃が望まれるのだが、今後の課題として残されている。

（4）農外企業の立地と参入地区

農外企業が同一地区内の法人に参入しているのか地区外に参入しているかを見てみると、**表 2-9** に示すように、地区内よりも地区外が 55.6%と、地区外からの企業が多いことがわかる。

さらに、地区外からの参入企業のうち道外企業がどれくらい占めているかをみると 51.3%となっている。道外企業は全国にも広く展開している有名企業で、道内にある子会社等を通じて安定した農産物が望めるため、2015 年までは急増したもののその後は低下傾向にある。

表出していないが、道外企業の参入地では、十勝 12、石狩 11、空知 10、上川 10、後志 10 企業となっていて、後志ではワイン等で参入している。業種別では食品業が 4 割と圧倒的に多く建設業は少ない。営農形態別では畑作 36.4%、畜産 23.4%、野菜 13.0%となっていて米作での参入はない状況となっている。

第２節　新旧リース方式による企業の参入－農地リース参入法人

いわゆるリース事業は、2004 年から 2009 年までの旧リース事業(特定法人貸付事業)と 2009 年の農地法の改正により企業が担い手のひとつに位置付けられたことによって開始された新リース事業（解除条件付き農地リース方式）に分けられる。

旧リース事業は、2003 年構造改革特区から始まり、2004 年に一般化されたものであるが、参入範囲は遊休地などに限定されていた。北海道においては、旧リース事業に参入した法人は 18 事例である。

新リース事業では、参入地の限定もなくなり、リース期間も最大で 20 年から 50 年に延長された。ただし、撤退等の地域懸念を未然に防ぐために解除条件等を設けている。

以下では、「特定法人貸付事業リスト」を集計することによって、農地リース参入法人の性格を明らかにしよう。

１．リース事業による企業の参入と撤退

（1）年次別の参入と撤退の動向

新旧リース事業による参入企業における参入と撤退数の動向を年次別に見てみると、リース方式による参入は 2004 年から 2019 年の 16 年間で 180 法人となっている（**表 2-10**）。年平均で 10 法人ほど参入している。

また撤退した法人は 44 法人、24.4%に上り、農業生産法人化したのは 34 法人、18.9%である。したがって、存続している法人は 102 法人である。存続率は 56.7%と半数をやや上回る程度である。リースによる参入法人は直営農場型であり、撤退が多数に上り、さらに適

格法人化していることは､企業における農業経営の設計プランの甘さにより苦戦を強いられたことが窺われる。

（２）参入企業の撤退理由

撤退理由で最も多いのは経営不振で 17 件、43.6%にのぼる（**表 2-11**）。主な要因は、作付けに挑戦したがうまくできなかった、利用地が傾斜地等でうまくいかなかった。取引先からの注文の減少、農産物を買取していた方が利益が出た、本社が倒産した等となっている。続いて、契約期間の終了と貸主の都合等で契約解除が７件で並んでいる。総じて撤退理由を見ると、参入にあたって事前準備もなく、農業知識や農業のもつ不測の事態（病気、害虫）等に対応しきれなかったことが窺われる。

参入リース地における経営は、主として休耕地や放棄地等であることから、いくらしっかりとした基本設計があり能力ある企業といえども､農業経営の実践にあっては参入地を克服することは困難であったことが明らかである。

今後は､農業者からの支援が得られやすい農業生産法人への農業参入が増加していくものと想定される。

（３）参入企業の撤退までの期間

リース企業の参入から撤退迄の期間を見ると、新リースでは最長で８年、最も多いのが２年で 15 となっている（**表 2-12**）。また生産法人化では、１年で転換が最も多く 12 法人となっている。成り入りもので参入した企業も、たった 1 年という期間で移行している。リース企業全体では、３年以内が 51 法人、65.4%となっている。ほとんどの企業が３年以内という短期間で撤退か､かつ短期間でリース方式の企業直営型に見切りをつけ農業生産方式型へと移行していることが見て取れる。

２．参入企業による農場の特徴

（１）参入企業農場の所在地

リース企業の振興局別の参入地は、旧リースも含めて、石狩 33 法人、18%(札幌市 12、千歳市 4)、上川 28 法人、16%(旭川市・鷹栖町で 7)、十勝 21 法人、12%(帯広市・足寄町 11)、次いで胆振 20 法人、11%(安平町 8)となっている（**表 2-13**）。やはり、消費地としての札幌市、地方の中核都市及びその郊外の近いところに多く参入している。十勝は北海道最大の穀倉地帯として、その他石狩、上川、胆振は、札幌市からそれほど遠くなく、空港、高規格道路等の交通の利便性が高い等の理由で多く参入しているようである。

（２）参入企業の会社形態

リース企業における組織形態別では、株式会社が旧リースを含めて最大 69%を占め、次に特例有限会社が 16%となっている（**表 2-14**）。年度別の参入数には偏りは見られず、株式会社が多数を占めていることも同様である。

その他、福祉法人があるが、企業が障害者雇用の法定雇用率を達成するために特例子会社を設立し農業参入した企業は全国的に展開されているが、北海道は 2011 年に参入した 1 企業に過ぎず、極めて少ない状況となっている。

また、リース企業における参入数と撤退数を組織形態別に比較して見てみると、株式会社は参入数 125 法人に対し撤退数が 60 法人であり、撤退率は 48%になっており、これが全体の撤退率 43.3%を規定している。さらに NPO 法人の撤退率は 50%、有限会社は 39%となっている。総じてリース方式では農業経営がうまくいかないことが比率として表れている。

（3）参入企業の営農形態

営農形態を年次別で見てみると、旧リースでは野菜作が多かったが新リースでも同じように毎年平均して野菜作が多く、42%を占めている。次が牧草、肉牛等の畜産であり 19%、続いて複合経営が 12%、果樹が 10%となっている（**表 2-15**）。

また、営農形態別に参入、撤退を見てみると、撤退率では工芸作物、稲作、花きの比率が高いが、参入数はそれぞれ 11 法人、10 法人、５法人と少ない。撤退率から考えても、これらの営農形態は参入が難しいと言える。もっとも参入数の多い野菜作は参入 75 法人に対し撤退が 34 法人にも上り、撤退率は 45%となっている。野菜作経営は、生産物が日持ちしないこと、および収穫期になると雇用等人手が必要になること、さらには、販売できる規格性のあるものを生産しなければないこと、それに加え絶えず病気、害虫駆除等防除等注視しなければならず、それなりの人手や費用がかかること等が経営を困難にしたものと推測される。

ここで特に注目したいことは、営農形態で「畑作」として参入した企業がないことである。畑作では、ある程度収益が望まれる広い土地を必要とすること、畑作物は野菜作等と同様に、ロットをもって販売できる規格性のあるものを毎年確保しなければならず、それを克服するには専門知識のもった農業者等の支援が必要であることから当初から敬遠されていたものと判断される。

（4）参入企業の経営規模

参入したリース企業の総面積は約 2,500ha で、1 企業あたりでは、13.7ha となっており、北海道での経営面積としては少ない面積となっている（**表 2-16**）。

撤退等を除く更新した面積は、約 1,980ha で、1 企業当たりでは、19.4ha と参入時と比べ増加し 19.4ha となっている。経営維持されるには、最低約 20ha くらいの面積が必要であることがわかる。

（5）参入企業の本社と農場の位置関係

参入企業の本社と農場の位置関係を同一地区内、地区外、道外に分けて見てみると、地区内の企業が、69%と圧倒的に同一地区内で参入していることがわかる（**表 2-17**）。地区外からが 23%、道外からは８%となっている。

北海道は全国 1 位の穀倉地帯で全国に比べ放棄地、遊休地等は少なく、おおむね専業農業者等で優良地が占有されていることから、優良地を求めての地区外からのリース参入はかなり難しいのではないかと判断される。

（6）企業参入の際に依拠する農地法制

新リース企業において、農業参入の方法は、農地法の第 3 条と農業経営基盤強化促進法による利用権設定によるもの、および中間管理機構によるものに分かれる。

表 2-18 を見ると、中間管理機構によるものはなく、農地法第 3 条によるものが 127、78%で圧倒的である。残り 22%が利用権設定によるものとなっている。

農地法は全ての農地に参入できるが第 3 条の許可要件が必要で、利用権の方は農地法の許可が不要で農業振興地域内の農用地で市町村の基本構想に基づく企業計画が認められれば参入できる。契約期間が過ぎれば 期間満了と同時にリース終了(再契約すれば更新可能)となる。

企業にとっては利用権利用の方がよいと判断されるが､北海道では農地法によるリース設定が多い状況となっている。撤退率を見てみると、農地法による方が撤退率は高くなっている。

３．参入企業自体の特徴

（1）参入企業の業種

業種別参入数では、その他を除き、農業 27.8%、食品業 22.2%、建設業 10.0%の順となっている（**表 2-19**)。「農業」に分類されている企業は、農外企業が子会社等を設立して参入しているケースである。

業種別の撤退率をみると、建設業が 66.7%最も高いが、食品業、NPO 法人、農業もそれぞれ 50.0%となっており、いずれも 5 割以上と高比率となっている。リースで参入したものの建設業では販売ルートをもたない等により、食品業などでは、生産性があがらないこと等の要因により撤退しているものと判断される。

（2）参入企業の理由

リース企業の参入理由を見ると（**表 2-20**)、事業の多角化が最大で 84 法人、46.7%、次に原材料確保が 44 法人、24.4%となっている。事業の多角化は建設業等が公共事業の減少下で利益を自社以外で農業に求めたものと思われる。原料確保では、主に食品業が自らの生産での原料確保を図ろうとした意向が見えてくる。

しかしながら理由別の撤退動向をみると、事業の多角化で参入したものの撤退率は高く 43.6%と最大となっている。事業多角化にいたらなかったことが示されている。

（3）参入企業における営利・非営利法人別

新リースにおける営利・非営利法人数をみてみると、圧倒的に営利法人となっている（**表 2-21**)。なお、表出していないが、非営利の内訳をみると株式会社 7 法人、NPO 法人 6 法人、その他 4 法人となっており、株式会社の組織形態は福祉を目的とした法人となっている。

また、撤退率では、営利、非営利でほぼ同率となっており非営利法人として参入しても、他参入企業と比べあまり好条件としてなっていないことが窺われる。

第３節　農外企業関連法人と農地リース参入法人の比較

ここでは、第一節と第二節の分析を踏まえて、農外企業関連法人と農地リース参入法を比較し、両者の相違を浮き彫りにしてみる。

１．参入企業数の比較

北海道における農業への一般企業の参入データは、農業生産法人について毎年の「農外企業等と関連のある法人数」とその関連企業数が北海道農政部から公表されているのみである。そこで、2019 年について「農外企業等による農地所有適格法人を通じた農業参入状況一覧」と「特定法人貸付事業リスト」を集計することで、農外企業の参入動向を統計的に確認する。それを整理したものが、**表 2-22** である。

農外企業の農業参入は農外企業関連法人ないし関連法人と農地リース参入法人に区分される。

関連法人は、2005 年から農業生産法人の統計の一部として各年の現在数（A）が公表されている。2005 年の 65 社から 2019 年の 217 社まで 152 社増加しているが、年次変動に大きなぶれはない。しかし、現存する関連法人への農外企業参入時の法人数を累計した各年の数値（B）と比較すると、2013 年から 2015 年及び 2018 年を除き、いずれも B が小さくなっている。正確には把握できないが関連企業の撤退は少なからず確認でき、必ずしもすべてが順調ではないことがわかる。農外企業関連法人に関連する企業数は 2019 年には 270 であり、関連法人の動きに比例して増加しているが、参入の形態として、農業生産法人への出資(一部出資含む)や構成員となること等で関連している。

リース事業については、2003 年の構造改革特区から始まり、2005 年から「特定法人貸付事業」（旧リース）で一般化されたが、参入範囲は遊休地などに限定されていた。農地法の改正により 2009 年以降、企業が農業の担い手のひとつに位置づけられ、「解除条件付き農地リース方式」（新リース）が開始された。参入地の限定もなくなり、貸借期間も最大 20 年から 50 年に延長されたが、撤退等の地域懸念を未然に防ぐため解除条件等を設けている。

表 2-22 の右側にはこの新旧リース事業を連続させて示している。リースによる参入は 2004 年から 2019 年の 16 年間で 180 法人となっている。年間平均で 10 法人であるが、これは設立数である。この間、廃業した法人は 44 法人、24.4%に上り、農業生産法人へと移行した法人は 34 法人、18.9%である。したがって、存続している参入法人は 102 法人で、存続率は 56.7%と半数をややうわまわる程度である。

現存する農業生産法人に関連する農外企業参入数は 2005～09 年が 44 社、2010～2014 年が 72 社、2015～2019 年が 47 社、合計 217 社であり、近年参入数は減少しており、農

地リース参入法人からの転換も 34 社ある。農地リース参入法人の参入数は 180 社であり関連法人に匹敵するが、撤退や関連法人への転換があり、現在は 102 社である。リース事業は、鳴り物入りで実施されたものであるが、農外企業関連法人（農業生産法人）によるものの方が上回っている。農地リース参入法人は単独参入であるから後に示す直営農場型であり、廃業が多数に上っており、また 20%弱が農業生産法人に移行していることは注目される動向である。

２．業種別参入企業数の比較

参入企業の性格を 2019 年のデータにより見てみよう。**表 2-23** は参入企業の業種を整理したものである。

農業生産法人に関連する農外企業数は 270 社であるが、そのうちの上位業種は食品製造販売業（69、25.6%）と建設業（65、24.1%）である。かつては地場企業としての建設業が太宗を占めていたが、現在では食品製造販売業に農産物販売業（20、7.4%）を加えると、全体の 33.0%を占めている。また農地リース参入法人では、撤退等により建設業（6 社、5.9%）が少なくなり、食品関連企業が 20 社、19.6%を占めている。トップは農業（25、24.5%）となっているが、これは農外企業が子会社等により参入している結果であると考えられる。

３．営農形態別企業数の比較

表 2-24 により企業が参入した法人の営農形態を見ると、農業生産法人に関連する農外企業数は畑作（34.1%）や畜産（24.8%）の割合が高く、従来型の経営形態のものが多い（表出していないが、平均面積は 88ha）。これに対して農地リース方式の法人では、野菜（40.2%）、果樹（12.7%）、複合（11.8%）などが多く、合計すると 64.7%を示している。これは、土地をあまり必要としない施設野菜型を中心としているためと考えられる（表出していないが、平均面積は約 10ha）。

４．参入理由別企業数の比較

最後に、参入理由に関しては（**表 2-25**）、農業生産法人に関連する農外企業では、新分野における事業拡大が 100 社、37.0%、原料供給が 89 社 33.0%であり、これに雇用確保・対策の 31 社、11.5%が続く。雇用対策は建設業などで以前から見られた理由である。これに対し、農地リース方式の法人では、事業の多角化が 50 社 49.0%と最も多く、次に原材料確保が 32 社、31.4%を占めている。２つの形態ともに新分野への進出による事業多角化が最も高く、特に農地リース方式の法人では半数近くを占めている。これが分社化のかたちで増加しているとみられる。

さらに原料供給は 33.0%と 31.4%であるが、前者は加工原料確保を、後者は流通資本が直営農場により野菜などの供給拠点を形成する姿を想定できよう。

このように、限られた資料ではあるが、農業生産法人への関連する企業と農地リース方式の法人にはかなりの相違があることが明らかになった。

第4節　小括

農外企業の参入動向については北海道農政部が農外企業関連法人とその関連企業数の各年の数字を示しているに過ぎない。そこで、本章では、2019年について「農外企業等による農地所有適格法人を通じた農業参入状況一覧」と「特定法人貸付事業リスト」を利用して、農外企業関連法人と農地リース参入法人の動向を集計し、農外企業の参入動向を統計的に確認した。

農外企業関連法人（農業生産法人の一部）は、2005年の65から2019年の217まで152増加している。撤退数は不明であるが、現存する関連法人への農外企業参入時の法人数を累計した各年の数値（B）と比較すると、2013年から2015年及び2018年を除き、いずれもBが小さくなっている。正確には把握できないが関連企業の撤退は少なからずあるということができる。農地リース参入法人は2004年から2019年の16年間で180となっている。うち、廃業した法人は44法人、24.4%、農業生産法人（農外企業参入法人）へと移行した法人は34、18.9%である。したがって、存続している参入法人は102法人で、存続率は56.7%と半数をややうわまわる程度である。

われわれの参入企業の分類である企業法人経営と共同法人経営から考えると、農地リース法人は全て企業法人経営であり、農外企業関連法人には両社が含まれている。農地リース参入法人の存続率が極めて低いことから、企業法人経営が相当数撤退していることを明らかにできた（図2-1）。

農外企業関連法人と農地リース参入法人を比較すると、参入企業の業種では以前は建設業が多かったが、前者では食品製造販売業・農産物販売業が 33%を占めるようになり、後者でも食品関連企業が20%を占めている（農業が最も多いが子会社を設立しての参入のため）。営農形態別では、前者は畑作や畜産などの従来型の経営形態が多く（59%）、平均面積は88ha である。後者は野菜・果樹・複合が多く（65%）、施設野菜型を中心とし、平均面積も 10ha 程度である。参入理由別ではともに新分野への進出による事業多角化が最も高い。原料供給はともに 30%台を示すが、前者は加工原料確保を、後者は流通資本が直営農場により野菜などの供給拠点を形成する姿を想定できよう。

このように、限られた資料ではあるが、農業生産法人への関連する企業と農地リース方式の法人にはかなりの相違があることが明らかになった。

表2-1　北海道の農業生産法人数と農外企業参入

単位：法人数、%

年　次	適格法人数(A)	企業参入適格法人数(B)	比率 B/A	関連企業
1990	1,318	4	0.3	4
1995	1,559	9	0.6	10
2000	1,794	21	1.2	27
2005	2,182	62	2.8	81
2010	2,642	109	4.1	142
2015	3,045	185	6.1	228
2016	3,181	196	6.2	247
2017	3,302	205	6.2	256
2018	3,472	212	6.1	263
2019	3,605	217	6.0	270

注）北海道農政部農業経営課「農外企業等が関連している農地所有適格法人の概要」により作成。

表2-2　農外企業関連法人と設立・参入時期

年次	農外企業関連法人数	関連企業数
1990	4	4
1995	5	6
2000	12	17
2005	41	54
2010	47	61
2015	76	86
2016	11	19
2017	9	9
2018	7	7
2019	5	7
計	217	270

注）北海道農政部資料により作成。

表2-3　農外企業関連法人の関連企業の参入時期

単位：法人数、%

年次	関連法人数	法人設立時	設立後（年以内）						
			計	～5	～10	～20	～30	～40	～50
1990	17	4	13	0	0	3	4	3	3
1995	7	5	2	0	2	0	0	0	0
2000	23	14	9	3	3	2	1	0	0
2005	54	41	13	6	3	3	0	0	0
2010	71	47	24	11	9	4	0	0	0
2015	75	55	20	20	0	0	0	0	0
2019	23	16	7	7	0	0	0	0	0
計	270	182	88	47	17	12	5	3	3
構成比	100.0	67.4	32.6	17.4	6.3	4.4	1.9	1.1	1.1

注）北海道農政部資料により作成。

表2-4　農外企業関連法人の立地と経営形態

単位:法人数

	区分	畑作	畜産	野菜	果樹	花卉	複合	その他	計	比率
水田核地帯中	石狩	5	5	10			2	4	26	12.0
	空知	5	1	2	4		7	4	23	10.6
	上川	13	3	4	1		6	2	29	13.4
	小計	23	9	16	5		15	10	78	35.9
	比率	**29.5**	11.5	**20.5**	6.4	0.0	**19.2**	12.8	100.0	
畑作核地帯中	オホ	18	4	1			3	4	30	13.8
	十勝	14	11	3			3	4	35	16.1
	小計	32	15	4			6	8	65	30.0
	比率	**49.2**	**23.1**	6.2	0.0	0.0	9.2	12.3	100.0	
その他	後志	6	1	2	5		2		16	7.4
	胆振	4	1	3	2		1	1	12	5.5
	日高		5	1					6	2.8
	渡島				1		1		2	0.9
	檜山	2	1	2			3	1	9	4.1
	留萌	3	2						5	2.3
	宗谷		1	1				2	4	1.8
	釧路		8					2	10	4.6
	根室		7	1		1		1	10	4.6
	小計	15	26	10	8	1	7	7	74	
	比率	**20.3**	**35.1**	13.5	10.8	1.4	9.5	9.5	100.0	
合計		70	50	30	13	1	28	25	217	100.0
	比率	**32.3**	**23.0**	13.8	6.0	0.5	12.9	11.5	100.0	

注）北海道農政部資料による。

表2-5　農外企業関連法人の営農形態と面積規模

単位:企業数、ha

営農類型	畑作	畜産	野菜	果樹	花卉	複合	その他	計
～5ha	14	9	12	2	1	7	8	53
～10ha	11	3	6	5		1	2	28
～30ha	17	5	5	4		7	4	42
～50ha	9	6	2	1		3	6	27
～100ha	12	13	5	0		3	3	36
100ha～	7	14	0	1		7	2	31
合　計	70	50	30	13	1	28	25	217
総面積	3,690	9,811	642	331	1	2,992	1,678	19,145
平均面積	52.7	196.2	21.4	25.5	0.7	106.9	67.1	88.2

注）北海道農政部資料による。

表2-6　農外企業関連法人関連企業の業種と資本金

単位：法人数、％

業　種	食品業	建設業	農産販売	運輸業	資材販売	その他	計
100万以下	10	16	2	3	4	7	42
300万以下	14	27	4	8	3	34	90
500万以下	15	7	4	1	2	3	32
1000万以下	7	8	2	2	3	12	34
5000万以下	11	2	6	1	3	11	34
1億円以下	9	2	1	3	3	8	26
1億円以上	3	3	1	2	1	2	12
計	69	65	20	20	19	77	270
構成比	25.6	24.1	7.4	7.4	7.0	28.5	100.0

注）北海道農政部資料により作成。

表2-7　時期別・業種別の農外企業の参入理由

単位：法人数、％

参入理由		雇用確保	原料供給	事業拡大	遊休対策	その他	計
年次	～2000	5	9	1	3	9	27
	～2005	12	12	24	1	6	55
	～2010	5	22	26	0	7	60
	～2015	6	33	35	0	12	86
	～2019	3	13	14	0	12	42
業種	食品業	2	49	11	0	7	69
	建設業	25	3	29	0	8	65
	農産販売	0	7	12	0	1	20
	運輸業	0	4	12	0	4	20
	資材販売	1	3	10	0	5	19
	その他	3	23	26	4	21	77
合計		31	89	100	4	46	270
比率		11.5	33.0	37.0	1.5	17.0	100.0

注１）北海道農政部資料より作成。
　　２）参入理由の項目名は簡略化して表示。

表2-8　関連企業の参入形態と資本金

単位：法人数、％

参入の形態		農外企業が法人に出資	農外企業が新たに法人設立	農外企業経営者等が法人の構成員	農外企業関係者が既存の関連会社を法人化	計
適格法人		37	75	94	11	217
資本金	100万以下	6	17	21	0	44
	300万以下	8	36	43	3	90
	500万以下	3	13	11	3	30
	1000万以下	6	13	13	2	34
	5000万以下	12	4	9	1	26
	1億円以下	16	10	6	2	34
	1億円以上	0	0	12	0	12
合　計		51	93	115	11	270
構成比		18.9	34.4	42.6	4.1	100.0

注１）北海道農政部資料により作成。
　　2）企業を基盤強化するための出資会社も関連企業として含む。

表2-9　参入農外企業の立地と参入先

単位：法人数、％

年	同一地区	地区外	計	うち地区	うち道外
1990	2	2	4	1	1
1995	4	2	6	2	0
2000	6	11	17	6	5
2005	36	18	54	11	7
2010	23	39	62	20	19
2015	36	49	85	14	35
2019	13	29	42	19	10
計	120	150	270	73	77
比率	44.4	55.6	100	48.7	51.3

注）北海道農政部資料により作成。

表2-10　リース事業による企業参入の時期と撤退

単位:法人数

年次	現在数	設立数		撤退数				増減
		計	累計	撤退	法人化	計	累計	
2004	1	1	1				0	1
2005	4	3	4				0	3
2006	4	0	4				0	0
2007	10	6	10			0	0	6
2008	13	5	15		2	2	2	3
2009	16	3	18			0	2	3
2010	27	15	33	2	2	4	6	11
2011	41	21	54	2	5	7	13	14
2012	53	15	69	3	0	3	16	12
2013	67	19	88	4	1	5	21	14
2014	80	21	109	5	3	8	29	13
2015	78	8	117	6	4	10	39	−2
2016	87	18	135	6	3	9	48	9
2017	100	23	158	5	5	10	58	13
2018	105	11	169	3	3	6	64	5
2019	102	11	180	8	6	14	78	−3
合計	-	180	-	44	34	78	-	102

注）北海道農業会議資料により作成。

表2-11　新リース事業による参入企業の撤退理由

単位：企業数、%

撤退理由	新リース	構成比
経営不振	17	43.6
期間終了	7	17.9
契約解除	7	17.9
事業撤退	1	2.6
その他	7	17.9
計	39	100.0

注）北海道農業会議資料により作成。

表2-12　参入企業の撤退・法人化までの年数

単位：法人数、%

年　数	撤退	法人化	計	比率
1年未満	1	1	2	2.6
1年	8	12	20	25.6
2年	15	4	19	24.4
3年	4	6	10	12.8
4年	2	3	5	6.4
5年	4	3	7	9.0
6年	5	2	7	9.0
7年	2	1	3	3.8
8年	2	2	4	5.1
8年以上	1	0	1	1.3
計	44	34	78	100.0

注）北海道農業会議資料により作成。

表2-13 参入企業の参入地

単位:法人数、%

区分	旧リース	新リース	計	構成比
空知	1	12	13	7.2
石狩	12	21	33	18.0
後志	1	6	7	3.9
胆振		20	20	11.0
日高		2	2	1.1
渡島		12	12	6.7
檜山	1	5	6	3.3
上川	3	25	28	16.0
留萌		1	1	0.6
宗谷		2	2	1.1
オホ		16	16	8.9
十勝		21	21	12.0
釧路		7	7	3.9
根室		12	12	6.7
計	18	162	180	100.0

注)北海道農業会議資料により作成。

表2-14 参入企業の会社形態と撤退

単位:企業数、%

年	NPO法人	株式会社	有限会社	合同会社	企業組合	社団法人	福祉法人	協同組合	計
2010	1	10	3	0	1				15
2011	3	13	3	0		1	1		21
2012		10	2	3					15
2013	2	13	1	2		1			19
2014		18	2	1					21
2015	1	4	1	2					8
2016		13	4	1					18
2017		17	4	1		1			23
2018		6	4			1			11
2019		8		3					11
旧リース	1	13	4						18
参入数	8	125	28	13	1	4	1	0	180
比率	4.4	69.4	15.6	7.2	0.6	2.2	0.6	0.0	100.0
撤退数	4	60	11	2		1			78
撤退率	50.0	48.0	39.3	15.4	0.0	25.0	0.0	0.0	43.3
現在数	4	65	17	11	1	3	1	0	102

注)北海道農業会議資料により作成。

表2-15 参入企業の営農形態と撤退

単位:企業数、%

年	稲作	野菜	工芸作物	畜産	複合経営	花き	果樹	その他	計
2010	1	5		5	4				15
2011	3	5	2	4	3	2	2		21
2012	1	6		3	4		1		15
2013	2	11	3	1	2				19
2014		7	4	7	1	1	1		21
2015		3	1	1	1	1	1		8
2016	1	9		5			2	1	18
2017	1	10		6	1		3	2	23
2018		7			2		2		11
2019		3		1	1		3	3	11
旧リース	1	9	1	1	2	1	3		18
計	10	75	11	34	21	5	18	6	180
比率	5.6	41.7	6.1	18.9	11.7	2.8	10.0	3.3	100.0
撤退数	6	34	8	13	9	3	5	0	78
撤退率	60.0	45.3	72.7	38.2	42.9	60.0	27.8	0.0	43.3
現在数	4	41	3	21	12	2	13	6	102

注)北海道農業会議資料により作成。

表2-16 参入企業の経営規模面積

単位:企業数、ha

		企業数	面積	うち遊休面積	1企業当たり面積
総参入面積	新リース	162	2260.0	9.4	14.0
	旧リース	18	210.9	0.8	11.7
	計	180	2470.9	10.2	13.7
更新総面積	新リース	95	1,848.2	0	19.5
	旧リース	7	132.6	0	18.9
	計	102	1,980.8	0	19.4

注1)北海道農業会議資料により作成。
2)更新総面積には、撤退(法人化)は含まない。

表2-17 参入企業の本社所在と農場立地

単位:企業数、%

年	同一地区企業	地区外企業	道外企業	計
～1990	0	0		0
～1995	0	0		0
～2000	0	0		0
～2005	3	1		4
～2010	26	2	1	29
～2015	52	25	7	84
～2019	44	13	6	63
計	125	41	14	180
比率	69.4	22.8	7.8	100.0

注)北海道農業会議資料により作成。

表2-18 参入の際に依拠する農地法制

単位:企業数、%

年	農地法(第3条)			基盤強化促進法(利用権)			中間管理機構
	参入	撤退	法人化	参入	撤退	法人化	
2010	15	6	5	0	0	0	0
2011	17	8	2	4	3	1	0
2012	11	3	1	4	1	0	0
2013	15	5	5	4	1	2	0
2014	16	6	4	5	1	1	0
2015	4	1	0	4	0	0	0
2016	15	4	4	3	0	1	0
2017	19	2	2	4	0	0	0
2018	7	1	0	4	0	0	0
2019	8	1	0	3	0	0	0
計	127	37	23	35	6	5	0
参入比率	78.4			21.6			0
撤退比率	47.2			31.4			0

注)北海道農業会議資料により作成。

表2-19 参入企業の業種

業種		食品業	建設業	製造業	NPO	農業	販売業	その他	計
参入数(A)	新リース	36	11	14	7	49	2	43	162
	旧リース	4	7		1	1		5	18
	計	40	18	14	8	50	2	48	180
撤退数(B)	新リース	18	8	0	4	24	0	13	67
	旧リース	2	4			1		4	11
	計	20	12	0	4	25	0	17	78
現在数		20	6	14	4	25	2	31	102
参入数の比率		22.2	10.0	7.8	4.4	27.8	1.1	26.7	100.0
撤退数の比率		25.6	15.4	0.0	5.1	32.1	0.0	21.8	100.0
撤退率(B/A)		50.0	66.7	0.0	50.0	50.0	0.0	35.4	43.3

注1）北海道農業会議資料により作成。
2）旧リースの撤退のなかには移行(生産法人化)した企業を含む。

表2-20 参入企業の参入理由と撤退

単位：企業数、%

参入理由		地域貢献	多角化	材料確保	試験研究	福祉	法人化	雇用維持	観光体験	不明	計
参入数(A)	新リース	6	75	39	4	8	16	2	2	10	162
	旧リース	1	9	5	1					2	18
	計	7	84	44	5	8	16	2	2	12	180
撤退数(B)	新リース	3	28	10	0	3	13	0	0	10	67
	旧リース		6	2	1					2	11
	計	3	34	12	1	3	13	0	0	12	78
現在数		4	50	32	4	5	3	2	2	0	102
参入数の比率		3.9	46.7	24.4	2.8	4.4	8.9	1.1	1.1	6.7	100.0
撤退数の比率		3.8	43.6	15.4	1.3	3.8	16.7	0.0	0.0	15.4	100.0
撤退率(B/A)		42.9	40.5	27.3	20.0	37.5	81.3	0.0	0.0	100.0	43.3

注1）北海道農業会議資料により作成。
2）参入理由の各項目は簡略化して表示。

表2-21　参入企業における営利・非営利法人別

単位：法人数、%

		営利	非営利	計
参入	新リース	146	16	162
	旧リース	17	1	18
	計	163	17	180
撤退	新リース	60	7	67
	旧リース	11	0	11
	計	71	7	78
現在数		92	10	102
撤退率(%)		43.6	41.2	43.3

注）北海道農業会議資料により作成。

表2-22　農外企業と関連のある農業生産法人（関連法人）数
と新旧リース事業による参入企業数

単位：法人数

年次	農外企業関連法人					新旧リース参入法人					
	統計数			現存法人							
	現在数(A)	年増加数	関連企業数	企業参入年	当年法人数(B)	現在数	設立数	廃業数	関連法人化数	増減数	設立累計数
2004						1	1			1	1
2005	65		83	8	62	4	3			3	4
2006	81	16	102	9	71	4	0			0	4
2007	92	11	129	9	80	10	6			6	10
2008	100	8	144	9	89	13	5		2	3	15
2009	111	11	149	9	98	16	3			3	18
2010	119	8	154	11	109	27	15	2	2	11	33 (3)
2011	134	15	170	15	124	41	21	2	5	14	54 (1)
2012	141	7	176	14	138	53	15	3	0	12	69
2013	144	3	177	9	147	67	19	4	1	14	88
2014	164	20	201	23	170	80	21	5	3	13	109 (1)
2015	182	18	220	15	185	78	8	6	4	-2	117
2016	196	14	233	11	196	87	18	6	3	9	135 (1)
2017	206	10	244	9	205	100	23	5	5	13	158
2018	211	5	259	7	212	105	11	3	3	5	169 (1)
2019	217	6	270	5	217	102	11	8	6	-3	180
累計							180	44	34	102	(7)

注１）農外企業関連法人は北海道農政部発表資料および2019年の法人一覧より作成。
２）新旧リースには北海道農業会議の法人一覧を集計し、両リースを結合した。
３）（　）は旧リースから新リースへの転換で外数。

表2-23　業種別参入企業数（2019年）

単位：社，％

農業生産法人に関連する参入企業数			農地リース方式の法人		
業種	企業数	割合	業種	企業数	割合
食品製造販売業	69	25.6	農業	25	24.5
建設業	65	24.1	食品関連企業	20	19.6
農産物販売業	20	7.4	製造業	14	13.7
運輸業	20	7.4	建設業	6	5.9
資材等販売業	19	7.0	NPO法人	4	3.9
その他	77	28.5	その他	33	32.4
合計	270	100.0	合計	102	100.0

資料：北海道農政部および北海道農業会議資料より作成。

表2-24　営農形態別参入企業数（2019年）

単位:社，％

営農形態	農業生産法人に関連する参入企業数		農地リース方式の法人	
	企業数	割合	企業数	割合
畑作	92	34.1	0	0.0
畜産	67	24.8	21	20.6
野菜	35	13.0	41	40.2
果樹	15	5.6	13	12.7
花卉	1	0.4	2	2.0
複合	33	12.2	12	11.8
その他	27	10.0	13	12.7
合計	270	100.0	102	100.0

資料：北海道農政部および北海道農業会議資料より作成。

注)農地リースの参入業種分類は、道農政部による。

表2-25　参入理由別の参入企業数（2019年）

単位：社，％

参入理由	農業生産法人に関連する参入企業数		参入理由	農地リース方式の法人	
	企業数	割合		企業数	割合
事業拡大・新分野進出	100	37.0	事業多角化	50	49.0
原料供給	89	33.0	原材料確保	32	31.4
雇用確保・対策	31	11.5	福祉	5	4.9
遊休農地対策	4	1.5	地域貢献	4	3.9
			試験研究	4	3.9
その他・不明	46	17.0	その他	7	6.9
合計	270	100.0	合計	102	100.0

資料：北海道農政部および北海道農業会議資料より作成。

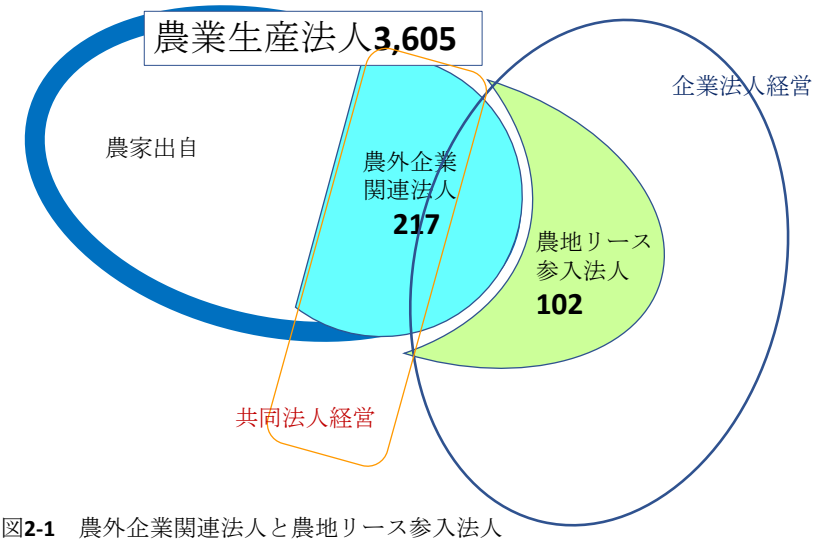

図2-1　農外企業関連法人と農地リース参入法人

第３章　北海道における農外参入企業の区分

本章では、第２章の統計分析を踏まえ、北海道における 12 の農外企業を企業法人経営と共同法人経営に区分し、継続・撤退別の状況を法人形態によって整理する。調査対象企業は調査可能なものとしたため、必ずしも食品産業のみを対象としてはいない。

あらかじめ､農業生産法人と農地リース参入法人を企業法人経営と共同法人経営に区分し、撤退の有無で示したのが**表 3－1** である。企業法人経営が７社、うち存続が４社、撤退が３社である。共同法人経営は５社であり、いずれも存続している。

なお、農地リース参入法人は、小規模で短期的に撤退している事例が多く、継続調査が困難な諸事情等があり撤退となった１事例にとどめている。

第１節　参入企業が経営主体となっている企業法人経営

１．継続している企業法人経営

（１）農業生産法人Ａファーム（苫小牧市・札幌市）

Ａファームは、2013 年にトマトを主軸とする農業生産法人として設立され、生産事業の開始は 2015 年から始まっている。資本金 500 万円、実質的な経営はアド・ワン・ファーム(農業生産法人で 2008 年に特定法人として参入)とＡエンジニアリングとの共同経営となっており、法人の出資比率は農業生産法人（株）アド・ワン・ファームが過半を占めている。苫小牧東部大規模工業基地内に大規模な近代的な植物工場(2.2ha)をもとに生産、流通、販売へと安定稼働させている。ホクレン、厚真町農協も利用し、流通、販売にあたってはアド・ワン・ファームの販売網に載って稼働させている。ここは、生産、流通、販売が確立されているので、今後とも伸びしろが高い経営と判断される。

Ａファームが苫小牧に農場を設置したのは､Ａエンジニアリングが｢沼の端ゴミプラント｣での技術処理することになったことから始まっている。なおＡエンジニアリングは羽田空港の滑走路工事、室蘭の白鳥大橋の建設、横浜のベイブリッジ建設等橋梁関係にもタッチしている会社である。

Ａファームは、2013 年度の農水省「強い農業づくり交付金」採択事業で３億円の交付金が入るというので、それがきっかけとなって農業生産法人を設立することにしたという。施設はオランダプリバ社の栽培制御システムを使い、トマト棟(建設費 10 億円 5,760 ㎡)、ベビーリーフ棟ほか、ＰＲセンター（レストラン)、ビニールハウス（25 棟）はＡエンジニアリングの資金のみで増設している。

Ａファームの生産物は、アド・ワン・ファームが担当しており、道の駅、スーパー、生協等に出荷している。ブランド名はｎａｎａ(菜々)であり、ネット販売、小包販売等も行っている。なお浦臼町の神内ファーム 21（2015 年撤退）もｎａｎａブランドグループに属していた。敷地内で掘削した温泉熱、ガスも利用し、雪の融雪にも利用している。トマトの苗は

ホクレンから調達しており、農協も利用している。

2016 年 4 月に高糖度トマトの生産を拡大するため、新たに札幌市東区の丘珠地区で 1.6ha の第二植物工場を設置している。総事業費は 20 億円で、農水省の「強い農業づくり交付金（２分の１補助）を活用している。その工場の生産は年間 200 トンであり、苫小牧工場の 150 トンから 180 トンを合わせると 400 トン規模となっている。一般的に「糖度８度以上」とされる高糖度ミニトマトは、栽培技術の確立と併せ「レッドジュエル札幌」のブランドで有利販売しており、道内のスーパーやデパートを通じた販売が行われている。その植物工場では、全数糖度計測装置を導入して糖度 10 レベルに達したものをブランド品として出荷する。その工場は「次世代施設園芸の地域展開」の優先枠として交付金が出され、エネルギー源には、苫小牧で実証した排ガス浄化機能を備えたバイオマスボイラ（450ｋｗ）を設置し、木質チップを燃焼させ、プラント内に熱と CO2 を供給する。ピーク時の熱源として天然ガスを利用した温水ボイラ（1160ｋｗ）も設置している。沼の端地区の寮の近くにイタリアンレストランを出店している。

今後は、現状の施設での生産を早期に安定生産、安定稼働をさせ、トマト、ベビーリーフ以外にも多品種生産に拡大させる意向であり、野菜だけでなくスイカ、マンゴーにも挑戦していくつもりであるという。A ファームの植物工場からロシア、モンゴル等にも輸出する計画がある。農業生産法人として経営継続となっているのは、やはり生産の安定とともに、流通販売網を担っているアド・ワン・ファームの力量が大きいことと農協系統組織との連携がうまくいっているからだと判断される。

（２）農業生産法人 B 社（富良野市）

B 社は、B 卸売市場が農業参入する際に 2000 年に設立した農業生産法人である。同年には観光客に新鮮な料理を提供するレストランとして B 社の子会社 B_1 も立ち上げ、2006 年に本格的に稼働している。B 社は第 6 次産業化の認定先となっている。新たな野菜・果実の品種開発に挑戦し、リスクをかけ試行的に作付けしている。例えば、パプリカではいろいろな形と色、味のものが生産され、その評価を卸売市場と小売業、レストランを介して消費者や観光客等の反応で判断する。評判がよければ農業者にフィードバックする。そして評価の高い新品種の作付けの提案を行い、卸売市場においては富良野産としてのブランド化を目指している。B 社の資本金は 10 百万円、構成員 4 名うち農業者が 3 名、卸売市場は 25%を出資しているが、今後は出資割合を増加させたいとしている。経営面積は 6ha であり、卸売市場と契約栽培していた農家の離農跡地である。売上は約 1,500 万円で、生産はいちご、メロン、ブロッコリー等で、施設はハウス 2 棟（一部はレストラン専用)、卸売市場およびレストランに直販している。生産・流通とレストランの経営管理を B 卸売市場が主体的に担っている会社である。

また、子会社 B_1 は資本金は 300 万円、売上:3,000 万円、従業員は社員 2 名、パート 2 名、業種は主に飲食店の経営である。レストランはフレンチ・イタリアンカフェとなっている。

その特徴は野菜料理が中心の一軒家レストランで、B 社が生産する青果物等を直接購入することにより、新鮮な地域農産物を利用した料理、ジュース、菓子等も提供する。レストランの資金借入は 3,000 万円であり、日本政策金融公庫からの農業改良資金(6 次産業化)の借入である。なお、B_1 社の総合化事業計画では、いちごの通年栽培を行い、従来市場出荷していたメロン、プロッコリーなどを消費者に直接提供するとしている。今後は、レストランの他に植物工場にも着手したい意向をもっている。

B 卸売市場の設立は 1924 年で老舗であり、資本金は 2000 万円、支店は東京都台東区（2017 年進出）、取扱高は水産約 20 億円、青果約 20 億円程度である。1974 年に富良野市公設地方卸売市場となっている。近年では、大規模小売業者等の産地直接取引など市場外流通が増加し、卸売市場としては厳しい環境下に置かれている。また取扱商品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報、加工処理等の付加機能整備の充実等が求められている。そのため、生鮮魚介類、青果・地場野菜など取扱うとともに、野菜撰果場・低温倉庫・真空冷却装置の装備、加工品としてレトルト食品や和菓子類まで取り扱っている。また、自己経営基盤の強化、新たな事業の取組が求められ、道が打ち出している「北海道食の輸出拡大戦略」や「6 次産業化」に参画し、卸売市場事業強化のために農業参入を行ったのである。

今後も市場としての役割を果たすために、集荷、販売で農業関係者の協力を得られるようにインフラを整備し、農産物とその加工品供給等の役割を維持拡大することが課題となっている。

（3）農業生産法人 C 社（十勝幕別町）

C 社は、1989 年にホクオー農産(有)として設立され、幕別町の相川、新和、豊岡に自社農園として農地を持ち、アスパラガスをメインとして畑作物を生産、販売している。親会社は C コンサルタントである。帯広市の高速道開通に伴い観光客に提供するために 2011 年に農家レストラン「味工房ほなみ」を開設した。自社農園でとれた新鮮な野菜を、レストラン及びその敷地を利用し、マルシェとして消費者に提供するべく販売を行っている。

C 社は幕別町に本社があり、資本金は 300 万円、構成員農業者が 3 名、面積 58.5ha、メイン作物はアスパラ、その他に馬鈴薯、小麦、小豆、甜菜等であり、施設野菜ではグリーンアスパラ（41 棟）その他葉物野菜（19 棟）を栽培している。さつない農協の正組合員となっている。

「味工房ほなみ」は、帯広市から十勝川温泉に行く道沿いにある。和風で十勝の旬の食材を使用した地産地消の農家レストランである。住所は幕別町千住、建物は木造平屋建て約 81 ㎡、敷地に隣接して自前の 2.5ha の畑が広がる。敷地面積は 1,197 ㎡（1.3ha）、主に昼食時に料理提供している。メニューは和食系で、肉は豚、熊、鹿、猪、鴨、そばなども提供する。十勝圏と道央圏が高速道 1 本で結ばれたのを見据え、札幌などからの観光客の取り込みを狙いとしている。自家栽培や地場の新鮮な野菜を使った料理を提供し、自家畑からの野

菜や旬の食材、エゾシカ肉などを提供している。露地栽培が難しい季節には自然エネルギーを利用した温室栽培を行っている。さらに店舗敷地内には農産物直売所「ほなみマルシェ」がある。地域の交流がマルシェの役割であるとし、今後は物流の拠点としての機能も期待している。帯広には「フードバレーとかち推進協議会」があり、ほなみはそこから推奨を受けるレストランとなっている。ただ富良野卸市場と同様に 6 次産業化としてレストランを経営するが、観光客を狙いとしている点に不安要素が残されている。

実質経営者である C コンサルタントは、1967 年に幕別町旭町に設立され、北王設計測量事務所から 1969 年 3 月に現社名に変更、建設コンサルタントとして農業土木、上下水道、測量調査などの事業を行っている。本社は帯広市、幕別町旭町に幕別事業本部、札幌支社、釧路、足寄、芽室営業所および技術研究所がある。資本金は 1,000 万円、職員数は 100 名以上を誇り、売上高は 12 億円ほどで十勝では大手の優良企業である。

幕別町では、「幕別町 6 次産業化・地産地消等推進戦略」を立て、「地域資源を生かした取組」、「地産地消や地域ブランドの確立に向けた取組」といった目標を明確にし、農業を核とした産業間連携、新産業の創出やそれに伴う商工・観光の一体化などを推進している。資本力のある C コンサルタントが地域のリーダーとなり、地域のニーズに応える形で 6 次産業化の実践として、子会社である C 社の農家レストランまで参入している。農業部門の経営については、元農家の従業員に全面的に任せている。

（4）農業生産法人　D ファーム（後志　余市町）

D ファームは、2014 年に余市町にワインの匠と言われた F 氏が離農地を引き受ける形で農業生産法人を設立したものである。親会社である D 社は、イトーヨーカ堂、イオン等に店舗を有し、日本全国および世界的に事業展開し、主に海外からコーヒーなどを輸入している総合輸入品販売会社である。ワイン業への事業多角化のために、本格的に農業に参入した。余市町はワインの原料となるブドウ生産が盛んであり、F 氏の知識や醸造技術のノウハウを引き受けるとともに、イタリアの醸造主である R 氏の指導を受けてのワイン造りである。D 社がワイン部門で成功し軌道に乗せられるかはぶどう生産、醸造技術、製品販売における経営手腕にかかっている。D 社は、F 氏、農協や GB 産業化設計の支援等を受けて株式会社形態での農業生産法人を立ち上げている。

参入にあっては 2015 年度より葡萄栽培を行っている。名称は D ファーム、事業所は余市町登町、資本金は 3,000 万円(1 億円に増資、なお発行株式のうち過半を超えない範囲で議決権制限株式)、構成員 5 名うち農業関係者 3 名、農地は 10ha でスタートしたが、その後隣地 6ha を取得して 16ha の経営地となっている。D 社の子会社の法人としてワイン造りをしている。D 社としては、ぶどうの栽培からワイン醸造、販売まで一貫して行うことを目指している。2017 年に自社の醸造施設が完成し、本格的な醸造がスタートした。余市町は冷涼な気候がしっかりと酸味のあるぶどうが育つ環境にある。豊かな酸味を生かすにはスパークリングが適しているが、そのため D ファームでは生産量の 7、8 割をスパークリン

グワインとし、主力はシャルマ方式で、一部シャンパーニュ方式でも醸造している。主な醸造品種はピノ・ノアール、シャルドネ、ケルナーなどである。生産量 100 トン目標(原料用葡萄)としている。販売は D ファーム店舗またはオンラインショップ、道内の百貨店などである。役員は 5 名で取締役(D 社)、他 1 名(D 社)、2 名(農業者)、1 名(元中央農試)、職員は D 社社員(夫婦 2 人)、パート数名で、法人自体は余市町農協の正組合員となっている。なお余市ワイン用のぶどう集荷は主に「北海道ワイン」(本社:小樽市)が中心となっている。D 社では北海道ワインと F 氏が取引契約していた関係から経営継承した後も取引を継続している。

余市町では、構造改革特別区域法による酒税法の特例措置を活用し、2011 年 11 月付けで、「ワイン特区」として認定を受け、農業者が営む農家民宿や農園レストラン等で自らが生産した果実を原料としてワイン（果実酒）を製造する場合、酒税法の最低基準(年間 6KL)を適用しないという醸造免許規制の緩和を実現している。このほかに新たにワイナリーの創業を希望する新規就農者を対象に研修を行うなどの支援を行っている。またこれらワイナリーを観光資源とすべく、隣町の仁木町と連携し、2015 年に「ワインツーリズムプロジェクト」を立ち上げている。このプロジェクトは本地区のワイン用ぶどうの生産・醸造における優位性を裏付けるとともに、事業に携わる事業者への基盤整備に対する支援を行う。またワインツーリズムを実施し、国内外からの流入人口の拡大・ワイン産業の振興を目指している。そして、ワインツーリズムプロジェクトの一環として、様々な地元ワイナリーのワインを地元の食材とともに味わえるワインバーも創業されており、観光客はもちろん地元からも注目を浴びている。余市町において規制緩和や新規就農者を求めても醸造用ブドウの原料確保が年々難しくなっており、地域としては離農等による農業生産者の減少に伴い、それを埋めるべく資本力のある企業の参入等を求めている。

（5）まとめ

以上、4 事例の農業参入の性格を検討した（表３－２）。

A ファームは、A エンジニアという大手企業がエネルギープラントの展示場を兼ねて植物工場に進出したものである。苫東基地内と札幌丘珠に高糖度トマトとベビーリーフの植物工場を設け、苫東では JFE エンジニアリングのガスエンジンやバイオマス燃料などのショールーム的役割を果たしている。2008 年に特定農業法人として農業参入した流通業者であるアド・ワン・ファームと 2013 年に設立したものである。植物工場としての展開の一つの典型例であり、言うまでもなく巨大企業の副次的な農業参入の姿である。

B 社は地方卸売市場会社が、従来の集荷を強化するために直営農場を開設したものであり、新規品種の導入、試験販売により有力品種を普及する役割を有している。また、その子会社によりレストラン経営も行っており、これも消費者の嗜好を抑えるアンテナショップ的役割を持っている。 6 次産業化の一環として自治体にも位置付けられている。。

C 社の親会社の C コンサルタントは地元の有力な土木設計会社であり、1989 年という早い段階での土建会社の農業参入の典型例である。自家農場では一般畑作のほかにアスパラや

洋菜類のハウス群を有しており、これに 2011 年に農家レストランおよび直売場を設置している。十勝のフードバレー特区にも位置づけされている。

D 社は、コーヒーを中心とした食品輸入商社であり、余市町に D ファームを農業生産法人のかたちで設立し、専門家を起用してワイン生産に参入している。余市町のワイン特区の一翼をなす存在として活動している。

２．撤退した企業法人経営

（1）農業生産法人　E ファーム　（札幌市）

E ファームは、農地測量会社である E システムが、知り合いだった元 IT 企業より、いちごの太陽光型植物工場の生産施設を買い取り、九州の「あまとう」の技術者を招へいして、札幌市豊滝に 2007 年 12 月に農業生産法人を設立し経営を開始した。

生産開始は 2008 年で、翌年より本格化させ観光農園も行うことにしていた。ハウス内での専従スタッフは 4 人である。生産施設は農地 3.75ha、全長 40m のビニールハウスで出荷用 25 棟、観光農園ハウス 8 棟、研究ハウス 2 棟の合計 35 棟のハウスによる通年いちご栽培を目指した。安定生産のために専門の技術者が必要であったことから、九州で 20 年以上いちご（あまとう)栽培を行ってきた農家を栽培実務者兼役員としてスカウトし、いちごの生産の担当になってもらっている。当初は生産面に問題はなく、うまく稼働した。また、いちごの販売先確保のために、札幌市の円山に「いちご農園直営店」としてケーキ店を 2011 年に開店した。そのきっかけは(株)サクラドゥノールとのコラボであった。販売先としては主要ホテルとケーキ店とし、通年販売で 6 万パック以上を供給し、売上は 3,000 万円見込んでいた。ケーキ店は札幌市アストリア大通りで営業を開始し、商品は札幌産いちごを主役としたショートケーキ、いちごミルク、ロールケーキ、プリン等であった。カフェレストランも設置した。出店は賃貸契約で営業を開始したが、売上が伸びず 4 ケ月で営業を停止した。

E ファームはうまくいっていれば、北海道で最大のいちご生産地となる予定であった。また、観光農園として「いちご狩り」も行い、市民に開放した。資本金は 2,100 千円、構成員は農業者が 2 名、農外が 1 名であった。当初売上額は 29 百万円であったが、稼働コストから当面は利益が出る状況にはなかった。施設投資額が 5 億円で、いちごの生産は地中熱を利用したハウス栽培で苗数 6 万株､品種は四季成りイチゴを含めて 5 品種のいちごを栽培していた。従業人員は 10 名で、その他に実習生が 5 名であった。また法人は 2009 年度の「道農商工連携ファンド」助成を利用している。札幌いちごを活用した食品等の開発先として紹介され、北海道マーケティング総研（札幌市）と連携して、完熟いちごの商品開発と販路開拓を課題として取組むこととしていた。

経営がうまくいかず撤退となった最大の要因は、大型植物工場施設であったが、白斑病が発生して生産を減少せざるを得ない状況となり､冬季も含めて休業状態に追い込まれたことである。安定した品質のよいいちごが生産できなかったことと、その後の施設管理がうまく

いかなかったのである。また E ファームの商品企画販売、販路戦略を行い、商品開発等を担当する道総研と経営上の連携がうまくいかなかったことも撤退要因である。その後、再生産を試みたが、安定的な生産・販売に至らず取引銀行である H 銀行から倒産宣告を受けてしまった。E ファームはシステムの設計と作業管理表はあったものの、実稼働にあたっての病害等の対応策など不測の事態に対する事前準備が不足し、さらにスタッフへの教育不足や販路開拓の不足を招いたこと、そして地元農業者との連携を図らなかったことが撤退の要因であろうと推察される。その後、創立時に出資した E システム(株)が撤退し、2014 年に (株)キナン(和歌山県リース会社)が株主となり、地元農業者とともに新たな経営がなされている。地域経済との接点がなく、しかも農業技術に疎い企業経営の事例と言えよう。

（2）農業生産法人 F 社（ニセコ町）

F 社は、M商事に勤務していた東京在住の T 氏の強い意向により、ニセコ町の農産物を生産、集荷し、札幌市の農産加工場を経由して、東京の直販店で会員に直接販売を行う計画で 2008 年に設立された農業生産法人である。ニセコ町の農業者が構成員となるよう協力を求めてられた。F 社は、自社農園で農産物の生産（米、野菜、ハーブ、生薬など）を行い、スープ（不整形なものを使用)、カレー、シチュー、ジャム、お茶等、加工食品も製造販売する計画であった。加工食品は、ニセコ町の道の駅「ビュープラザ」や東京地区の宅配事業のアンテナショップ「せたがや倶楽部」で催事販売を行うことにしていた。2010 年にニセコ町で農地を賃借し、ジャガイモ、トウモロコシ等を生産をする予定としていたが、結局生産は行われず、ニセコ町の農業者から農産物を集荷し、北海道のこだわりの食材（水産品、畜産品など）として T 氏が在住する東京の「せたがや倶楽部」から直接会員に宅配されるのみであった。

F 社の本社所在地は札幌市であり、資本金は１２百万円、構成員 3 名（農業者 2 名、農外１名)、売上は 120 百万円、利益は２百万円を目指した。経営面積は 15ha（借地)、借入金は日本政策金融公庫より 1 億円、従業員は 3 人、業務は製品の原料となる農作物の生産、加工、流通、そして販売までをワンストップで手掛けるとしていた。ニセコ町で農家レストランも経営し、ニセコ町中央通（ニセコ駅から 217m）にあった直売所ではニセコ特産物、オリジナル商品を販売していた。経営農地は自社農園で特別栽培（化学肥料の使用を 50%以下)を行うとする。仕入先からも基本的に特別栽培基準で栽培されたものを厳選して販売、こだわり野菜と米はできるかぎり農薬や化学肥料に頼らずに作った安全で新鮮なもの、加工食品も無添加、無香料、無着色で極力化学調味料を使わない製品とする。また契約農家や仕入れ先も現地訪問や農地等をヒヤリングの上選定し、北海道産の原料や製法にこだわった製品とすることにしていた。

農家レストランは実際にはニセコ町の農家が実質運営し、2010 年 12 月にオープンしている。昼は洋食・欧風料理、定食、バイキングで、夜は洋風居酒屋としていた。その農家レストランであるニセコ倶楽部は、ニセコ町の農家の青年会（狩太会）が主体的に運営する。

ニセコ町には若者が集まる場所やたまり場がなかったため、東京・札幌の法人関係者とニセコの農家、そして農業後継者の若者がコラボして営業するという夢のある店舗にしようとしていた。

また、東京では「せたがや倶楽部」を運営し、世田谷の事務所の２Ｆに店舗をかまえ、世田谷区・目黒区をエリアとした会員制の宅配事業も行っていた。主にニセコ産の道産品を取り扱い、無農薬、減農薬、無添加の加工品を主としていた。

この企業は、アグリエコサポート投資事業資金（農林中金）を活用して施設投資等をおこなったが、矢継ぎ早の投資形成であり T 氏のリーダー性と経営手腕にかかっていた。しかし、北海道からの農産物運送経費などがかさみ、宅配事業の経営がうまくいかなかった。そのため、農産加工場とニセコ町の農家レストラン経営から撤退せざるを得なかった。ニセコ町の農家レストランはすでに他の経営者に移譲している。

この農業法人の設立にあたり農協は全く関与せず、T 氏の強い意向によりニセコ町の農業者は形式的に構成員加わっただけであった。T 氏が理想とした農業生産は実際には行われず、近隣農家からわずかに集荷しただけに終わってしまった。T 氏による構想のみの独断的経営は失敗し、2012 年に撤退している。地域農業システムと協調できなかった事例と言えよう。

（3）条件解除付きリース法人　G 社（士別市）

G 社は GN 社の 100%子会社であり、2013 年に GN 社にビートを提供する清川農場から解除条件付リースにより農地を借入し、参入した。既存事業からさらに経営の多角化をはかるためであった。

事務所は帯広市稲田町の旧 G 社があった場所にある。かつては帯広市の甜菜の運送会社であったが、時代とともに鉄道の役割が減少するとともに鉄道部門を廃止し、倉庫業、建設業、運送業へと衣替えしてきた。近年は甜菜を生産する農業者が減少しているため、GN 社が生産量を確保するために、G 社が清川農場を借入し自ら生産することになった。

G 社は 1923 年に GN 社の子会社として誕生し、100 年近くの歴史を有する。G 社の役員は GN 社より出向、資本金は 15 百万円、株主資本は約 2１億円、総資産は約 40 億円、純利益は 6,814 万円（2019 年決算公告）、従業員数は 42 名である。主要取引先は GN 社、日本缶詰であり、株式は GN 社が 100%所有しており、主要取引銀行は道銀、帯広信用金庫である。

参入した清川農場は帯広市上清川にあり、GN 社が所有する畑 70ha の一部を G 社が一部借受し、甜菜 7ha と小麦、豆類の作付で、輪作体系を維持する。同農場には請負会社の作業員 5 人と事務員 1 人がいる。G 社はそこで直営に挑戦し、主に社員が甜菜を栽培する。2013 年は 4ha、14 年からは 12ha を作付けしている。その後、2014 年 2 月に下川町で 12.7ha、同年 3 月に鷹栖町で 8.1ha、2014 年 3 月に旭川市で 6.1ha をリースし、甜菜作付けのための直営による事業拡大を行った。しかし、遠隔地でもあり効率的な経営ができず、清川農場以外は士別市の農業生産法人がその営農を引き受け、G 社は 2015 年 3 月に実質撤退してい

る。

北海道における甜菜は、畑作経営の輪作体系を維持する上で基幹的な作物であるとともに、甜菜糖業は地域経済の維持・発展に重要な役割を担っている。2000 年以前は 7 万 ha 前後と安定して推移していたが、生産者の高齢化や経営規模の拡大に伴う労働力不足、他作物への転換、天候不順の影響により減少している。作付は 6 万 ha まで減少傾向にある。また 1 戸当たりの作付面積は 8ha と増加している。このような作付規模の拡大や労働力不足などに対応するために直播栽培が増加している。甜菜の作付け戸数は 2007 年から 2,200 戸ほど減少し 7,000 戸ほどになっている。

GN 社は多角化を進めており、分野を広げ経済的基盤の確立を目指している。設立は 1918 年で総資産は約 1,000 億円、売上高は約 600 億円、売上構成比は砂糖が 70%となっている。主要取引先は明治ほかであり、主な大株主は農林中央金庫等で、主要取引銀行は農林中央金庫、北洋銀行等である。

GN 社は、砂糖事業に関して TPP の関税撤廃の懸念があるが、道内では最大の甜菜にかかる製造、販売会社であり、経営的には当面は懸念がないと判断される。G 社は GN 社の連結子会社で GN 社と一体化しており、農業参入とはいえ GN 社本社の意向が強く反映されている。会社存続をかけて G 社が農業生産の直営に挑戦したものの、継続が困難となり遠隔地にあった直営農場から撤退することになった。地域農業のためというよりも企業の原料確保、いわば収益性の改善のみにこだわった事例といえる。

（4）まとめ

以上をまとめると、次のように整理される（表３－３）。

E 社は農地測量会社が太陽光型植物工場を買い取ってイチゴ生産を開始した農業生産法人であり、生産管理者に九州の技術者を招聘して大型経営を行うとともに、観光農園も開始した。また、いちごを中心としたケーキ店も開店したが、これは売り上げが伸びず閉店している。本体についても病害の発生により生産が安定せず、撤退している。

F 社は商事会社に勤務していた T 氏の理想の下に、ニセコ町で農業生産を行い、その青果物と加工品を東京で会員制の宅配サービスにより販売する計画であった。現実には直営農業は開設されず、東京での販売も軌道にのらず、撤退することになった。

G 社は帯広に拠点を置く糖業会社の子会社で、輸送部門を廃止した後の業務転換として、親会社への原料供給を行うべく直営によるてん菜生産に乗り出したが、リース圃場が小規模でしかも分散したため、2013 年から 2015 年の 2 か年で撤退している。

農業から撤退した 3 企業の事例は、参入企業の本社の収益追求にこだわり、地域農業あるいは地域社会と協調的でなかったことが撤退につながったと推測される。

第２節　経営主体が企業と農業者の共同法人経営

（1）農業生産法人　H ファーム（美瑛町）

H ファームは、兵庫県加古川市を本社とする食パン会社 N 食品の社長である N 氏が、新鮮な､品質のよい乳製品などの原料を十勝岳連峰の麓に広がる美しい丘に感動し美瑛町に求めたのが契機である。ファームを経営する N 氏は、東京にレストランを経営し、食材にはこだわりをもっている。美瑛町には美瑛町農協が経営する美瑛選果(株)の販売店があり、食パン等の製品を提供するとともに千歳空港でも販売店を設けている。当初は、H ファームからは N 食品と東京のレストランに原料提供する程度であったが、美瑛選果と N 食品がコラボして、生産、流通、販売面で相乗効果が生みだされ、事業拡大へとつながっている。

H ファームは N 食品が使用する乳製品を自社で開発・製造することを目的に 2008 年に農業生産法人として設立された。2009 年に群馬県の神津牧場からジャージー牛 9 頭を導入し、牧場としてスタートした。 現在はジャージー、ブラウン・スイス、ホルスタインの 3 牛種類、約 120 頭の牛を飼育している。一日の搾乳総量は 800 kg、一日の牧草給与量は 30 kg、ホルスタイン個体の体重は平均 700kg である。 ここでは、「牛をありのままの姿で飼育する」という方針に基づき、通年放牧でストレス・フリーの飼育環境を整備している。 搾った生乳は、隣接する加工プラントで新鮮なうちにバター、生クリーム、ヨーグルトなどの乳製品に加工し、牛から搾った生乳で乳製品を作り、その美味しさをそのまま消費者に提供することを目指している。農場は、美瑛町字星平和にあり、構成員は 4 名でうち農業関係者が 3 名、資本金は百万円、投資額は約 3,000 万円である。売上は約 54 百万円、利益 20 百万円ほどである。役員は N 食品からの社長、町の元町助役、酪農学園出身の工場長である。H ファームは美瑛町農協の正組合員であり、主に仕入・販売・金融を利用している。

経営面積は 65.2ha であり、小麦も作付けし、羊の委託育成も行っている。従業員は美瑛町内雇用を含む 5～6 名である。牧場施設は牛舎、工場 1 棟（事務所、Café 併用）である。

H ファームでは、農場を「美瑛放牧酪農場」と称し、放牧酪農を行っている。2009 年 11 月から牧場と乳製品の加工プラントを稼動させ、 2011 年 5 月には Café をオープンさせている。販売品はソフトクリームがメインで、ワッフル、美瑛ラスクがある。3 種類の牛の生乳を独自の割合でブレンドし､低温殺菌製法で処理をした後､北海道産ビート糖のみを使い、加熱処理を行わない真空濃縮製法により､牛乳本来の風味豊かで濃厚な味わいに仕上げている。社長は、フランスのヴァイロン社の小麦粉レトロドールと出会い、日本における独占権を獲得している。

2003 年には東京の渋谷で VIRON 店を開店させ、2005 年に丸の内、2009 年に恵比寿、そして同年 9 月に丸の内にて片岡物産と共同でバター専門店を開店している。原料にこだわった食パン等は好評を得ている。

農協の美瑛選果の店舗はアンテナショップとして旬の生鮮品から､焼きたてのパン､加工品まですべて揃え販売している｡千歳空港店では渋谷 VIRON とコラボした空港限定のコーンパンをはじめ､美瑛選果の製品が売られている。また東京有楽町店では美瑛選果のフリーズドライ商品、旬の新鮮農産物、町のお土産品を常設販売している。イートインスペースで

は、農産物や美瑛ジャージー牛の生乳を使用した加工品が売られている。さらに小麦工房を2013年にオープンさせ、美瑛小麦工房「びえいのラスク」「ゆめちから食パン」など美瑛産の小麦を使った工房直売の製品が並んでいる。

道外企業である食品業界からの農業参入は地元及び農協も歓迎しており、最善の提携先であると判断している。美瑛町農協も H ファームを支援しており、新たな製品開発と企業としての定着化を望んでいる。農協は N 食品から美瑛選果が新たな事業展開する上での道外流通・販売等ノウハウを提供されており、今後も協力体制したいとしている。

（2）農業生産法人　I 社（北見市）

I 社は、IT 企業である I システムが 2002 年に農業生産とスマート農業に関する IT システム情報提供ために設立した農業生産法人である。農業者と多くの農外企業が構成員となって設立されている。農業者に ICT の提供するとともに、地場産の米、小麦などを製粉して販売している。農業者からの ICT に関するニーズがあり、地域の農業者とともにフードビジネスを構築している。

当初は端野町・東藻琴村・小清水町・美幌町の農業者 7 人と精密農業技術・農業資材販売・農産物・加工品の流通などの分野の企業 6 社（経済同友会オホーツク支部会員 5 社と会外 1 社）が出資し誕生したものである。本社は北見市端野町にあり、事業本部は北見市小泉にある。製粉のための加工施設は北見市端野町にある。資本金は 4,000 万円（当初出資金は 1,000 万円で後に 2,100 万円を積み増し、総出資口数は 800 で農外は 173 株)である。事業は小麦、大豆、玉葱等の野菜類の認証農産物の生産と販売、大豆、小麦の加工生産販売、農畜産物加工品の生産・販売を行っている。技術資材販売としては IT 技術支援・資材開発販売等である。生産農地は 4 市町に自社圃場が 35ha（当初は 12ha）あり、施設は大豆乾燥調製、粉粒体加工施設がある。取引銀行は北見信用金庫、北洋銀行、日本政策金融公庫である。

この法人に使用されている I の命名は、イソップ童話の「金のライオン」の話しから、「自らリスクに立ち向かわなければ成功は身につかない」という意味である。またイソップ（ISSOP）というのは ISO14000 と HACCP そして Precision Agriculture（精密農業：農地の土壌等の細情報管理）の略称でもある。

オホーツク地域の農家と企業が集まり「安心・安全・健康」をキーワードに地域循環型の環境保全農業を目指すため設立された農業生産法人であり、「異業種交流」の積み重ねにより設立されている。農産物の生産・販売のほか、オホーツク地域の農産物を使った食品の製造・加工・販売を行うことにより、農業を核とした活性化を目指している。農業を競争力のもったビジネスとして確立させる「農業・食クラスター」のモデルとしても注目されている。

この法人の特徴は循環農業の推進とＩＴ農業の推進、異業種連携、農業を核とした新しいビジネスの創出にある。「農商工連携」88 選のひとつとして農林水産大臣より認定を受けている。社長である K 氏は、地元農家の出身であり、ＮＥＣにおいてＮＴＴ電気通信研究所との共同開発研究に参画し、公共通信システム開発に従事していた。1983 年に I システム

を設立している。設立趣旨は地場産小麦の生産、製品化、流通の一貫体制を作り地産地消を基本としながら､農と食を結ぶ新たな農業ビジネスモデルの創造へと挑戦するというものである。マルチメディア協会、産業クラスター研究会など、地域の交流・連携の要であり、北海道の情報産業界のリーダーの一人である。主要取引先は京セラ、日本気象協会、三菱電線工業、ＮＥＣグループ、官公庁、農協となっている。2002 年に 14 戸の農家で組織した農業生産法人（株）はまほろに IT による生産管理技術を提供したことが事業拡大のきっかけとなり、北見、網走管内にそのエリアを拡大している。

Ｉシステムの主たる業務はシステム開発であり、官公庁、農協関連、建設業、ホテル、医療などを対象としている｡その他にシステムコンサルティングとして情報化に対する調査及び企画立案、ネットワークの運用管理業務がある。運用管理情報機器類の販売、セミナー企画運営、インターネット・ＷＥＢ、ホームページなども行っている。農業に関連する具体的な製品としては、①「ふりほすらんど農業簿記（仕訳帳)」、②「ＧＰＳ測位型精密農業支援システム」、③「Ｇ－Ｐａｄ」（圃場面積計測、リアルタイム農作業マッピング、農作業履歴トレサビリティ情報など）④「ふ～どケア（給食センターなどの栄養士向けシステム)」、⑤「土壌診断施肥設計システム」がある。

将来の農業界のＩＴ化の拡大を予測し、農業者と経済同友会企業とともに、スマート農業のシステム化はもちろん、地元農産物のブランド化と加工・流通・販売を行っている。将来の農業のあり方を見据え、地域のリーダー的役割を担い、イソップ・コリロールという理論を発信し、オホーツクという地域発展に寄与している。いわば地域農業者と IT 企業がドッキングしている事例である。地域農業との提携が主目的である典型事例である。

（３）農業生産法人　J 社

J 社は、2014 年に設立された農業生産法人である。それは実質経営する J わさびにわさび原料を提供する網走の農家が離農することに対応した農業参入である。J 社は網走の離農農家の近隣農家とＩわさびの職員とでわさびを生産している。J 社の事業所は網走市呼人、J わさびのオホーツク工場は同一箇所にある。資本金は 2,000 万円、構成員は 5 名で、うち農業者 4 名、生産面積は 5ha である。網走で集荷された網走産わさびは J わさびのオホーツク工場で製造・商品化されている。そこでの取扱商品は生おろしわさび、ねりわさび、山わさび、粉わさびである。粉わさびは、網走工場で乾燥させ、一次加工後名古屋工場に船便で出荷されている。なお 1965 年にわさびの主産地を長野県から北海道網走市に移している。

1968 年から、北海道網走市にオホーツク工場を設け、地域農家と協力し原料となるわさびの栽培から製品の加工までおこなっている。わさび全体の生産量は年間約 2,500 トンで、国内生産量の 90%以上を占めている。わさびの原産は北欧だが同じような気候地帯であったことから網走が選定された。網走において 40 年以上系統改良を重ね、大根臭、青臭みを抑えた高品質なわさびを生産することに成功した。これをもとに同社は、網走市、斜里町の農家と契約し、栽培したすべてのわさびの買取を行っている。オホーツク工場では、人工型

植物工場による試験栽培を行うとともに、わさびを原料とした商品加工等に挑戦しわさび業界のパイオニアといわれている。

わさび生産までの J わさびの具体的な取組としては、斜網地区農協わさび耕作組合（オホーツク網走、清里、斜里農協下の農家）と、契約取引開始当初から連携して栽培方法の改善、品種、系統開発に取り組み、書面による取引を行っている。この耕作組合では、契約取引によりわさび生産量の 9 割にあたるわさびを生産し、147ha まで規模拡大をしてきた。組合は優良耕作者表彰に取組んで生産者の技術向上に努めるとともに、毎年 7 ～9ha 規模の組合員の面積拡大を目指し、低コストわさび栽培の普及にとりくんでいる。

J わさびは、その組合の協力のもと、専用わさびハーベスタを開発して 1999 年に実用化し、生産者の収穫作業の大幅な軽減につながっている。わさびの安定供給に向けては、1954 年に肥料会社と連携して「わさび栽培マニュアル」を作成するとともに、無病苗の供給体制を整備し、収穫量、品質の確保に取り組んでいる。また J わさびは、2008 年度に経済産業省の農商工連携事業認定者となっている。この事業を維持するために、J わさびが農業生産法人を立ち上げ自社栽培に乗り出すきっかけとなっている。農業参入にあたっては、札幌市にある GB 産業化設計から株式会社として農業生産に参入するためのコンサルタントを受けての参入となっている。

J わさびの本社は、①国産の原料にこだわる。②徹底したトレサビリティによって生産過程、流通過程を明確にする。③新商品の開発に注力する、ことを柱に経営をおこなっている。近年国内のわさび需要は低下しているが、海外の寿司ブームとともに海外で需要が伸びており、経営は好調である。本社は名古屋市、会社設立は 1952 年、資本金は 1 億 8,000 万円、職員数は 200 名、売上高は 69 億円である。工場は名古屋（1960 年）、オホーツク、静岡にあり、支店は札幌ほか全国、海外支店もある、認証取得は ISO9001、HACCP、主要銀行は三菱東京 UFJ 銀行、日本政策金融公庫、農林中央金庫である。2002 年には J わさびを持株会社と子会社 2 社（J わさび名古屋、J わさびオホーツク）に分社化している。

J わさびは、斜網地区農協のわさび耕作組合と一体となって、わさび生産に尽力してきている。しかし、わさび生産者は高齢化などにより減少しつつある。そのことから、J わさびが今後とも耕作放棄地など埋める形で自社生産をせざるを得ない状況となっている。地元の JA と連携してはいるが、今後の展開としてはわさび生産者の育成が課題であろう。

（4）農業生産法人　K ファーム

K ファームは、主にスマート農業や職員の農業に関する知識の研修と実証展示施設利用として活用するため、苫小牧美沢の地に農業参入した法人である。日本ホーランド（札幌市）の苫小牧デポ（機械販売）が主体となって、農協の支援を受けながら参入地の管理、生産にあたっている。事業所は苫小牧市新明町にあり、農園は苫小牧市美から国道 36 号線で苫小牧市入口にあるモダ石油場所から安平町へと向かうところにある。設立は 2014 年であり、K ファームの構成員は 3 名で、地元農業者が 2 名（うち 1 名が農地提供者）で、残り 1 名

が企業役員である。資本金は 300 万円（構成員 3 名が同額出資）、業種は畑作、経営面積は 27.7ha、作付けは牧草、デントコーン、ビート等であり、職員は 3 名（パートは含まず）であり、とまこまい広域農協の正組合員となっている。

農園は畑作も行うが、主に職員の研修の場および実証展示場となっており、スマート農業等に関する知識、農業機械の運転訓練等、職員の実践研修の場として使用されている。近年では、畑作の輪作の関係からいろいろな作物に挑戦し、かぼちゃ、野菜などが作付されている。収穫された作物は、農協、道の駅での販売やネット販売もあり、野菜等を提供している。また地域との交流を深めており、収穫祭、農業機械の展示会などのイベントも積極的に行っている。

K ファームは、農業機械の輸入・販売の日本ニューホランドと、鉄鋼の貿易や不動産、産業機械、スポーツ施設等を担う商社である S 産業 （東京都）、苫小牧の農家が設立した農業生産法人である。

近年、ヨーロッパ等では、圃場からより多くの作物を収穫し、かつ効率良く作業をすることで労働力を削減する Precision Land Management（プレシジョンランドマネジメント＝精密農業、以下 PLM）が普及している。作業を行うための GPS ガイダンス製品や、自動でハンドル操作を行う自動操舵システムは、既に農家で使用され、現在は作物や圃場を管理するシステムが急速に展開しつつある。

日本でもこの数年で少しずつ普及が進んでおり、K ファームはそれらの製品をはじめ、GPS を活用し精密な農作業を行う最新鋭の作業機、収穫する作物の状態をリアルタイムで測定できるコンバイン、そして圃場を管理するシステムまで、顧客への導入に先駆けて試験的に導入している。

また、K ファームではドローンを使用し、通常のカメラ撮影による生育状況の確認、さらには近赤外線を使用した特殊なカメラによるより精密な生育状況管理を行っている。実作業を通した運用を行うことで、農業における最新の情報を提供すると共に、それぞれの経営規模に合った農機具等の提案、設置、アフターサービスを行えるよう努力している。

さらに農業を通じての社員の育成では、新入社員の研修、営業マンとしての研修、トラクター、高性能大型機械、作業機の研修および資格取得等など様々な社員研修を、圃場内で実際に機械を使用して行っている。研修では、社内での研修をはじめ海外メーカーのトレーナーを招いた研修も行っている。このように実際の作業を通して、社員が少しでも顧客を理解し、それぞれの経営スタイルに合った商品の紹介、機械の性能を十分に発揮するための使用・調整方法を習得するための教育の場となっている。さらに地域社会への貢献では地域環境の美化を行う植苗美沢地区資源保全会に加入しており、 所有地周辺のゴミ拾いや草刈りを定期的に行っている。

この農業参入の目的は、本格的な農産物の生産・販売というものでなく、主体は職員教育にある。農機営業マンの育成と農機具の実証展示場および将来を見据えたスマート農業の推進にある。ただ研修を受けた若手職員から農業経営者が出てくれれば、農地を確保しての経営

を行えるように支援していくとしている。今後、スマート農業等を主体とした経営がなされるとすると、高機能農機具を活用した安定的な農業生産技術の向上が必要である。農協とも連携がとれており、土地利用型農業そしてスマート農業の先駆者としての潜在能力は十分持つ農業生産法人である。

共同的法人と分類したが、実質的に参入企業の付属農場である。しかし、地元の農協と連携するとともに、農地を提供した元農家に意志決定権を持つ従業員とし農業分野を担当させていることは地域農業に対する配慮であると考えられる。

（5）農業生産法人　L社

L社は札幌市のS酒精が焼酎生産を行うために2006年に厚沢部町に設立した農業生産法人である。資本金は3百万円、構成員3名のうち2名は農業者であり、農地面積は38haである。売上は1億円ほどで、利益は4千万円ほどである。地元の契約農家25戸からは、かんしょ作付け23haから生産量500トンを、大麦は30haから生産量100トンを焼酎原料として供給されている。また、L社敷地内に直売所があり、苺も売られている。農協との取引では金融などを利用している。14億円を投資した施設は厚沢部工場として2006年に新設されている。2003年から苗を九州から購入して焼酎用さつまいもの試験栽培に着手し、契約農家と共同で研究を重ねた結果、北海道では不可能といわれた、さつまいもの本格栽培に成功した。厚沢部における2005年のさつまいもの収穫量は70トンを超え、本社工場の本格焼酎製造が限界となったこと、さらに焼酎の売れ行きが伸び製造設備が必要となったために工場新設となった。契約農家にはロータリー等の必要な機械をS酒精が用意して農家に無償で貸出するとともに、苗を供給するほかに作付計画の策定、営農指導、機械使用方法の指導も行っている。

厚沢部町での工場新設はいろいろな波及効果を生み出している。雇用の創出、契約農家の安定的収入確保、厚沢部町の知名度向上などである。2007年栽培契約面積は15ha、2008年には20ha、最終目標は30haである。大麦も200トンを受け入れ、麦焼酎の製造を開始し販売している。サツマイモなど契約栽培面積は200haに拡大している。

2008年には焼酎絞りかすの有効利用を目的に厚沢部町にバイオガスプラントを建設し、メタンガスを利用して育苗、栽培、原料供給を行っている。プラントからの肥料等は契約栽培農家に還元され、春と秋に焼酎原料作物の圃場に散布される。契約農家が肥料を使用することで、肥料費が削減され、原料価格の低下につながっている。

S酒精の売上は25億円ほどである。また乙部町の富岡農場（富岡ワイナリー）との契約によりワインの製造販売も行っている。本社工場は札幌市で創立は1933年であり、社員数は60名、函館営業所がある。1933年に札幌焼酎株式會社として設立され、ジャガイモなど道内農産品を利用して道内市場への進出を図った。1934年には札幌焼酎、1939年には合成清酒の生産を開始するほか、みりんや模造ウィスキーなど各種酒類の生産に手を広げた。1945年には現在の社名に変更し、1960年には「サッポロソフト」を発売を開始している。

S 酒精は、将来性のある会社として日本政策金融公庫、厚沢部町、北海道農政事務所などからもその取組みが多く報告されている。近年、厚沢部産さつまいもを活用した機能性スイーツの開発、販路開拓など、知名度向上を図る取組みが行われている。また地域住民とのつながりとして、毎年厚沢部町の地元の人たちにいち早く新しい焼酎を飲んでもらうために「焼酎を楽しむ夕べ」を開催している。また厚沢部町内限定で焼酎「甕貯蔵」（かめちょぞう）を販売している。北海道におけるさつまいも生産は九州のさつまいもよりも品質面で劣るかもしれないが、S 酒精におけるさつまいもへの挑戦は北海道にあっては画期的である。

ただし、この法人は明らかに企業の付属農場的性格を有しており、農業者との共同という概念に当てはまるかどうかは疑問ではある。しかし、実質的に農業部門を担当しているのが地元の元農業者であり、しかも、かなりの意思決定権が与えられているので企業法人ではなく共同法人に含めた。

（6）まとめ

以上をまとめると、次のように整理される（表３－４）。

H ファームは兵庫県の食パン会社 N 食品が 2008 年に設立した農業生産法人であり、役員は同社長と同町の元助役と農場長となっている。農場は放牧による酪農経営（牛種もホルスタインのほか、ジャージーとブラウンスイス）のほか、附帯する加工プラントでバター・生クリーム・ヨーグルトの生産を行っており、東京都内で開設した飲食店での販売を行っている。また、地元の小麦粉を使用した商品開発も行っている。美瑛農協の美瑛選果との提携も行っており、地元との協力関係が形成されている。

I 社は、IT 企業である I システムが 2002 年に農業生産とスマート農業に関する IT システム情報提供ために設立した農業生産法人である。オホーツク地域の農家と企業が集まり「安心・安全・健康」をキーワードに地域循環型の環境保全農業を目指すため設立された農業生産法人であり、「異業種交流」の積み重ねにより設立されている。農産物の生産・販売のほか、オホーツク地域の農産物を使った食品の製造・加工・販売を行うことにより、農業を核とした活性化を目指している。農商工連携のモデルとして位置付けられており、地域をベースとした農業生産法人として注目される存在である。

J 社は J わさびに原料わさびを供給するために設立された農業生産法人であり、J わさびと契約生産していた農家が離農した後を引き継いで設立されたものである。直営農場といえるが、わさび耕作組合と連携して耕作組合の出荷数量を補完する存在でもあり、一種の共同法人経営とみなすことができる。

K ファームは、大手の農機会社が地元の農家と共同して設立した農園であり、経営は畑作農業を中心に行っている。親会社としては職員の農業技術習得のための教育農場的位置づけとなっているが、地元の農協と連携すると共に、農業経営としては地元農家に意思決定権をゆだねており、共同法人経営とみなすことができる。

L 社は焼酎メーカーが、北海道産のサツマイモや大麦を原料として供給する拠点として、

地元とともに設立した農業生産法人である。サツマイモの苗生産を行って契約農家に供給すると共に、自らもサツマイモ生産を行っている。契約農家に対しては、苗の供給のほかに作付け計画策定の支援や営農指導、工場が独自に開発した機械の操作指導なども行っており、試験・普及機能なども有している。地元の農業振興公社との連携し、産地形成に貢献している。

第３節　小括

本章では、調査可能であった 12 の農外企業を対象として、企業法人経営と共同法人経営とを実態調査により区分した。第２章では、農外企業関連法人と農地リース参入法人の統計的分析を行ったが、農地リース参入法人は企業法人経営として区分できるが、農外企業関連法人は両者を含むものであった。したがって、農外企業関連法人の性格把握は、個々の法人の設立経緯や経営内容を聞き取り調査によって明らかにする必要があった。その結果、企業法人経営は農地リース参入法人１を含め７法人であり、存続が４法人、撤退が３法人であった。共同経営法人は５法人であり、撤退企業は見られなかった。

企業法人経営（直営農場型）の典型例は植物工場である。存続法人では、トマトの植物工場が典型例であり、A ファームは第一工場の成功を受けて第二工場を設置して経営拡大を行っている。他方、E ファームはいちごの大型ハウス群を有し将来が嘱望されたが、施設管理の失敗から 2008 年から７年で撤退し、他企業が引き継いでいる。このような施設型の経営は畜産経営の展開に通じるものであり、経営は資金力と技術力に規定され、存続の当否が分かれる。

他の存続企業法人経営では、B 社は産地商人の子会社で、新たな品種導入試験を行って B 社の野菜集荷農家へ普及する機能を有し、C 社は親会社が自治体の６次産業化のリーダー的存在で自社農園の野菜を供給するレストラン経営を行っている。D ファームは食品輸入商社の子会社であり、農業生産法人として原料ブドウとワイン生産を行い、余市町のワイン特区の一翼をなす存在となっている。直営農場を経営しつつ、地域の自治体や農家との連携を行っている。

撤退した企業法人経営では、F 社は商事会社に勤務していた T 氏の理想の下に、ニセコ町で農業生産を行い、その青果物と加工品を東京で会員制の宅配を行う計画であった。現実には直営農場は開設されず、東京での販売も軌道にのらず、撤退することになった。計画倒れの事例である。

共同経営法人では、H ファームは兵庫県の食パン会社 N 食品が美瑛農協の「美瑛選果」と提携を行っている事例、I 社は IT 企業が農業生産とスマート農業に関する IT システム情報提供のために設立した法人で「異業種交流」の積み重ねにより設立、J 社は J わさびに原料供給するためにわさび耕作組合の一員として J わさびが設立した法人、L 社は焼酎メーカーがサツマイモの供給拠点として設立した法人である。これらは、機能はやや異なるが、

農業生産法人の構成員に地元農家が関与しており、地域との連携も強固となっている。

表3-1　事例企業の分類区分

経営主体	継続・撤退	法人形態	法人数	調査事例参入企業
企業法人経営	経営継続	農業生産法人	4	Aファーム、B社、C社、Dファーム
	撤　退	農業生産法人	2	Eファーム、F社
		リース法人	1	G社
共同法人経営	経営継続	農業生産法人	5	Hファーム、I社、J社　Kファーム、L社

資料）聞き取りより作成

表3－2　企業経営法人の概要（経営継続）

経営主体	No.	地域	参入地	農業生産法人	法人格	設立年	参入時期	参入形態	参入企業等の概要					資本金（千円）	経営規模（ha）	営農形態	作物名等	構成員内訳		
									継続　撤退	参入企業名	所在地	業種	事業内容					農業関係者	うち農業従事者	農業関係者以外
企業	1	石狩	札幌市	Aファーム	株	2013	2015	出資	継続	Aエンジニアリング	東京都	その他	エネ技術	5,000	2.2	野菜	トマト等	5	5	2
企業	2	上川	富良野市	B社	有	2000	2006	出資	継続	B卸売市場	富良野市	農販	農販売	10,000	6.4	畑作	野菜等	3	3	1
企業	3	十勝	幕別町	C社	株	1989	2013	新設	継続	Cコンサルタント	帯広市	建設	建コンサル	3,000	58.5	畑作	小麦等	3	3	
企業	4	後志	余市町	Dファーム	株	2014	2014	構成員	継続	D社	東京都	飲食	珈琲豆輸入	100,000	16.2	果樹	醸造用ブドウ	3	3	2

資料）農政部資料より作成

表3-3 企業経営法人の概要（撤退法人）

経営主体	先数	参入局	参入地	農業生産法人	法人格	設立年	参入時期	参入形態	参入企業等の概要					資本金（千円）	経営規模（ｈａ）	営農形態	作物名等	構成員内訳		
									継続撤退	参入企業名	所在地	業種	事業内容					農業関係者	うち農業従事者	農業関係者以外
企業	1	石狩	札幌市	Eファーム	株	2007	2014	新設	撤退	Eシステム	札幌市	サービス	システム	50	3.4	野菜	イチゴ、ミニトマト	2	2	1
企業	2	後志	ニセコ町	F社	株	2008	2008	新設	撤退	FB社	東京都	食品	農販売等	12,000	15	野菜	野菜等	2	2	1
リース法人																				
企業	1	上川	士別市	G社	株	2013	2015	新設	撤退	G社	帯広市	運輸	運送等	2,000	39	畑作	甜菜等	4	4	1

資料）農政部資料より作成

表3-4 共同法人経営の概要

経営主体	先数	参入局	参入地	農業生産法人	法人格	設立年	参入時期	参入形態	参入企業等の概要					資本金（千円）	経営規模（ｈａ）	営農形態	作物名等	構成員内訳		
									継続撤退	参入企業名	所在地	業種	事業内容					農業関係者	うち農業従事者	農業関係者以外
共同	1	上川	美瑛町	Hファーム	株	2008	2008	新設	継続	N食品)他1	兵庫県	食品	菓子パン等	1,000	65	畜産	生乳等	3	3	1
共同	2	網走	北見市	I社	株	2002	2002	新設	継続	Ｉシステム他7社	北見市	その他	システム	21,000	35	畑作	小麦等	6	6	8
共同	3	網走	網走市	J社	株	2014	2014	新設	継続	Jわさび	名古屋	食品	わさび販売	20,000	5.8	畑作	わさび	4	4	1
共同	4	胆振	苫小牧市	Kファーム	株	2014	2014	新設	継続	S産業	東京都	その他	鉄鋼製品等	3,000	28	畑作	小麦等	2	2	1
共同	5	檜山	厚沢部町	L社	株	2006	2006	新設	継続	S酒精	札幌市	飲食	酒類製販	3,000	38	畑作	さつまいも等	2	2	1

資料）農政部資料より作成

第４章　北海道における食品関連企業による農業参入の実態分析

本章では、大手食品企業の北海道における農業参入の実態分析を行う。大手の食品関連企業のうち、日本において県域を越えて広域的な農業参入を行っている大企業は、後藤［2015］によれば 25 社あるが、そのうち北海道は 2000 年のドール（2018 年撤退）、2002 年のワタミ（2021 年撤退）、2006 年のモス FS、2008 年のセブン&アイ HD、2009 年のイオン、2009 年のエア・ウオーター、2010 年のローソン、2011 年の野村 HD の 8 社である。

この中から典型代表事例として、第３章の分類から「企業法人経営」の代表事例として X 社（注１）、共同出資による「共同法人経営」の代表事例として Y ファームを選択して調査を実施し、それらの事例が地域農業に与える影響について考察していく。

第１節　企業法人経営タイプ

１.X 社による農業参入の背景

X 社の農業参入は、F 社長によれば（注２）、X 本社において 2009 年にプロジェクトが立ち上げられ、「企業が農業に参入した場合、そもそも農地を確保できるのだろうか」「技術や経験に乏しいサラリーマンが挑戦できるのだろうか」「自然条件に大きく左右される生産性へのリスクヘッジは?」「農業をどこまでビジネスチャンスにつなげられるのか」という議論がなされたことを契機としている。

茨木県牛久市長から耕作放棄地に参入しないかという誘いを受けたことをきっかけに、農場設立とともに子会社である XA 社を 2009 年に設立した。

XA 社では X グループのバリューチェーンを構築し、生産から販売までをグループ内で管理することで、顧客に対応した商品を適時、適量、適価格で供給する体制を構築してきた。XA 社が示すバリューチェーンでは、生産基盤・施設整備のもとで、①商品企画②生産③加工④物流⑤販売に分けバリューチェーン全体を通じたマネジメントを行うとしている。目標として①ICT（情報通信技術）による生産ノウハウの取得と蓄積、地域との連携、グローバル G.A.P に基づく安全の担保、②バーチカルマーチャンダイジングの確立(カットサラダ・総菜原料等への活用)、③物流の効率化(店舗からの帰り便の活用、集荷機能)を掲げている。さらにバリューチェーンの改革では、①顧客のニーズに応える安全で高鮮度の食材を提供、②生産店とプロセスセンターにより高い収益力を掲げ、生産から販売まで国内唯一のコールドチェーン(COLD)を確立させ、イノベイションにつなげるとしている。

XA 社は、X 社という大手企業のバックのもとで、直営農場設立当初時には耕作放棄地で地元農業者からたびたび営農フォローを受けたとしながらも、直営農場の拡大、ICT の導入と XA 社での人材採用と農業従事者の育成、グローバル GAP および X 物流およびバリュ

-チェ-ンの実践とで、地元の既存農業システムを活用することなく X 社独自の農業システム基盤の構築を目指した（表 4-1）。

２.M 農場の現状と課題

北海道において XA 社が最初に農業参入した北海道三笠農場は、XA 社が直接管理運営する全国で 14 番目の農場として、2014 年 1 月に設立された。新リース方式による農業参入である。農場には本社から直接責任者が出向しているが（注３）、農場の決算を含めた経営の統括は、全て千葉県にある本社が行っている。したがって、農場の管理者は経営における意思決定権は与えられていない。会社は従業員が農業生産に適応できるように、農作業や技術をマニュアル化している。しかし、X 社の F 社長がいみじくも述べているように、「ICT を活用しようとしてもデータの確保が難しく、牛久農場でも設立から 5 年経過しても、やっとセミプロ程度にしか農業技術を習得することができなかったのである（注４）。これは三笠農場でも同様であり、技術的に難しいとされる IK メロンについては、種子を開発した小林勇氏から種子の供給と技術指導を受けている。

三笠農場は、三笠市が耕作放棄地に XA 社の農場を誘致したことから、リース事業を利用して XA 社が進出した経緯がある。農地は高齢化した 3 戸の農地 30ha をリースしている。2014 年 4 月から作付けが開始され、当初はハクサイ、トマト、キュウリ、メロンなどを栽培したが、ハクサイは病害が多発し、現在では露地栽培からは撤退している。2019 年の作付は施設園芸のみでメロン、キュウリ、生食用トウモロコシ、小松菜などである。したがって栽培面積は施設園芸のみであり、30ha のうち 1.5ha 程度が利用され、残りの耕地は遊休化している。

生産物の流通に関しては、北海道では X 社独自の流通網を駆使し、農協を全く通さない方針を徹底している。メロン以外は道内消費向けであり、生産された農産物は X 社系列の流通センターに運ばれ、直接系列店に配送される。

農場の労働力構成は本社から派遣され常駐している社員（農場長）のほか、男性の季節雇用者が 2 名(35 歳・55 歳)、高齢の男女のパートが 15 人程度である。

農場単独では採算がとれておらず、「大赤字」という回答であった。しかし、契約農家の農産物がスムーズに集荷され、本社を中心としたバリューチェーン全体で採算が取れれば、個別の採算は問題視されないと言う。本社としても直営農場ですべての農産物を確保するわけではなく、F 社長によれば、「直営農場だけで、グループ全体の農産物を供給できないのも事実だ。そのため地域の農業生産法人の方々や、農協の方々と一緒に、今バリューチェーンの構築に取り組んでいる」（注５）と述べている。

そうだとすると、三笠市の直営農場は農場生産よりも契約栽培農家の取りまとめ拠点としての何らかの役割を果たしていることが推測される。その役割とは、グローバル GAP の指

導である。XA 社の契約農家になるためにはグローバル GAP 取得が義務付けられているので、その認証の手助けが必要になるからである。

農場の経理は、本社の連結決算なので価格交渉に必要な原価算出には農場の収支が使われる。栽培契約農家の農産物は、農協を通さず全てイオン独自の流通システムに乗せられることになる。また種子などの生産資材も一部含むことになる。

このことは当然のこととして、農協の野菜部会との摩擦が生じ、それまでいわみざわ農協のダンボールでメロンを出荷していた三笠農場も、農協のメロン部会からクレームがついたため、独自の段ボールに切り替えざるを得なかった。

いわみざわ農協の担当者は、農協に青果出荷をしていない三笠農場に対し、大きな懸念を有している。まさに、直営農場の農産物生産や契約農家から集荷した農産物の付加価値は、すべて X 社が吸収している状況にある。しかも、ハウスに利用していない 28.5ha は遊休農地となっているのが実態である。

第２節　共同法人経営タイプ

１.Ｙファームの設立経緯

Y ファームは、Y 社が現地の農家 A 氏との共同出資で 2014 年 3 月に設立した農業生産法人である（注６）（**表 4-2**）。

資本金は 4,500 万円で、A 氏が 1,000 万円、Y 社が 3,500 万円を出資している。Y 社が 77.8%の株式を保有しているが、議決権ベースでは農地法上 24.8%に抑えられている。現在、出資金は 8,000 万円であり、アグリビジネス投資育成株式会社の担い手育成体応援ファンド 3,500 万円を活用している。議決権ベースでは、A 氏が 51%の株式を保有している。

A 氏は、鵡川町でトマトを中心とした施設園芸を営んでいた農家であり、むかわ農協のトマト部会長を務めていた時に、Y 社のバイヤーから法人設立の話があり、農協と協議の上、新法人が農協の正組合員となることを条件として、申し入れを受け入れたものである。

A 氏は 2005 年に有限会社の一戸一法人を立ち上げたが、それを将来的に解消することを目指し、Y 社と新たな法人を立ち上げたのである。新法人を立ち上げる 2014 年までの A 氏の経営は、経営面積が 9ha でうち約 2ha で水稲作付、約 3ha で 100 坪ハウスおよそ 30 棟においてトマト・ベビーレタスを栽培し、残りの 4ha は地区内の水田農家に貸付していた。それらは新法人に移行後、Y ファームむかわの従業員に 30 棟ハウス全てをリースし、現在アスパラが作付けされている。現在も A 氏の有限会社は存在しており、4ha も近隣の水田農家に賃貸されている。

一方で、新法人の施設群を設置している農地は合計 2.2ha であり、法人が A 氏から賃貸する形がとられている。新たな生産法人の立ち上げに際し、11,000 坪の鉄骨ハウス 3 棟を

設置し、トマト専用ハウス（裏作でサニーレタス）とし、Y ファームとして生産が行われている。

法人の意思決定機関は役員による経営会議である。法人の役員構成は代表取締役会長が A 氏、代表取締役社長は従業員の B 氏、そして Y 社からの出向取締役、監査役の A 氏の妻の 4 名である。

なお、会計実績は 1 ヵ月単位で Y 本社に申告することが義務付けられ、本社はそれに基づいて生産コストを産出している。

このシステム化によって、Y 社は Y 社の経営するバーガー店が北海道で使用するトマト(8 月から 10 月)をほぼ全量安定的に確保することができている。同様に、むかわ農協トマト部会に結集した農家(62 戸)は売り上げの拡大に成功した（**図 4-1**）。

法人として農地を取得していないため、Y 社の出資比率は 77.8%であるが、経営収支は独立採算性なので農家出身の経営者に主体性はある。それはトマトとサニーレタス以外の農産物は、法人が農協を通じて独自に販売の意思決定を行っているからである。ただし、トマトの生産・出荷に関しては本社の意向は生産計画や販売計画に反映されている。

Y 社としては、北海道で展開しているバーガー店が使用する一定品質のトマトを安定的に確保するための生産拠点となる農場を必要としていた。その場合、X 社のような直営農場方式を取らなかったのは、共同出資農家の主体性と地域との協調を重視したからである。有能な契約栽培農家を Y 社のハードなバーティカルシステムに取り込むよりも、A 氏を取り込むことで農協のトマト部会をソフトな Y 社のバリューチェーンに組み込むことに成功したのである。これを受けて農協もトマトの共選場を整備するとともに、トマトの苗を供給するため農協直営の育苗センターを設立して、Y 社向けトマト供給システムを構築している。

２.Y 社と提携した農協トマト部会の変化

むかわ農協で集荷されたトマトは、Y 社との契約により一定期間一定量を Y 社が指定する卸売会社(東一)に出荷し、同じく Y 社指定の仲卸会社(デリカフーズ北海道)を経由して、バーガー店に供給される。もちろん市場は通しているが、セリは行われず相対契約となっている。

問題は契約価格の決定であるが、市場価格の変動を考慮しながら生産コストを償える価格水準を決定しなければならない。具体的には Y 社と農協との話し合いで決定される。生産コストは、法人の実績に基づいて算出されるが、トマトの買い入れ価格は常に市場の月間平均価格よりも高めに設定されている。例えば、1 ケース(4kg)の月間平均市場価格が 1,300 円のところ、Y 社は 1,500 円で買い上げている。その代わり Y 社が課している条件は、YES!clean 認証である。Y 社としては、グローバル GAP 認証の取得を望んでいるが、レベルが高すぎるのでそれよりも低い北海道認証の YES!clean をとりあえず採用し、グローバル GAP 取得は、法人の将来の努力目標としている。

トマト部会におけるトマトの出荷先をみると、Y 社指定の東一に出荷する金額の割合は、全体の第 3 位である。トマト部会そのものは、Y 社と契約を行っているが、あくまでも販売の一部であり、2019 年の販売実績は、16.1%のシェアである（**表 4-3**）。

2014 年以降の Y ファームの参入により、トマト部会の集荷量は 1 割強の増加を確認することができる。また、Y 社へ出荷されている時期は、8 月から 10 月の 3 カ月間程度であり、日量で 50 ケース（1 ケース 4 ㎏）、全体で 4,500～5,000 ケースが出荷されていることになる。

なお、規格については、品質では A、B、C の 3 ランクに分類され、A 品の評価が最も高い。その品質ごとに、さらに 3L、2L、L、LM、M、S、2S の 7 ランクに分類されている。市場価格では M が最も高く、次いで S、LM、2S、2L、3L の順になっている。ところが Y 社が必要とするサイズは、L、2L、LM なので市場価格よりも高く買う契約で、市場出荷とうまく棲み分けができる。もちろん、Y 社が使用できないサイズの製品は、農協が市場に売ってくれるのである。

第３節　小括

本章では、第３章の区分から**企業法人経営**の代表事例として XA 社三笠農場を、共同出資による**共同法人経営**の代表事例として Y ファームを選択して調査を実施し、それらの事例が地域農業に与える影響について考察してきた。

XA 三笠農場は X 社の子会社である XA 社が直接管理運営する農場であり、2014 年に新リース方式で参入している（**農地リース参入法人**）。所在地の自治体が耕作放棄地解消を目的に誘致したものであり、３戸、30ha をリースしている。農場長は本社から派遣された社員であるが、その他は季節雇用とパートのみである。当初作付けされていた白菜などの露地野菜は病害の発生などにより放棄され、ハウス栽培（1.5ha）のみであり、メロン、キュウリなどが直接系列店で販売されている。これに関連して近隣の契約農家のメロンなどの農産物も農協を通さなくなり、部会との摩擦も生じている。農地の遊休化も生じ、農場単独での採算はとれておらず、経営の存続は本部の判断となっている。なお、同年に設置された恵庭農場は撤退している。

一方、Y 社が鵡川町に地元農家と共同出資で 2014 年に設立したのが Y ファームである（**農外企業関連法人**）。この出資農家は法人設立契約時に農協のトマト部会長をしており、法人が部会に加入することが条件であった。法人はトマト専用ハウス（裏作でサニーレタス）を建設して栽培を行い、Y 社指定の卸売市場に出荷され、仲卸を通じて店舗に配送される。これは法人農場の実績ではなく、農協の部会としての対応となっており、部会としては新しい販売チャネルを得たことになる。また、農協も共選場の整備や直営のトマト苗の育苗センターを設置する等産地拡大の対応している。

この事例からもわかるように共同法人経営タイプにおいては､積極的に地域農業や農協との連携を図っており､企業の原料調達により産地規模を拡大しつつ､安定的な原料確保を行っているのである。

注

1）Y 社については、坂爪[2015]、董ほか[2021]の分析がある。

2）AFC フォーラム 2014.6、pp12 を参照した。

3）以下の叙述内容は、2019 年 1 月および 2020 年 2 月の農場長への聞き取り調査をもとにしている。

4）福永[2014]pp.11～14。

5）福永[2014] p.14。

6）以下の叙述内容は、2019 年 1 月および 2020 年 2 月の農協ならびに法人に対する聞き取り調査をもとにしている。

表4.1　XA社の直営農場の分布

農 場 名	所 在 地	設立	面積 ha	ハウス 棟数	栽 培 品 目
茨城牛久	牛久市井ノ岡町	2009.7	16	25	キャベツ、かぼちゃ、白菜等
栃木宇都宮	宇都宮市上籠谷町	2010.9	13		キャベツ、レタス、白ネギ等
千葉柏	柏市五條谷	2010.9	5	23	かぶ、こまつな、ほうれん草等
埼玉羽生	羽生市名	2010.1	16		キャベツ、はくさい、玉ねぎ等
埼玉松伏	松伏町築比地	2010.1	5	21	こまつな、枝豆、ほうれん草等
大分九重	九重町滝上野上向原	2011.6	14		キャベツ、白ネギ、ブロッコリー
埼玉日高	日高市田波目	2011.9	16		キャベツ、白菜、カボチャ等
島根安来高田	安来市穂日島町	2011.1	23	17	キャベツ、青ネギ、プロッコリー
石川かほく	かほく市内日角ワ	2013.2	15	10	キャベツ、はくさい、ほうれん草
兵庫三木里脇	三木市口吉川町里脇	2013.4	11	16	キャベツ、白菜等
山梨北杜	北杜市明野町小笠原	2013.4	14	10	白菜、レタス、こまつな等
山梨富士山中湖	山中湖村平野上原	2013.4	11		レタス、はくさい、キャベツ等
岩手花巻	花巻市横志田	2013.11	16	10	キャベツ、白菜、ほうれん草等
北海道三笠	三笠市清住町	2014.1	31	20	キャベツ、白菜、メロン等
大分臼杵	臼杵市野津町	2014.3	10	4	キャベツ、ほうれん草、さつまいも
北海道恵庭	恵庭市南島松	2014.5	30		ブロッコリー、じゃがいも等
福井あらわ	福井県あらわ市	2014.11	10		キャベツ、ニンジン等
三重いなべ	三重県いなべ市	2015.2	8		キャベツ、白菜等
徳島あわ	徳島県阿波市	2016.3	3.2		とうもろこし、青ナス、四葉等
広島安芸高田	広島県安芸高田市	2016.8	11.5		キャベツ、ブロッコリー等
埼玉久喜	久喜市六万部91	2014.11	4	高軒高1	施設野菜トマト(植物工場)

注）XA 社のＨＰにより作成（2019 年現在）。

表４－２　新法人の経営状況

区分		新法人（Yファーム）		
			A氏	Y社
経営形態		株式会社	有限会社（１戸１法人）	株式会社
出資金		4,500万円	1,000万円	3,500万円
株式	出資ベース		22.2%	77.8%
	議決権ベース		51.0%	24.8%
経営面積 作付け 施設		経営面積：5ha アスパラガス：100坪ハウス×100棟 (2.2ha) トマト：1,000坪ハウス×３棟(2.8ha)	9ha(うち借地4ha) 5ha ：100坪ハウス×100棟 ⇒新法人の従業員に全部リース 4ha ：近隣の水田農家に賃借	
役員		代表取締役会長：A氏 代表取締役社長：B氏(従業員) 取締役出向者(M社) 監査役：A氏の妻		
その他		会計実績は１カ月単位に本社に申告 本社は会計実績に基づき生産コストを算出		

資料：実態調査結果より作成。

注：2019年現在の出資金はアグリビジネス投資育成株式会社の担い手育成体応援ファンド3,500万円を加え、8,000万円となっている。

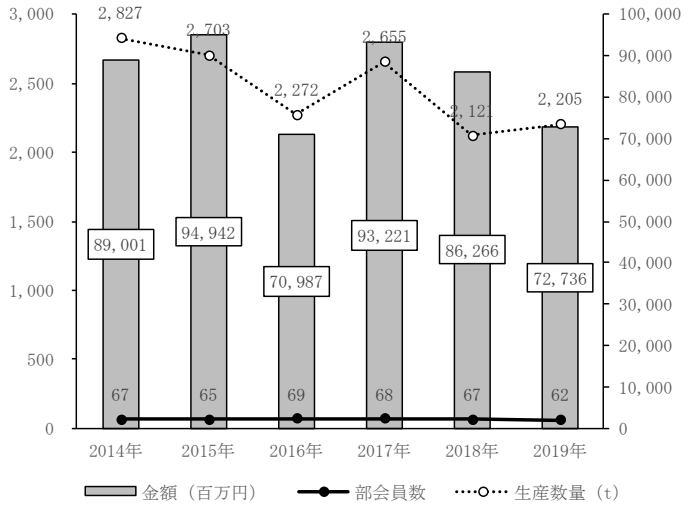

図4-１　農協 トマト部会の部会員数と生産・販売動向

資料：トマト部会総会資料より作成。

表４－３　トマト部会の出荷額と出荷先

単位：千円、％

		2016年	2017年	2018年	2019年
出荷額合計		687,185	863,157	798,243	671,699
出荷先市場	A	25.3	27.8	27.5	29.2
	B	20.5	28.0	27.8	23.4
	東一	10.6	11.8	18.8	16.1
	D	8.7	7.9	5.4	8.3
	E	4.6	4.6	5.2	8.1
	F	3.9	3.8	3.9	3.3

資料：トマト部会総会資料より作成。

注）上位６市場の出荷額の割合である。

終　章　農外企業の農業参入の位置づけ

第１節　本論文の要約

一般企業の農業参入は、すでに 2000 年の農地法改正から徐々に進行していた。それに弾みをつけたのが 2002 年の農業構造改革特区の制定である。農業生産法人以外の法人による賃貸での農地の権利取得が可能となる農地リース特区制度が開始されたことを契機に、本格的な参入が開始された。リース方式においては地域との協議の必要がなくなり、参入地域も限定することなく農地の権利取得が可能となった。その後、平成の農地改革といわれた 2009 年の農地法改正によって、農業生産法人（2016 年からは農地所有適格法人、以下農業生産法人と記す）の要件緩和も行われた。実質的な企業の農業参入の自由化である。

このような規制緩和政策の流れの中で、企業の農業参入は増加の一途をたどっている。北海道農政部も、農林水産省の指導のもとで農業分野での参入企業を新たな担い手として育てる窓口を設置し、農業参入を希望する企業と企業経営のノウハウを生かしたい生産者や自治体との連携を仲介している。一方で、いったん参入した企業が相当数、撤退していることも事実であり、その際の農地の維持管理についての懸念が未だに大きい。

参入企業の部門を見ると、食品関連産業が注目を集めているが、従来の建設業などの他に植物工場などの新しい業態への参入も現れている。食品関連産業の参入は、バリューチェーンの構築の問題としてとらえられることがあるが、契約農家の存在も大きく、参入企業の分析では完結しない。そこで、ここでは参入企業の存続要因の大きな要素として地域農業を位置づけ、参入企業の形態ごとの差異を明らかにしている。参入企業の形態は企業法人経営と共同法人経営に区分する。前者は企業が直接的に農業生産を行う形態であり、経営権が企業にあるものである。後者は農業生産法人のうち、企業が参入しているものの地元農家との分担関係が明確であり、企業の単一支配が行われていない法人である。

第１章「農業政策における農業生産法人の位置づけと企業参入」では、農政における農業生産法人の位置づけの変化と農地リース事業による参入強化について整理している。企業の農業参入規制を積極的に緩和する政策により、企業の農業への直接的参入が増加を見せているのである。企業の農地取得については、規制改革推進会議が農業生産法人への出資制限の緩和を求めているが、農地法による企業に対する出資割合制限が依然として機能している。

第２章「北海道における農外企業の農業参入の動向」では、農業への一般企業の参入の統計データが極めて限られているため、2019 年の参入企業の２つのリストをもとに農外企業の参入動向を統計的に確認している。農外企業関連法人は、2005 年の 65 から 2019 年の 217 まで 152 増加している。撤退数は不明であるが、現存法人の農外企業参入時の法人数を累計した各年の数値を比較すると、法人の撤退は少なからずある。農地リース参入法人は 2004 年から 2019 年で 180 となっている。うち、廃業した法人は 44、24%、農業生産法人へと移行した法人は 34、19%である。存続している法人は 102 で、存続率は 56.7%である。

農地リース参入法人の存続率が極めて低いことから、企業法人経営が相当数撤退していることが明らかとなった。

農外企業関連法人と農地リース参入法人を比較すると、参入企業の業種では以前は建設業が多かったが、前者では食品製造販売業・農産物販売業が 33%を占めるようになり、後者でも食品関連企業が 20%を占めている（農業が最も多いが子会社を設立しての参入のため）。営農形態別では、前者は畑作や畜産などの土地利用型の経営形態が多く（59%）、平均面積は 88ha である。後者は野菜・果樹・複合が多く（65%）、施設野菜型を中心とし、平均面積も 10ha 程度である。参入理由別ではともに新分野への進出による事業多角化が最も高い。原料供給はともに 30%台を示すが、前者は加工原料確保を、後者は流通資本が直営農場により野菜などの供給拠点を形成する姿を想定できよう。

第３章「北海道における農外参入企業の区分」では、調査可能であった 12 の農外企業を対象として、企業法人経営と共同法人経営とを実態調査により区分した。その結果、企業法人経営は農地リース参入法人１を含め７法人であり、存続が４法人、撤退が３法人である。共同経営法人は５法人であり、撤退企業は見られなかった。

企業法人経営（直営農場型）の純粋な姿は植物工場が体現している。土地利用に依存しない工場生産であり、地域農業との関連性はない。純粋に資本力と技術力が経営を左右する。一般の企業法人経営の場合には、親会社のコントロール下で直営農場を営んでいる。その実績が存続の当否を決める。B 社は産地集荷商人への野菜生産供給、C 社は野菜生産と結合したレストラン、D 社は原料ブドウとワイン生産である。ただし、B 社では産地商人が集荷する野菜農家への新品種の普及、C 社は自治体の 6 次産業化の一環、D 社ではワイン特区内での連携、という地域の農家や自治体との連携の側面を有している。

共同経営法人の場合は、会社の運営そのものが地域の農家や農協との関係性の中で行われている。H ファームは美瑛農協と、I 社は地域の異業種交流を、J 社は耕作組合と、L 社は自治体や契約農家群との結合の中で経営を行っている。したがって、一般の企業法人経営よりも地域との関係性が一段階強いということが明らかになっている。

第４章「北海道における食品関連企業による農業参入の実態分析」では事例分析により企業法人経営と共同法人経営の比較から、その実態と地域農業の既存システムに与える影響について考察している。企業法人経営タイプの X は、直営農場の収益性が維持できなくとも、垂直統合したバリューチェーンのシステムがうまく作動し、流通段階の収益性に良好な結果を与えれば、本社の利益に貢献すればよいという経営的位置づけにある。したがって、農協や地域農業との調和よりも、契約農家を周辺にうまく配置することによって、企業目的の達成を目指している。

これに対し、共同企業経営タイプの Y は農協や地域農業との調和性を求める姿勢が明確である。事例では、農協の作物別生産部会の主導的農家を巻き込んで農業生産法人を設立し、その法人が部会に加入することで、法人の生産規模を大きく超えた原料調達を実現している。

また、産地としても指定した市場での相対契約分が従来の販売に上乗せされて販売量も増加している。農協も苗供給に乗り出すなど産地規模の拡大に寄与している。

第２節　総合的考察

本論の課題は、北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因であった。ここでは、農外企業の農業参入の現段階の特徴を改めて整理した上で、地域農業との関連について考察し、まとめとしたい。

これまでの農業への資本参入の議論は、資本による農業の包摂の形態、主にアグリビジネス論として展開されてきた（グローバーほか[1992]、中野[1998]、中野ほか[2007]）。その中心は多国籍アグリビジネスによる流通・金融支配による農業部門の統制、垂直型の統制であり、契約農業として展開されてきた。植民地型のプランテーションとは異なり、農業生産主体との契約形態が主流であったが、より高度な技術展開を図るために直営農場形態を採用するケースも現れている。特に加工資本の原料調達においては質的向上をはかるために直営農場を拠点により広範な契約農場を配置するような産地体制も構築されつつある（中国野菜輸出基地のケース、坂爪ほか[2006]、ほかに坂爪[2015]も参照）。

日本においては、農地法の存在によりアグリビジネスによる直営農場の展開は制限され、農協の存在によって流通支配による契約農場型の囲い込みも限定的であった。しかし、加工型畜産のような工場制に近い生産形態においては、ブロイラー、採卵養鶏、養豚などの分野で、農家系譜の企業経営も一定割合を持つとはいえ、直接的な資本参入による企業経営や飼料会社によるインテグレーションの形態など、資本参入は一般的となっている。

第１章で述べたように農地制度の「規制緩和」が急速に進展したことから、食品加工業あるいはスーパーマーケットなどの食品販売企業が原料ないし生鮮食料品の直接的な調達を行うための農業参入が可能となった。実際、第４章の冒頭に示したように北海道でも全国大手企業の参入は 2000 年のドール、2002 年のワタミ、2006 年のモス FS、2008 年のセブン&アイ HD、2009 年のイオン、2009 年のエア・ウオーター、2010 年のローソンなど一種のブームともいうべき様相を呈した。しかし、その後撤退が相次ぎ、企業の直接的な参入が広範化するような幻想は潰えてしまったかに見える。企業の垂直統合的な展開は、直営農場＝企業法人経営としては限界を持つのである。食品関連企業による直接的な原料調達がどこまで進むかはここでの課題ではないが、共同法人経営として地域農業との連携を図り、農協の作目別生産部会を巻き込む戦略の方が、法人経営としての存続可能性が高いのではないかというのが第４章の結論である。

第２章や第３章でみたように、参入企業は食品関連企業が増加を見せているとはいえ、その業種は多様性を示している。しかも、農外企業の農業参入は、必ずしも順風満帆ではなく、撤退企業が相当数発生しているという現状がある。それにも関わらず、例えば大仲[2018]では全国と熊本県の参入数のみのデータを用いて結論を導いている。中小企業の廃業・倒産

件数が毎年一定数を維持し、大企業においても部門の整理・売却が行われる中で、農業への参入企業だけが安定的であるわけはない。本論文では、参入企業のすべての追跡はできなかったが、北海道における 2004 年から 2019 年までの参入・撤退の動向を明らかし、参入の勢いを相対化することができた。しかし、農業への参入企業の存続条件を明らかにすることは難しい課題である。個々の業態の状況、ガバナンスのあり方などの分析は困難であり、金融機関などのスコアリングシートによる信用調査の手法も利用できなかった。そこで、第 3 章では企業法人経営 7 社と共同法人経営 5 社の実態を調査し結果を示した。

企業法人経営（直営農場型）の純粋な姿は植物工場が体現している。土地利用に依存しない工場生産であり、加工型畜産のように排泄物もなく、外部から隔離されていて地域農業との関連性はない。純粋に資本力と技術力が経営を左右する。ただし、A ファームのケースでは親会社のショールーム的役割を果たしている。撤退した E ファームは所有者の変更により施設自体は存続している。

一般の企業法人経営の場合には、農地リース法人は言うにおよばず、農業生産法人の形態の場合でも親会社のコントロール下で直営農場を営んでいる。その実績が存続の当否を決める。B 社は産地集荷商人への野菜生産供給、C 社は野菜生産と結合したレストラン、D 社は原料ブドウとワイン生産である。ただし、B 社では産地商人が集荷する野菜農家への新品種の普及、C 社は自治体の 6 次産業化の一環、D 社ではワイン特区内での連携、という地域の農家や自治体との連携の側面を有している。

共同経営法人の場合は、会社の運営そのものが地域の農家や農協との関係性の中で行われている。H ファームは美瑛農協と、I 社は地域の異業種交流を、J 社は耕作組合と、L 社は自治体や契約農家群との結合の中で経営を行っている。したがって、一般の企業法人経営よりも地域との関係性が一段階強いということができる。

このように、一般の企業法人経営は、当然ながら直営農場の形態を採るが、さまざまな形で地域農業との関連性をもって存続している。共同経営法人では法人そのものの運営に地元農家が関与しており、地域農業あるいは農協との強い関連性を有していると言える。したがって、工場型を除けば、農業参入企業の存続には地域との関係性が大きな意味を持つと言えよう。

引用・参考文献

[1]安藤光義「農地中間管理機構は機能するか―課題と展望」『JC 総研レポート』、2014 年.

[2] 有坪民雄『誰も農業を知らない』原書房、2019 年.

[3] 青柳斉「二重構造論的農業経営学の一考察」『農林業問題研究』第 71 号、1983 年

[4] 『一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関するアンケート調査結果の概要』、農林水産省経営局農地政策課、2013 年.

[5] 石田一喜「企業参入が地域農業に与える影響」、日本農業研究所研究報告『農業研究』第 24 号、2011 年.

[6] 石田一喜他『企業参入と地域の農業』ミネルヴァ書房、2015 年.

[7] 伊藤昭男・阿部秀明『地方都市圏の今日的課題と戦略』泉文堂、2005 年.

[8] 梅木利巳『多様化する農産物市場』農産漁村文化協会、1988 年.

[9] 大野備美・納口るり子「小売業の農業参入事例分析－大手小売二社の比較」『農業経営研究』第 51 巻第 3 号、2013 年.

[10] 大仲克俊『一般企業の展開過程と現段階』農林統計出版、2018 年.

[11] 大仲克俊・安藤光義『企業の農業参入－地域と結ぶ様々なかたち』筑波書房、2014 年.

[12] 大澤史伸『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』みらい、2010 年.

[13] 大塚路子『農業生産法人をめぐる現状』国立国会図書館調査及び立法考査局農林環境課、2015 年 5 月.

[14] 『大規模施設園芸・植物工場 実態調査・事例調査』日本施設園芸協会、2018 年.

[15] 川野茉莉子「期待が集まるスマート農業の新展開」『東レ経営研究所経営センサー報告』2016 年.

[16] 「企業の農業参入に関する調査結果」(株)日本政策金融公庫、2012 年 1 月.

[17] 規制改革会議「規制改革に関する第二次答申～加速する規制改革～」2014 年 6 月.

[18] 規制改革会議「規制改革に関する第 3 次答申～多様で活力ある日本へ」2015 年 6 月.

[19] 『規制改革会議の「農業改革」20 氏の意見』農山漁村文化協会、2014 年.

[20] 『協同組合奨励研究報告』第 44 輯、全国農業協同組合中央会、2019 年.

[21] 黒河功編『地域農業再編下における支援システムのあり方』農林統計協会、1997 年.

[22] グローバー・クスタラー、中野一新監訳『アグリビジネスと契約農業』大月書店、1992 年.

[23] 小島泰子「食品企業の経営戦略と農業参入」日本大学大学院博士論文、2016 年.

[24] 後藤卓也「食品企業による生鮮トマト栽培への参入とその地域的影響」『地理学評論』89-4、2015 年.

[25] 斎藤文信「食品関連企業の経営戦略と農業参入」『フードシステム研究』第 21 巻 2 号、2014 年.

[26] 坂下明彦・小林国之・正木卓・高橋祥世『総合農協のレーゾンデートル』筑波書房、2016 年.
[27] 坂下明彦・朴紅・小林国之・申錬鐵・高慧琛『協同組合研究のヌーベルバーグ』筑波書房、2020 年.
[28] 坂爪浩史『現代の青果物流通』筑波書房、2002 年.
[29] 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦『中国野菜の輸出戦略』筑波書房、2006 年.
[30] 坂爪浩史「北海道野菜産地の全体象－北海道の野菜産地化と流通環境の変化－」『フロンティア農業経済研究』第 18 巻第 1 号、2015 年.
[31] 坂爪浩史「小売・外食企業の成長と農業参入」農食資源経済学会編『新たな食農連携と持続的資源利用』筑波書房、2015 年.
[32] 清水徹朗「戦後日本の農業思想と農政論」『農林金融』2020 年 6 月号.
[33] 『植物工場の現状と将来展望に関する調査』アジア地域連携研究所、2019 年.
[34]「生産・流通の新しい注目点」『農林金融』、2003 年 11 月.
[35] 関根佳恵「多国籍アグリビジネスによる日本農業参入の新形態」『歴史と経済』第 1 号、2006 年.
[36] 渋谷住男「農業における農業参入のビジネスモデル」『農業経営研究』第 47 巻第 4 号、2010 年.
[37] 渋谷住男「企業の農業参入における撤退要因と農地管理についての考察」『農業経営研究』第 49 巻第 1 号、2011 年.
[38] 渋民住男「企業の農業参入の類型と特徴」『食農資源経済論集』65 巻 1 号、2014 年.
[39] 渋谷住男「農業専業の経営体と農業参入企業の効用構造についての比較分析」『農業経営研究』第 56 巻第 2 号、2018 年.
[40] 渋谷住男編『なぜ企業は農業に参入するのか―農業参入の戦略と理論』農林統計出版、2020 年.
[41] 白坂典枝・生源寺眞一「上場企業による農業参入分析」『農業経営研究』第 55 巻第 3 号、2017 年.
[42] 鈴木利徳「農業金融の現状と将来－農業法人向け金融を中心に－」『日本不動産学会誌』第 24 巻第 3 号、2010 年.
[43] 総合規制改革会議「第 3 次答申～活力ある日本の創造に向けてから」2003 年 12 月.
[44] 高橋正郎・盛田清秀編「農業経営への異業種参入とその意義」『日本農業経営年報』No9.農林統計協会、2013 年.
[45] 髙山航希「出資によって農業法人の成長を支援」『農中総研　調査と情報』、2018 年 7 月.
[46] 谷本一志・坂下明彦編『北海道の農地問題』筑波書房、1999 年.
[47] 多田ひかり・長野宇規・小寺昭彦「農業参入企業の持続的経営と地域貢献の関係」『農村計画学会誌』30 巻論文特集号、2011 年.

[48] 多胡秀人『リレーションバンキング』金融財政事情研究会、2003 年.
[49] 田代洋一『集落営農と農業生産法人－農の協同を紡ぐ』筑波書房、2006 年.
[50] 田代洋一『協同組合としての農協』筑波書房、2009 年.
[51] 田代洋一『地域農業の担い手群像』農文協、2011 年.
[52] 田代洋一編著『TPP と農林業・国民生活』筑波書房、2016 年.
[53] 田代洋一・田畑保編『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房、2019 年.
[54] 『地域農業の担い手確保と定着条件』北海道農業公社、2011 年.
[55] 『地域を活性化する農商工連携のポイント』農林水産省・経済産業省、2010 年.
[56] 董薈萍・納口るり子「食品小売業による農業参入法人の経営展開－イオンアグリ創造(株)を対象に－」『農業経営研究』第 59 巻第 4 号、2021 年.
[57] 仲野隆三「小売企業と組合員・農協出資による農業法人の取組み」『農業経営研究』第 47 巻第 4 号、2010 年.
[58] 長尾正克編著『グリーン・ツーリズム 北海道からの発信』筑波書房、2011 年.
[59] 長尾正克『ジャスト・プロポーション』筑波書房、2018 年.
[60] 中野一新編『アグリビジネス論』有斐閣、1998 年.
[61] 中野一新・岡田知弘編著『グローバリゼーションと世界の農業』大月書店、2007.
[62] 長峰栄太郎『「農業」という生き方』アスキー新書、2009 年.
[63] 中山忠彦・正木卓・坂下明彦「会計事務所による農業経営の支援システム」『農経論叢』第 69 集、2014 年.
[64] 中山忠彦・正木卓・長屋正克・坂下明彦「北海道における一般企業の参入経過とその意義－食品関連企業の参入を中心に－」『フロンティア農業経済研究』第 24 巻第 2 号、(掲載予定)
[65]『農協における地域農業支援体制の構築と実践』地域農業研究所、2007 年.
[66]『農政改革高木委員会中間報告』財団法人日本経済調査協議会、2005 年.
[67] 農政ジャーナリストの会編『農地制度改革－担い手育成、耕作放棄地減少は可能か―』農林統計協会、2008 年.
[68] 八田達夫・高田眞『日本の農林水産業』日本経済書房、2010 年.
[69] 原島正衛「1968 年「マンスホルト計画」と欧州農業の転換」、『北星論集(経)』第 42 巻第 2 号、2003 年.
[70] 原田純孝「農地関係法における「農地管理」と「地域の管理－沿革、現状とこれからの課題－(2)」『土地総合研究』、2017 年.
[71] 平松敬介・榎本弘行「2009 年農地法改正後の一般法人の農業参入制度の評価と課題」『農村計画学会誌』33 巻論文特集号、2014 年.
[72] 平岡祥孝・高橋清『北海道再建への戦略』北海道新聞社、2007 年.
[73] 福永康明「企業の農業参入・経営実践の現場報告」『AFC フォーラム』2014 年 6 月.
[74] 福永康明「 ICT の活用」『構造改革徹底推進会合資料』2017 年.

[75] 藤井良広『金融 NPO－新しいお金の流れをつくる』筑波書房、2007 年.
[76] 堀田和彦・新開章司編著『企業の農業参入による地方創生の可能性』農林統計出版、2016 年.
[77] 本間正義「日本農業の現状と課題～20 年後の日本農業に向けて～」日経調高木委員会、2017 年 1 月.
[78]『北海道の将来を展望する I 』中出出版、2008 年.
[79]『北海道における農業生産法人と農協』地域農業研究所、2007 年.
[80]『北海道における地域農業支援システムの類型と課題』地域農業研究所、2010 年.
[81] ポール・ロバーツ『食の終焉』ダイヤモンド社、2012 年.
[82] 松原茂仁「アグリビジネスにおける異業種間連携と垂直統合－農商工連携と第 6 次化を中心に－」『日本経営診断学会論集』2012 年.
[83] 三友盛行『マイペ-ス酪農』農山漁村文化協会、2000 年.
[84] 室屋有宏「企業の農業参入の現状と課題」『農林金融』2007 年 7 月.
[85] 室屋有宏「増加する大企業の農業参入」『農中総研　調査と情報』2009 年 9 月.
[86] 室屋有宏「株式会社の農業参入」『農林金融』2009 年 12 月.
[87] 室屋有宏「農地制度改正後の『企業の農業参入』を考える」『農林金融』、2010 年 6 月.
[88] 室屋有宏「大手小売の農業参入戦略」『農中総研　調査と情報』2014 年 7 月.
[89] 室屋有宏「なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか」『農林金融』2015 年 5 月.
[90] 盛田清秀『農地システムの構造と展開』養賢堂、1998 年.
[91] 盛田清秀「食関連企業による農業参入の実態と展望」『農業と経済』第 74 巻第 1 号、2008 年.
[92] 緩鹿泰子・清水みゆき「全国展開を図る小売業の農業参入」『フードシステム研究』第 21 巻 2 号、2014 年.
[93] 八木宏典「21 世紀日本の農政改革の方向と経営政策」『農業経営研究』第 37 巻第 4 号、2006 年.
[94] 八木宏典「新しい農業経営の特質とその国際的地位」『農業経営研究』第 43 巻第 4 号、2006 年.
[95] 柳村俊介「誰が担う成長産業」『ニューカントリー』、2015 年 6 月.
[96] 吉野宣彦『家族酪農の経営改善-根室酪農専業地帯における実践から』日本経済評論社、2008 年.

参考資料1　参入企業　石狩地方

市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積ha
石狩市	223	生産法人	2010			福祉	野菜	しそとうきび	雇用対策	4.9
石狩市	213	生産法人	1998			販売業	畜産	豚肉	原料供給	4.3
恵庭市	225	生産法人	2006			飲食業	複合	生花野菜肉	原料供給	106.1
江別市	44	リース存続	2011		N	NPO法人	果	ブルーベリー	福祉	5.1
江別市	204	生産法人	2019			食品	畑作	小麦大豆等	原料供給	24.1
江別市	210	生産法人	2018			食品	畜産	肉牛肥育	原料供給	73.5
江別市	45	リース存続	2016		食	食品関連	野	パクチ(ハウス)	原料確保	0.3
江別市	219	生産法人	2011			販売業	野菜	南瓜アスパラ等	新分野	20.4
江別市	46	リース存続	2019		食	食品関連産業	野	野菜	原材料確保	4.6
北広島市	222	生産法人	2015			福祉	野菜	南瓜馬鈴薯	原料供給	4.4
北広島市	51	リース撤退	2011	2013	建	建設業	米	そば	法人化	2.0
北広島市	221	生産法人	2015			食品	野菜	ブロッコリー大根等	原料供給	45.7
札幌市	33	リース撤退	2012	2019	食	食品関連	野	野菜	原料確保	0.4
札幌市	209	生産法人	2007			食品	畜産	アスパライチゴ	新分野	1.0
札幌市	214	生産法人	2014			サービス	野菜	イチゴトマト	新分野	3.4
札幌市	36	リース存続	2014		販	小売業	花	洋蘭	原料確保	0.4
札幌市	9	リース存続	2009		食	食品関連	野	野菜	原料確保	1.2
札幌市	8	リース存続	2009		建	建設業	果	小果樹	多角化	0.6
札幌市	40	リース存続	2017		他	食品関連	野	米・野菜	原料確保	3.7
札幌市	32	リース撤退	2010	2014	他	サービス業	野	野菜	福祉	0.4
札幌市	34	リース存続	2013		他	サービス業	野	野菜	福祉	1.5
札幌市	37	リース存続	2014		食	食品関連	複	野菜	原料確保	1.3
札幌市	11	リース撤退	2007	2014	食	食品関連	野	畑作野菜	多角化	0.9
札幌市	3	リース法人化	2007	2013	他	観光農園	果	小果樹	多角化	0.8
札幌市	218	生産法人	2013			食品	野菜	トマトタマネギ	雇用対策	1.4
札幌市	10	リース撤退	2007	2017	食	食品関連	複	野菜	試験研究	1.7
札幌市	216	生産法人	2010			販売業	野菜	ベビーリーフ等	新分野	18.5
札幌市	39	リース存続	2017		他	サービス業	野	野菜	福祉	0.5
札幌市	224	生産法人	2017			宿泊業	複合	サクランボ等	原料供給	0.8
札幌市	5	リース法人化	2008	2008	他	産地商店	野	野菜	多角化	1.5
札幌市	12	リース撤退	2008	2010	建	建設業	野	野菜	不明	2.7
札幌市	41	リース存続	2018		他	不動産業	野	野菜	原料確保	5.7
札幌市	7	リース存続	2007		食	食品関連	米	そば	原料確保	3.3
札幌市	42	リース存続	2018		農	農業	野	ホウレンソウ	農業生産法人化	0.8
札幌市	2	リース法人化	2007	2010	建	造園業	野	野菜	多角化	0.4
札幌市	215	生産法人	2015			その他	野菜	トマトベビーリーフ	新分野	2.2
札幌市	6	リース存続	2007		N	NPO	野	畑作	地域貢献	0.8
札幌市	43	リース存続	2019		農	農業	果	リンゴ	原材料確保	2.0
札幌市	4	リース法人化	2008	2010	他	薬品会社	花	花卉	多角化	0.4
札幌市	38	リース存続	2016		他	不動産業	野	野菜	原料確保	0.7
札幌市	35	リース撤退	2013	2014	農	農業	野	野菜	法人化	1.4
札幌市	217	生産法人	2012			その他	野菜	ジャガイモ人参	新分野	4.2
札幌市	13	リース撤退	2008	2010	建	建設業	果	小果樹	不明	1.8
千歳市	49	リース撤退	2013	2015	食	食品関連	野	野菜	原料確保	3.2
千歳市	50	リース存続	2017		他	サービス業	果	ぶどう	事業多角化	2.8
千歳市	211	生産法人	2010			その他	畜産	養豚	その他	9.8
千歳市	48	リース存続	2013		製	製造業	野	野菜	事業多角化	6.3
千歳市	220	生産法人	2014			電気ガス	野菜	露地トマト等	新分野	91.7
千歳市	226		2009			電気ガス	その他	施設野菜	新分野	22.3
千歳市	212	生産法人	2006			販売業	畜産	肉牛育成販売	原料供給	2.3
千歳市	205	生産法人	2000			食品	畑作	甜菜等	原料供給	86.8
千歳市	47	リース存続	2012		他	サービス業	野	野菜	福祉	2.1
当別町	227	生産法人	2012			販売業	その他	水稲	新分野	0.6
当別町	206	生産法人	2003			食品	畑作	水稲小麦	新分野	45.8
当別町	207	生産法人	2005			食品	畑作	南瓜	原料供給	17.8
当別町	208	生産法人	2011			その他	畑作	水稲野菜	その他	9.1
当別町	228	生産法人	2016			その他	その他	南瓜	新分野	3.5
当別町	229	生産法人	2019			その他	その他	いちご	新分野	1.8

参考資料2　参入企業　空知地方

市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積ha
芦別市	187	生産法人	2005			建設業	野菜	メロンスイカ等	雇用確保	6.9
芦別市	182	生産法人	1999			教育等	畑作	馬鈴薯等	その他	59.9
岩見沢市	200	生産法人	2002			サービス	その他	野菜各種	その他	16.8
岩見沢市	190	生産法人	2004			その他	果樹	ブドウ	新分野	9.1
岩見沢市	189	生産法人	2011			その他	果樹	ブドウ	その他	9.9
岩見沢市	194	生産法人	2010			建設業	複合	米麦等	その他	44.6
浦臼町	198	生産法人	1997			食品	複合	畑作肉用牛	その他	1349.7
浦臼町	192	生産法人	1997			食品	果樹	ブドウ	原料供給	187.4
雨竜町	185	生産法人	2004			食品	畑作	大豆蕎麦等	原料供給	78.4
雨竜町	202	生産法人	2014			福祉	その他	水稲	雇用対策	7.5
栗山町	31	リース撤退	2016	2018	食	食品関連	米	稲作畑作	事業多角化	2.3
栗山町	197	生産法人	2013			サービス	複合	米とうもろこし	原料供給	16.0
栗山町	30	リース存続	2011		販	小売業(種苗販売)	複	畑作野菜	事業多角化	2.1
栗山町	196	生産法人	2000			サービス	複合	果樹野菜等	遊休農地対策	5.0
新十津川町	199	生産法人	2006			サービス	複合	水稲ソバ	新分野	15.9
砂川市	183	生産法人	2012			食品	畑作	米麦等	原料供給	3.2
砂川市	24	リース存続	2015		農	農業	野	えん麦	事業の多角化	5.5
滝川市	188	生産法人	2010			食品	野菜	トマトレタス等	原料供給	94.4
滝川市	22	リース存続	2019		食	酒造会社	果	ブドウ	原料確保	19.0
滝川市	23	リース撤退	2019	2019	食	羊肉加工	畜	羊	原料確保	11.8
滝川市	21	リース存続	2014		他	製薬会社	工	生薬	原料確保	61.8
滝川市	195	生産法人	2015			建設業	複合	とうきび	新分野	2.2
長沼町	29	リース存続	2013		食	食品関連	米	畑作	法人化	14.1
長沼町	184	生産法人	2018			建設業	畑作	ソバ・人参	新分野進出	5.4
南幌町	28	リース存続	2018		農	農業(野菜)	野	野菜	事業の多角化	1.1
沼田町	203	生産法人	2008			建設業	その他	米野菜等	新分野	38.9
美唄市	186	生産法人	2009			建設業	畜産	めん羊	雇用確保	0.8
深川市	25	リース撤退	2011	2017	他	公益事業	米	そば	事業多角化	2.2
深川市	27	リース存続	2017		他	その他	米	そば	事業多角化	23.6
深川市	26	リース法人化	2012	2019	農	農業	米	そば	法人化	188.5
深川市	201	生産法人	1965			その他	その他	ニンニク	原料供給	75.8
三笠市	19	リース存続	2014		農	食品関連	野	野菜	事業多角化	28.9
三笠市	20	リース撤退	2014	2019	農	農業	野	畑作	法人化	0.2
三笠市	191	生産法人	2007			食品	果樹	ブドウ	原料供給	11.4
夕張市	193	生産法人	2010			建設業	複合	メロンスイカ等	その他	9.2
夕張市	1	リース法人化	2009	2014	他	薬品会社	工	薬草	原料確保	0.8
夕張市	181	生産法人	2019			その他	畑作	ソヨウ等	原料供給	121.5

参考資料3　参入企業　上川地方

市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積ha
旭川市	98	リース存続	2013		食	食品関連	野	野菜	原料確保	1.0
旭川市	278	生産法人	1991			販売業	畑作	黒大豆	新分野	1.3
旭川市	292	生産法人	2010			建設業	野菜	とうもろこし	新分野	5.8
旭川市	276	生産法人	2014			建設業	畑作	そば	雇用対策	0.1
旭川市	275	生産法人	2008			建設業	畑作	そば牧草	新分野	65.2
旭川市	97	リース法人化	2010	2011	建	建設業	野	野菜		1.7
旭川市	99	リース法人化	2014	2015	他	サービス業	工	てん菜	事業の多角化	6.1
旭川市	277	生産法人	2016			食品	畑作	そば	原料供給	116.8
旭川市	291	生産法人	2010			建設業	野菜	ほうれん草等	雇用対策	2.7
旭川市	296	生産法人	2015			その他	複合	水稲トマト等	その他	62.9
鷹栖町	108	リース撤退	2017	2019						13.8
鷹栖町	106	リース法人化	2016	2019	食	青果卸売	野	畑作	原料確保	20.9
鷹栖町	107	リース法人化	2017	2019						13.8
鷹栖町	105	リース法人化	2014	2015	他	サービス業	工	てん菜	多角化	8.1
当麻町	298	生産法人	2004			販売業	複合	米野菜等	原料供給	135.9
東神楽町	109	リース存続	2017		他	派遣業	野	椎茸	事業多角化	1.0
東神楽町	300	生産法人	2016			建設業	複合	米アスパラ等	雇用対策	17.2
東川町	112	リース存続	2017		農	農業	野	野菜	事業多角化	4.4
東川町	113	リース存続	2019		他	賃貸業・農業	果	ブルーベリー	観光・体験	0.5
比布町	110	リース撤退	2011	2016	N	NPO法人	野	野菜	福祉	0.3
比布町	111	リース撤退	2011	2012	建	建築業・農業	畜	飼料米		4.8
美瑛町	114	リース撤退	2011	2013	食	食品関連	野	未熟唐黍	法人化	12.8
美瑛町	290	生産法人	2008			食品	畜産	生乳バター等	原料供給	65.2
美瑛町	115	リース法人化	2016	2019	他	コントラクター	野	野菜	事業多角化	3.1
上富良野町	299	生産法人	2009			建設業	複合	水稲野菜	新分野	20.6
上富良野町	116	リース撤退	2011	2016	食	食品関連	工	ホップ	原料確保	1.8
中富良野町	117	リース法人化	2013	2017	食	食品関連	野	野菜	事業多角化	2.2
中富良野町	295	生産法人	2015			食品	果樹	山羊乳等	原料供給	44.8
富良野市	285	生産法人	2012			運輸業	畑作	メロントマト等	新分野	4.9
富良野市	103	リース存続	2017		他				多角化	7.8
富良野市	104	リース存続	2018		他	コントラクター	複	畑作牧草	多角化	0.9
富良野市	102	リース法人化	2010	2018	他				事業多角化	28.9
富良野市	284	生産法人	2011			販売業	畑作	メロンジャガイモ等	新分野	13.4
富良野市	287	生産法人	2006			販売業	畑作	メロン人参等	新分野	6.4
富良野市	286	生産法人	2004			建設業	畑作	ビート小麦	雇用対策	55.1
南富良野町	294	生産法人	2010			その他	野菜	人参大根等	新分野	50.0
剣淵町	119	リース法人化	2011	2019	農	農業	複	畑作	法人化	5.4
剣淵町	118	リース撤退	2011	2017	建	建設業	工	てん菜	事業多角化	2.5
士別市	282	生産法人	1994			販売業	畑作	トマト南瓜等	原料供給	31.3
士別市	279	生産法人	2013			建設業	畑作	甜菜等	雇用対策	38.4
士別市	288	生産法人	2006			その他	畜産	養豚大豆	その他	45.7
士別市	100	リース法人化	2013	2015	他	その他	工	てん菜	事業多角化	2.7
士別市	283	生産法人	2019			販売業	畑作	羊畜牧草	新分野	1.6
士別市	297	生産法人	2004			建設業	複合	甜菜小麦畜産	雇用対策	133.4
士別市	280	生産法人	2015			運輸業	畑作	甜菜緑肥	原料供給	37.0
士別市	281	生産法人	2014			建設業	畑作	甜菜	新分野	7.7
下川町	17	リース存続	2005		建	建設業	野	野菜	多角化	0.9
下川町	16	リース撤退	2005		建	建設業	野	野菜	多角化	2.7
下川町	121	リース存続	2015		製	製造業	工	薬草	事業多角化	7.4
下川町	18	リース撤退	2005	2013	建	建設業	野	野菜	多角化	1.3
下川町	120	リース法人化	2014	2015	他	サービス業	工	てん菜	法人化	12.7
下川町	303	生産法人	2004			運輸業	その他	飼料生乳	新分野	604.0
中川町	302	生産法人	2012			建設業	その他	その他	新分野	2.1
名寄市	289	生産法人	2017			運輸業	畜産	牧草	原料供給	4.0
名寄市	101	リース存続	2017		製	製紙業	他	薬草	多角化	5.8
名寄市	293	生産法人	2003			建設業	野菜	南瓜等	雇用対策	10.5
美深町	301	生産法人	2014			その他	複合	もち米南瓜等	その他	50.8

参考資料４　参入企業　後志地方

市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積 ha
小樽市	243	生産法人	2017			その他	果樹	ブドウ	新分野	3.7
京極町	231	生産法人	2004			その他	畑作	馬鈴薯	その他	0.9
共和町	230	生産法人	2014			食品	畑作	馬鈴薯大根	原料供給	5.4
倶知安町	237	生産法人	2010			宿泊業	野菜	野菜馬鈴薯等	原料供給	3.2
倶知安町	232	生産法人	2001			食品	畑作	馬鈴薯ソバ等	新分野	25.9
倶知安町	233	生産法人	2012			その他	畑作	馬鈴薯甜菜等	新分野	17.9
黒松内町	52	リース撤退	2013	2016	食	飲料水販売	野	野菜	事業多角化	2.7
黒松内町	238	生産法人	2008			食品	野菜	馬鈴薯等	原料供給	9.4
黒松内町	236	生産法人	2007			食品	畜産	牛乳牧草	原料供給	236.1
積丹町	55	リース存続	2017		農	農業	野	かぼちゃ	原料確保	25.3
積丹町	56	リース存続	2019		**農**	**農業**	**他**	**ポタニカル**	**原材料確保**	5.7
仁木町	235	生産法人	1998			サービス	畑作	トマトブドウ等	その他	9.5
仁木町	245	生産法人	2014			情報通信	複合	トマトブドウ	新分野	44.8
仁木町	57	リース存続	2016		食	食品関連	野	野菜果樹	事業多角化	2.2
余市町	239	生産法人	2014			飲食業	果樹	ブドウ	原料供給	16.2
余市町	241	生産法人	2012							10.8
余市町	242	生産法人	2017			食品	果樹	ブドウ	原料供給	6.1
余市町	240	生産法人	2014			食品	果樹	ブドウ	原料供給	6.3
蘭越町	53	リース法人化	2010	2011	建	建設業	米	稲作		13.6
蘭越町	244	生産法人	2011				複合	水稲野菜	その他	28.3
蘭越町	54	リース存続	2012		他	サービス業	複	野菜そば	法人化	2.9
蘭越町	234	生産法人	2012				畑作	ソバ野菜	その他	1.5
留寿都村	14	リース存続	2008		他	観光業	畜	めん羊	原料確保	124.0

参考資料５　参入企業　渡島・桧山地方

支庁	市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積 ha
渡島	長万部町	91	リース撤退	2014	2015	農	肉牛	畜	牧草	多角化	197.4
渡島	鹿部町	87	リース存続	2017		農	肉牛	畜	牧草	原料確保	16.2
渡島	鹿部町	88	リース存続	2019		農	その他	他	牧草	多角化	3.8
渡島	七飯町	86	リース存続	2017		食	食品関連	果	ブドウ	原料確保	1.7
渡島	函館市	80	リース存続	2010		N	NPO法人	畜	牧草	地域貢献	0.6
渡島	函館市	81	リース撤退	2013	2015	N	NPO法人	野	畑作	福祉	0.7
渡島	函館市	264	生産法人	2017			食品	果樹	ブドウ	新分野	7.0
渡島	北斗市	82	リース法人	2013	2017	N	その他(地域貢献)	野	野菜	地域貢献	1.6
渡島	北斗市	83	リース存続	2015		他	サービス業	野	野菜	事業多角化	1.6
渡島	北斗市	85	リース存続	2019		他	その他(太陽光発電)	他	牧草	事業多角化	8.9
渡島	北斗市	84	リース存続	2018		食	食品関連	果	ブドウ	原料確保	18.1
渡島	森町	90	リース存続	2018		食	食品関連	複	野菜・果樹	事業多角化	23.9
渡島	森町	89	リース存続	2012		他	サービス業	複	畑作	事業多角化	4.4
渡島	八雲町	265	生産法人	2000			建設業	複合	いちご牧草	雇用対策	3.1
檜山	厚沢部町	96	リース撤退	2012	2014	他	その他	果	ブドウ	事業多角化	1.0
檜山	厚沢部町	267	生産法人	2006			食品	畑作	さつまいも等	新分野	38.1
檜山	江差町	269	生産法人	2004			建設業	野菜	いちごそば	雇用対策	1.0
檜山	江差町	271	生産法人	2011			建設業	複合	水稲ニクニク等	雇用対策	3.5
檜山	奥尻町	274	生産法人	2007			建設業	その他	ブドウ	雇用対策	36.8
檜山	上ノ国町	94	リース存続	2017		農	農業(建設業子会社)	野	野菜	事業多角化	2.2
檜山	上ノ国町	93	リース法人	2014	2017	農	農業(スーパーの子会社)	野	野菜	事業多角化	3.7
檜山	上ノ国町	95	リース存続	2016		農	養豚	畜	牧草	原料確保	6.3
檜山	上ノ国町	92	リース法人	2013	2014	農	農業	米	そば	法人化	2.0
檜山	上ノ国町	270	生産法人	2017			食品	野菜	トマト	新分野	7.9
檜山	上ノ国町	266	生産法人	2014			建設業	畑作	そばさやエンドウ	新分野	29.0
檜山	せたな町	15	リース法人	2004	2008	農	食品関連	複	野菜牛乳	原料確保	65.3
檜山	せたな町	272	生産法人	2003			販売業	複合	レタス鶏卵牧草	原料供給	520.7
檜山	せたな町	273	生産法人	2005			販売業	複合	水稲大豆なたね	原料供給	19.7
檜山	せたな町	268	生産法人	2004			建設業	畜産	牧草	雇用対策	31.2

参考資料６　参入企業　胆振・日高地方

支庁	市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積 ha
胆振	安平町	75	リース存続	2017		農	農業	畜	蔬菜	事業多角化	25.0
胆振	安平町	72	リース法人	2010	2011	農	農業	複	畑作野菜		3.2
胆振	安平町	73	リース存続	2011		他	サービス業	米	畑作	多角化	15.0
胆振	安平町	77	リース存続	2018		農	農産物卸売業	野	野菜	事業多角化	14.8
胆振	安平町	74	リース撤退	2013	2019	食	食品関連	野	野菜	事業多角化	0.5
胆振	安平町	76	リース法人	2017	2018	農	軽種馬	畜	牧草	事業多角化	11.9
胆振	白老町	250	生産法人	2019			食品	畑作	イチゴ肉用牛	その他	14.2
胆振	壮瞥町	70	リース存続	2018		食	食品関連	果	ブドウ	原料確保	0.5
胆振	伊達市	65	リース撤退	2010	2016	他	その他	複	野菜	事業多角化	0.9
胆振	伊達市	251	生産法人	1990			飲食業	畜産	生乳ハーブ等	原料供給	87.5
胆振	伊達市	67	リース撤退	2014	2015	農	肉牛	畜	牧草	事業多角化	471.7
胆振	伊達市	248	生産法人	2004			建設業	畑作	ながいもアロニア	その他	27.6
胆振	伊達市	256	生産法人	2017			飲食業	果樹	ハスカップ	原料供給	15.1
胆振	伊達市	66	リース存続	2014		食	食品関連	野	野菜	事業多角化	1.1
胆振	伊達市	253	生産法人	2009			その他	野菜	ニンニクつくね芋	その他	1.2
胆振	伊達市	252	生産法人	2009			宿泊業	野菜	施設野菜等	原料供給	72.5
胆振	伊達市	68	リース存続	2016		食	食品関連	野	野菜	事業多角化	0.9
胆振	洞爺湖町	71	リース撤退	2014	2015	農	農業	畜	牧草	事業多角化	151.1
胆振	苫小牧市	247	生産法人	2016			食品	畑作	トマトピーマン	原料供給	0.4
胆振	苫小牧市	61	リース存続	2019		農	食品関連	野	野菜	事業多角化	1.3
胆振	苫小牧市	59	リース存続	2015		他	不動産他	複	肉牛他	事業多角化	9.4
胆振	苫小牧市	60	リース存続	2016		他	造園業	他	芝生	原料確保	13.8
胆振	苫小牧市	246	生産法人	2014			その他	畑作	こむぎ馬鈴薯等	新分野	27.7
胆振	苫小牧市	255	生産法人	2012			建設業	果樹	ハスカップ等	新分野	3.2
胆振	苫小牧市	58	リース撤退	2011	2016	建		果	小果樹	事業多角化	3.2
胆振	**豊浦町**	69	リース存続	2019		**農**	農業(観光農園等)	**複**	**ブルーベリー等**	**観光・体験**	0.0
胆振	豊浦町	257	生産法人	2013			その他	その他	トリカブト	原料供給	17.1
胆振	登別市	63	リース存続	2011		食	酪農・加工	畜	牧草	地域貢献	1.8
胆振	登別市	64	リース撤退	2013	2015	食	その他(花苗生産)	複	畑作野菜	地域貢献	1.0
胆振	登別市	62	リース撤退	2010	2013	他	その他	野	畑作野菜	地域貢献	1.8
胆振	むかわ町	249	生産法人	2008			食品	畑作	馬鈴薯カボチャ	原料供給	765.1
胆振	むかわ町	254	生産法人	2014			飲食業	野菜	トマトレタス	原料供給	5.1
日高	浦河町	79	リース撤退	2014	2017	他	その他	野	牧草野菜	事業多角化	8.5
日高	新ひだか町	258	生産法人	2005			建設業	畜産	肉牛	新分野	50.9
日高	新ひだか町	259	生産法人	2005			建設業	畜産	肉牛	新分野	3.5
日高	新ひだか町	260	生産法人	2009							2.0
日高	新ひだか町	263	生産法人	2012			食品	野菜	ミニトマト	原料供給	1.0
日高	新ひだか町	261	生産法人	2005			建設業	畜産	豚	新分野	4.9
日高	新冠町	78	リース存続	2017		他	軽種馬	畜	牧草	事業多角化	6.8
日高	日高町	262	生産法人	2008			その他	畜産	肉牛	原料供給	231.4

参考資料７　参入企業　留萌・宗谷地方

支庁	市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積 ha
留萌	遠別町	305	生産法人	2003			建設業	畑作	甜菜小麦	新分野	96.6
留萌	遠別町	306	生産法人	2003			建設業	畑作	長芋小麦大豆	新分野	53.3
留萌	初山別村	304	生産法人	2011			建設業	畑作	そば南瓜	新分野	11.1
留萌	天塩町	122	リース存続	2017		農	農業	野	南瓜	原料確保	18.9
留萌	天塩町	307	生産法人	2005			建設業	畜産	育成牛肉牛	雇用対策	185.1
留萌	天塩町	308	生産法人	2004			建設業	畜産	和牛育成受託	雇用対策	542.7
宗谷	枝幸町	309	生産法人	2016			運輸業	畜産	畜産	その他	4,600.0
宗谷	中頓別町	124	リース存続	2011		他	公益法人	野	畑作	福祉	5.5
宗谷	稚内市	311	生産法人	2000			建設業	その他	生芝	原料供給	42.8
宗谷	稚内市	310	生産法人	1997			建設業	野菜	カボチャとうもろこし等	その他	25.5
宗谷	稚内市	312	生産法人	2015			建設業	その他	牧草販売	新分野	428.3
宗谷	稚内市	123	リース存続	2012		建	建設業	野	ジャガイモ	雇用維持	4.5

参考資料８　参入企業　十勝地方

市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積ha
足寄町	154	リース法人	2016	2019	農	農業	果	いちご	事業多角化	1.0
足寄町	153	リース存続	2014		他	サービス業	果	木いちご	事業多角化	4.1
足寄町	158	リース存続	2018		食	食品関連	野	ばれいしょ	事業多角化	7.3
足寄町	155	リース法人	2016	2017	建	土木建設業	畜	牧草	事業多角化	38.4
足寄町	157	リース存続	2018		他	サービス業	野	きくいも	事業多角化	2.0
足寄町	156	リース存続	2017		農	農業	果	いちご	雇用確保	0.8
足寄町	367	生産法人	2016			その他	畜産	和牛	雇用対策	50.0
足寄町	377	生産法人	2016			運輸業	その他	いちご等	新分野	3.0
池田町	366	生産法人	2014			サービス業	畜産	肉用牛	その他	51.1
池田町	376	生産法人	2015			建設業	その他	ブドウ花等	新分野	26.6
浦幌町	161	リース撤退	2014	2018	農	農業	野	野菜	法人化	6.2
浦幌町	159	リース存続	2012		他	コントラクター	複	畑作酪農	事業多角化	4.4
浦幌町	160	リース存続	2012		建	建設業	複	畑作造園	事業多角化	8.8
浦幌町	356	生産法人	2008			建設業	畑作	玉葱豆類等	雇用対策	8.0
浦幌町	355	生産法人	2007			食品	畑作	甜菜	原料供給	526.5
音更町	145	リース撤退	2011	2012	農	農業	複	畑作野菜		2.9
音更町	368	生産法人	2004			宿泊業	野菜	大根馬鈴薯等	原料供給	6.9
音更町	344	生産法人	1998			販売業	畑作	ビート	原料供給	4.2
帯広市	143	リース法人	2016	2017	食	食品関連	野	畑作	法人化	5.0
帯広市	343	生産法人	2003			建設業	畑作	馬鈴薯等	新分野	73.1
帯広市	357	生産法人	2008			販売業	畜産	豚	原料供給	28.2
帯広市	144	リース存続	2018		食	食品関連	野	野菜	事業多角化	2.0
帯広市	142	リース存続	2013		他	サービス業	工	てん菜	原材料確保	12.2
上士幌町	358	生産法人	1995			建設業	畜産	ホル育成肉牛	雇用対策	90.0
更別村	346	生産法人	2006			販売業	畑作	豆小麦等(有機)	原料供給	126.5
清水町	371	生産法人	1991			情報通信	複合	山羊等	その他	121.4
清水町	369	生産法人	2007			サービス業	野菜	アスパラ	新分野	15.0
新得町	146	リース撤退	2011	2017	農	酪農	畜	牧草デント	原料確保	128.8
新得町	359	生産法人	2015			運輸業	畜産	牛乳	新分野	147.9
新得町	374	生産法人	1991			食品	その他	そば	原料供給	99.4
大樹町	148	リース撤退	2010	2012	食	乳製品加工	畜	牧草		8.9
大樹町	362	生産法人	2008			飲食業	畜産	肉牛小麦	原料供給	354.9
大樹町	363	生産法人	2015					牧草デントコーン	原料供給	149.9
大樹町	348	生産法人	2007			その他	畑作	牧草	その他	126.2
大樹町	375	生産法人	2003			販売業	その他	芝生	原料供給	45.4
大樹町	347	生産法人	2001			食品	畑作	甜菜デントコーン	原料供給	288.5
広尾町	149	リース法人	2013	2016	農	酪農	畜	牧草デント	法人化	31.2
広尾町	361	生産法人	2007			宿泊業	畜産	牧草肉牛	新分野	7.4
本別町	373	生産法人	2011			建設業	複合	甜菜豆野菜等	雇用対策	2.3
本別町	372	生産法人	1986			建設業	複合	びーと小麦和牛	雇用対策	65.0
本別町	354	生産法人	2014			食品	畑作	小麦馬鈴薯	原料供給	2.4
幕別町	150	リース法人	2010	2011	農	養豚	畜	牧草		9.2
幕別町	151	リース存続	2011		農	肥料製造	野	長芋	事業多角化	4.9
幕別町	152	リース法人	2011	2016	他	造園業	花	苗木	原料確保	2.2
幕別町	351	生産法人	2011			食品	畑作	人参牛蒡等	原料供給	21.4
幕別町	353	生産法人	2016			販売業	畑作	キャベツ大根等	雇用対策	13.7
幕別町	365	生産法人	2014			販売業	畜産	生乳野菜	新分野	27.8
幕別町	352	生産法人	2015			販売業	畑作	小麦デントコーン	新分野	20.3
幕別町	364	生産法人	2003			食品	畜産	肉用牛肥育馬	新分野	8.6
幕別町	349	生産法人	2013			建設業	畑作	小麦	新分野	58.5
幕別町	350	生産法人	2001			建設業	畑作	根菜類	雇用対策	2.4
芽室町	147	リース存続	2013		他	サービス業	複	畑作	原料確保	3.0
芽室町	370	生産法人	2003			飲食業	野菜	大根等	原料供給	2.0
芽室町	360	生産法人	2014			食品	畜産	肉豚小麦	その他	63.4
芽室町	345	生産法人	2014			食品	畑作	馬鈴薯スイートコーン	原料供給	4.8

参考資料９　参入企業　オホーツク地方

市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積 ha
網走市	128	リース撤退	2012	2014	食	食品関連	野	野菜	原料確保	0.6
網走市	321	生産法人	2012			販売業	畑作	レタス大根	新分野	8.2
網走市	331	生産法人	2007			食品	畜産	豚野菜	新分野	258.5
網走市	320	生産法人	2014			食品	畑作	西洋わさび	原料供給	5.8
遠軽町	138	リース撤退	2010	2011	建	建設業	複	畑作		7.2
遠軽町	140	リース存続	2015		N	NPO法人	野	畑作	原料確保	0.4
遠軽町	139	リース法人化	2014	2016	農	酪農業	畜	牧草デント	法人化	71.2
遠軽町	342	生産法人	1970			その他	その他	苗木種子採取	その他	40.9
遠軽町	328	生産法人	2018			建設業	畑作	南瓜	原料供給	5.8
遠軽町	327	生産法人	2003			建設業	畑作	そば	その他	2.6
雄武町	338	生産法人	2014			食品	複合	ﾁｰｽﾞ等	原料供給	141.7
興部町	334	生産法人	2015			運輸業	畜産	牧草	新分野	12.2
北見市	125	リース法人化	2011	2011	N	NPO法人	花	花卉		0.2
北見市	319	生産法人	2018			建設業	畑作	かぼちゃ馬鈴薯等	新分野	45.0
北見市	126	リース法人化	2013	2018	建	建設業	野	畑作	事業多角化	6.0
北見市	127	リース法人化	2013	2014	農	農業	工	てん菜	法人化	4.3
北見市	340	生産法人	2013			食品	その他	ハッカ香草	原料供給	2.0
北見市	315	生産法人	2002			その他	畑作	小麦玉葱等	新分野	35.4
北見市	317	生産法人	2011			建設業	畑作	葉物野菜	新分野	0.5
北見市	339	生産法人	1997			建設業	その他	ハーブ	雇用対策	9.6
北見市	314	生産法人	2004			運輸業	畑作	玉葱(有機)	新分野	10.3
北見市	313	生産法人	2003			運輸業	畑作	玉葱人参	新分野	15.0
北見市	316	生産法人	2011			その他	畑作	甜菜小麦等	新分野	43.3
北見市	318	生産法人	2013			食品	畑作	甜菜	原料供給	81.2
訓子府町	136	リース撤退	2010	2011	食	食品関連	野	畑作		3.6
訓子府町	325	生産法人	2005			建設業	畑作	玉葱ﾋﾞｰﾄ等	雇用対策	28.2
訓子府町	326	生産法人	2012			建設業	畑作	ﾋﾞｰﾄ小麦等	雇用対策	34.5
小清水町	135	リース存続	2019		**他**	専門サービス業	**野**	**ほうれん草等**	**試験研究**	0.1
小清水町	134	リース存続	2012		農	酪農	畜	牧草デント	原料確保	1.8
小清水町	133	リース存続	2012		食	食品関連	野	野菜	原料確保	0.6
小清水町	341	生産法人	2004			建設業	その他	いちご	雇用対策	3.7
斜里町	324	生産法人	2011			食品	畑作	人参馬鈴薯等	原料供給	9.4
斜里町	337	生産法人	2009			教育等	複合	トマトナス野菜等	新分野	4.1
滝上町	141	リース撤退	2014	2016	農	コントラクター	畜	デントコーン	事業多角化	5.7
津別町	336	生産法人	2016			販売業	複合	甜菜大豆等	新分野	21.6
津別町	137	リース撤退	2016	2019	農	食品関連	野	畑作	事業多角化	21.5
津別町	323	生産法人	2010			運輸業	畑作	甜菜小麦等	新分野	56.8
津別町	335	生産法人	2012			販売業	野菜	ブロッコリ-等	新分野	66.2
美幌町	132	リース存続	2014		建	建設業	野	畑作野菜	事業多角化	2.2
美幌町	131	リース存続	2010		食	食品関連	野	野菜	原料確保	0.1
紋別市	129	リース存続	2014		農	育成牛	畜	牧草	原料確保	26.2
紋別市	333	生産法人	2015			販売業	畜産	酪農	新分野	57.4
紋別市	130	リース撤退	2017	2019	食	食品関連	**野**	**南瓜**	**事業の多角化**	2.5
紋別市	332	生産法人	2014			その他	畜産	肉牛	その他	120.6
紋別市	322	生産法人	2006			食品	畑作	甜菜	原料供給	24.6
湧別町	330	生産法人	2009			飲食業	畑作	南瓜等	原料供給	13.7
湧別町	329	生産法人	2003			運輸業	畑作	甜菜	その他	52.1

参考資料１０　参入企業　釧路・根室地方

支庁	市町村	No.	形態	参入年	撤退・移行年	業種分類	業種内容	営農形態	作目	参入目的	面積 ha
釧路	釧路市	162	リース存続	2011		農	コントラクター	畜	牧草	事業多角化	11.1
釧路	釧路市	164	リース存続	2017		農	その他社団法人	他	ふき	試験研究	1.8
釧路	釧路市	163	リース存続	2016		農	農業	果	山ぶどう	試験研究	1.0
釧路	釧路市	385	生産法人	2016			運輸業	畜産	生乳	その他	60.2
釧路	釧路町	166	リース存続	2015		農	農業	果	小果樹	事業多角化	0.5
釧路	釧路町	165	リース撤退	2011	2019	農	農業(異業種経営者)	野	野菜	事業多角化	0.4
釧路	標茶町	167	リース撤退	2016	2018	農	農業	野	野菜	事業多角化	8.3
釧路	標茶町	383	生産法人	2013			販売業	畜産	牧草	原料供給	432.2
釧路	白糠町	384	生産法人	2006			サービス業	畜産	羊肉	原料供給	30.5
釧路	白糠町	387	生産法人	2004			林業	その他	苗園	原料供給	3.1
釧路	鶴居村	168	リース存続	2015		他	サービス業	花	花卉	地域貢献	0.2
釧路	弟子屈町	386	生産法人	2011			販売業	その他	牧草デントコーン	新分野	47.2
釧路	浜中町	378	生産法人	2011			建設業	畜産	生乳	新分野	213.5
釧路	浜中町	381	生産法人	2009			建設業	畜産	生乳牧草	新分野	396.6
釧路	浜中町	379	生産法人	2013			建設業	畜産	牧草育成牛	その他	45.4
釧路	浜中町	380	生産法人	2017			食品	畜産	牧草肥育牛	新分野	44.8
釧路	浜中町	382	生産法人	2018			商品	畜産	生乳牧草	新分野	46.2
根室	標津町	179	リース存続	2014		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	原料確保	2.8
根室	標津町	180	リース存続	2015		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	原料確保	3.6
根室	標津町	395	生産法人	2014			食品	畜産	大根	原料供給	58.0
根室	中標津町	177	リース存続	2010		製	肥料製造	畜	デント他	試験研究	0.7
根室	中標津町	178	リース存続	2012		他	農業販売業	野	野菜	事業多角化	2.0
根室	中標津町	392	生産法人	2017			サービス業	畜産	生乳	原料供給	81.2
根室	中標津町	393	生産法人	2018			販売業	畜産	生乳	原料供給	89.7
根室	中標津町	394	生産法人	2018			販売業	畜産	生乳	その他	74.0
根室	中標津町	390	生産法人	2011			建設業	畜産	生乳	その他	23.5
根室	中標津町	391	生産法人	2012			建設業	畜産	肉牛受精卵	原料供給	55.0
根室	中標津町	396	生産法人	2003			その他	花卉	花の苗	その他	0.7
根室	別海町	397	生産法人	2015			電気ガス	その他	牧草	原料供給	98.6
根室	別海町	388	生産法人	2014			その他	畜産	乳牛肥育育成	新分野	3.2
根室	別海町	389	生産法人	2016			その他	畜産	乳牛哺育育成	新分野	636.8
根室	別海町	176	リース存続	2017		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	11.3
根室	別海町	174	リース存続	2016		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	6.5
根室	別海町	172	リース存続	2016		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	2.1
根室	別海町	175	リース存続	2017		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	16.7
根室	別海町	169	リース存続	2010		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	10.5
根室	別海町	170	リース存続	2012		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	5.2
根室	別海町	171	リース存続	2012		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	6.6
根室	別海町	173	リース存続	2016		製	農業(牧草)製造業	畜	牧草	事業多角化	18.2